投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日　2026年11月6日

グローバル資産分散投資ファンド

Aコース(安定)

Bコース(やや安定)

Cコース(標準)

Dコース(やや積極)

Eコース(積極)

追加型投信/内外/資産複合

グローバル資産分散投資ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年11月5日に関東財務局長に提出しており、2026年11月6日にその届出の効力が発生しております。

発行者名	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　塩川　克史
本店の所在の場所	東京都中央区京橋二丁目2番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家からの請求により交付される請求目論見書です。

SBI岡三アセットマネジメント

・投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

・投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

目　次

目　次 1
第一部【証券情報】 2
（１）【ファンドの名称】 2
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 2
（３）【発行（売出）価額の総額】 2
（４）【発行（売出）価格】 2
（５）【申込手数料】 3
（６）【申込単位】 3
（７）【申込期間】 3
（８）【申込取扱場所】 3
（９）【払込期日】 3
（１０）【払込取扱場所】 3
（１１）【振替機関に関する事項】 3
（１２）【その他】 4
第二部【ファンド情報】 5
第１【ファンドの状況】 5
第２【管理及び運営】 58
第３【ファンドの経理状況】 65
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 177
第三部【委託会社等の情報】 178
第１【委託会社等の概況】 178

＜添付＞
投資信託約款

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）
グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）
グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）
グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）
グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）

以上を、総称して「ファンド」という場合、あるいは各々を「各ファンド」という場合があります。また、各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいう場合があります。

ファンド名	略称	
グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）	Ａコース（安定）	Aコース
グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）	Ｂコース（やや安定）	Bコース
グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）	Ｃコース（標準）	Cコース
グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）	Ｄコース（やや積極）	Dコース
グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）	Ｅコース（積極）	Eコース

なお、各ファンドを総称して「グローバル資産分散投資ファンド」という名称を用いる場合があります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。
当初元本は、1口当たり1円です。
委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて5,000億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した 1 口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、

便宜上１万口当たりで表示されることがあります。

◆　基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号　　03-3516-1300 受付時間　　営業日の午前９時～午後５時 ホームページ　　https://www.sbiokasan-am.co.jp

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。
※　お問合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（７）【申込期間】

2026年11月 6日から2027年 5月 7日まで

◆　申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。
※お問合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（９）【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

◆　詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
※お問合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

（１２）【その他】

■ **取得申込者の制限**

取得申込みは、岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社と投資一任契約を締結された投資者（受益者）に限るものとします。

※ファンドは、岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社と投資一任契約を締結された投資者（受益者）向けの専用ファンドですので、申込みや取引の詳細に関しては、投資一任契約の内容も併せてご覧ください。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドは、岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社と投資一任契約を締結された投資者（受益者）の皆さまの資金を運用するためのファンドです。 Ａコース（安定）、Ｂコース（やや安定）、Ｃコース（標準）、Ｄコース（やや積極）、Ｅコース（積極）の５つのファンドで構成されています。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドにつき、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国　　内	株　　式
追加型	海　　外	債　　券
	内　　外	不動産投信
		その他資産 （　　）
		資産複合

商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信及びその他資

	産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 **その他資産（投資信託証券(資産複合（株式　一般、債券　一般、不動産投信、その他資産）（資産配分変更型)))** 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	**年１回** 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　）	**グローバル（日本を含む）** 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	**ファミリーファンド** ファンド・オブ・ファンズ	あり（　） **なし**

※ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券)」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「資産複合」とは分類・区分が異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式　一般、債券　一般、不動産投信、その他資産）（資産配分変更型)))	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産（株式、債券、不動産投信、その他資産）を実質的な投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
年１回	目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産

（日本を含む）	（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注）ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。

■ファンドの特色

1 内外の株式、債券およびその他資産に分散投資を行います。

2 投資対象資産は、日本株式、海外株式、日本債券、海外債券およびその他資産（日本リート、海外リート、コモディティ等）とし、各資産への投資は、原則として日本インデックスオープン225・マザーファンド、J-REITインデックス・マザーファンドおよび内外の上場投資信託証券（ETF）を通じて行いますが、株式、債券、リート等へ直接投資を行う場合があります。なお、ETFの選定は、流動性やコスト等を勘案して行います。また、流動性やコスト等の条件により、上場投資証券（ETN）に投資を行う場合があります。

3 投資対象資産の配分にあたっては、ポートフォリオ全体の目標とするリスク水準を設定し、各資産の期待収益率、リスクおよび相関等の推計値により配分比率を決定します。そのため、各資産の推計値によっては全ての資産への配分が行われない場合があります。配分比率の見直しは、原則として3ヵ月毎に行います。

	Aコース（安定）	Bコース（やや安定）	Cコース（標準）	Dコース（やや積極）	Eコース（積極）
目標リスク水準（年率）	5%	7.5%	10%	13%	16%

※目標リスク水準は変更になる場合があります。

4 投資信託証券等の組入比率の合計は、高位を保つことを基本とします。

5 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

●分配方針

毎年2月6日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（2）【ファンドの沿革】

2023 年 2 月 6 日　投資信託契約締結、設定、運用開始

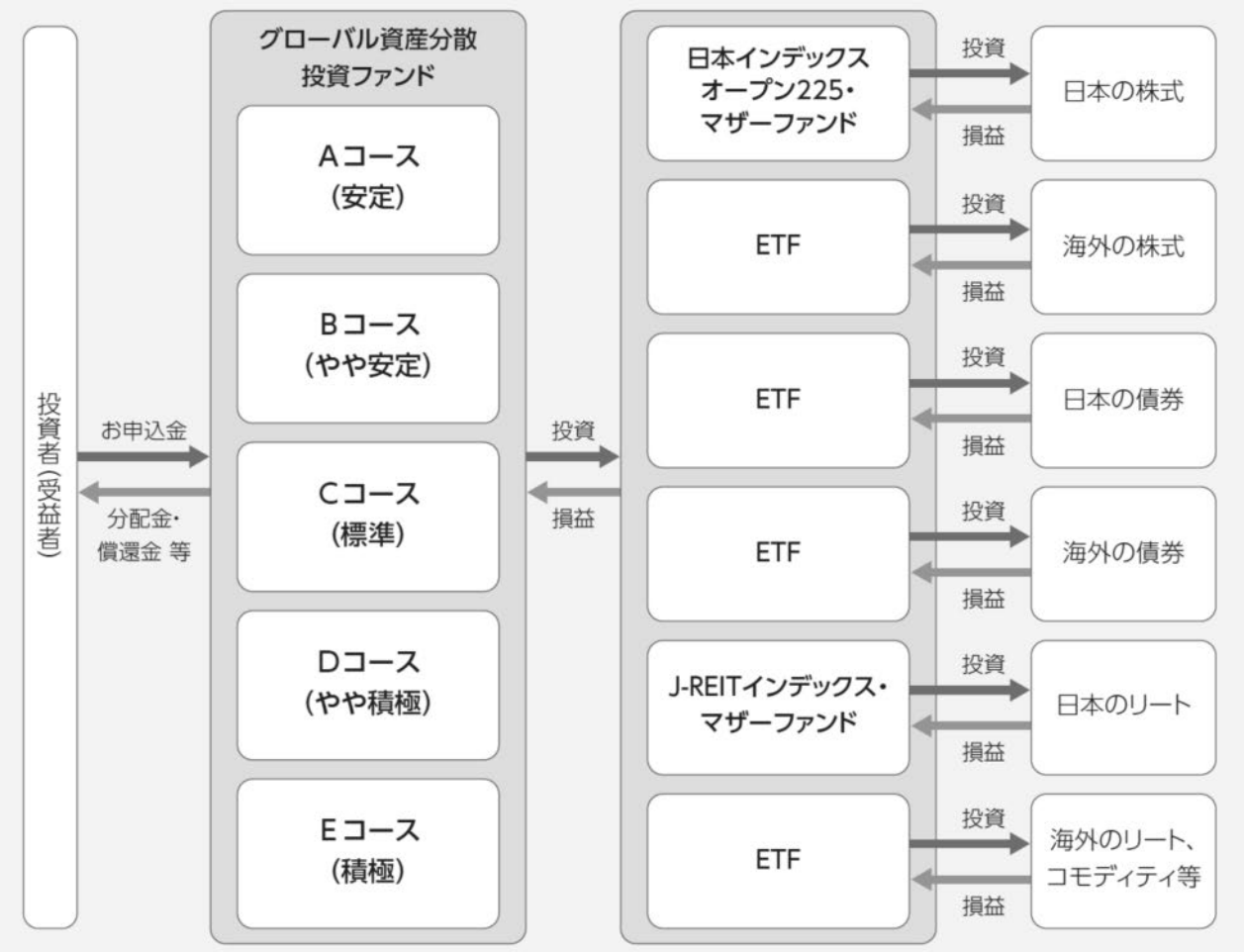
（3）【ファンドの仕組み】

■ **ファミリーファンド方式**

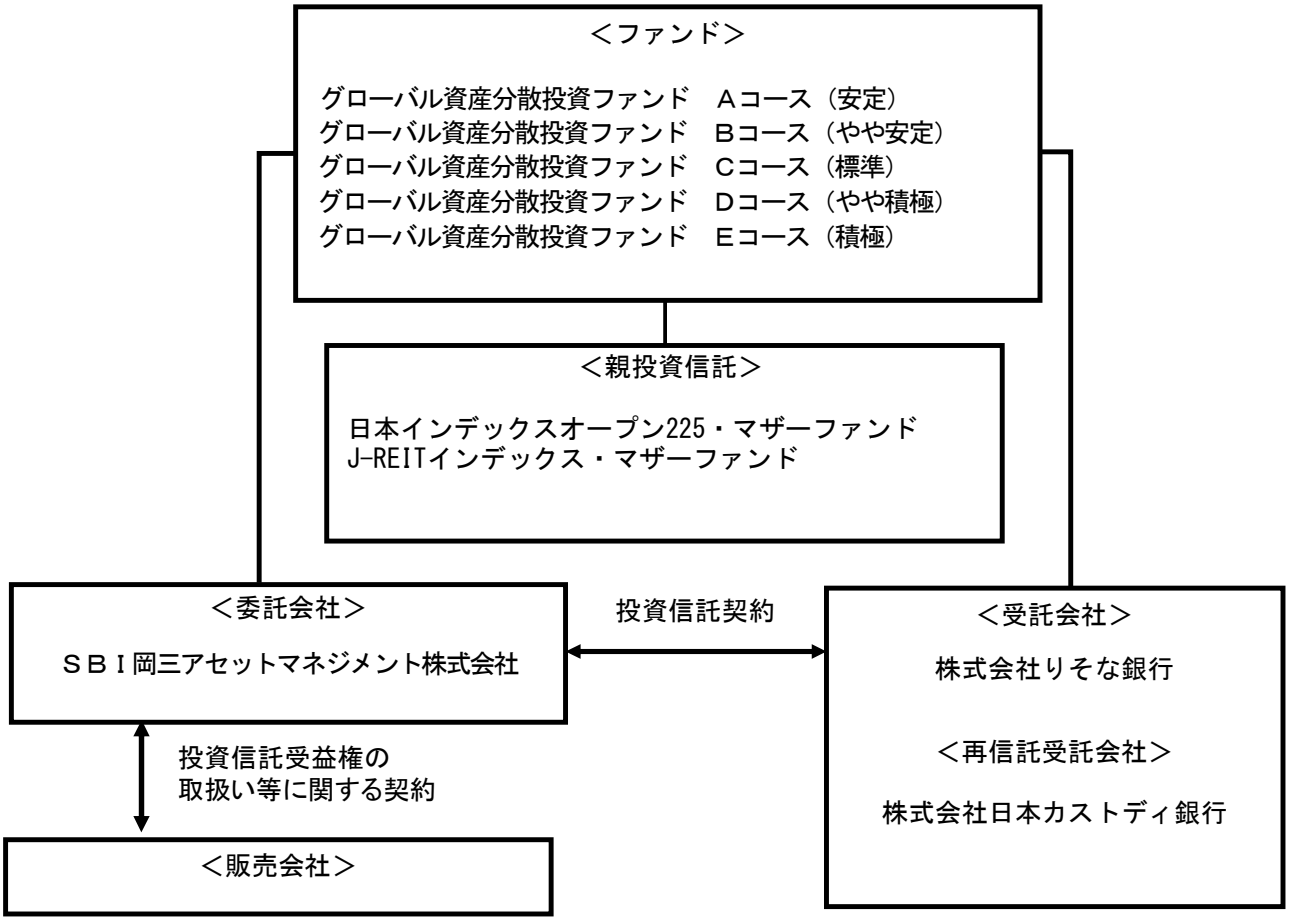
日本の株式および日本のリートについては、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

日本の株式および日本のリート以外の資産については、ETF を通じた運用、または直接投資による運用を行います。



■　ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。 また、投資一任業者と締結した「投資一任報酬等徴収に関する契約書」に基づき、受益者と投資一任業者との間で締結された投資一任契約に係る報酬等の徴収業務を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2026年8月末日現在）

◆ 資本金

1億円

◆ 委託会社の沿革

1964年10月 6日	「日本投信委託株式会社」設立
2008年 4月 1日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更
2023年 7月 1日	商号を「ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名　　称	住　　所	持株数	持株比率
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	577,400株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	554,701株	49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

■ **基本方針**

ファンドは、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

■ **運用方法**

a　投資対象

内外の取引所の上場投資信託証券(ETF)および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

b　投資態度

イ．投資信託証券への投資を通じて、実質的に内外の株式、債券およびその他資産に分散投資を行います。

ロ．投資対象資産は、日本株式、海外株式、日本債券、海外債券およびその他資産（日本リート、海外リート、コモディティ等）とし、各資産への投資は、原則として日本インデックスオープン225・マザーファンド、J-REIT インデックス・マザーファンドおよび内外の上場投資信託証券(ETF)を通じて行いますが、株式、債券、リート等へ直接投資を行う場合があります。なお、ETFの選定は、流動性やコスト等を勘案して行います。また、流動性やコスト等の条件により、上場投資証券(ETN)に投資を行う場合があります。

ハ．投資対象資産の配分にあたっては、ポートフォリオ全体の目標とするリスク水準を設定し、各資産の期待収益率、リスクおよび相関等の推計値により配分比率を決定します。そのため、各資産の推計値によっては全ての資産への配分が行われない場合があります。配分比率の見直しは、原則として3ヵ月毎に行います。

ニ．投資信託証券等の組入比率の合計は、高位を保つことを基本とします。

ホ．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ヘ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

■ **投資の対象とする資産の種類**

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a　次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引に限ります。）

ハ．金銭債権
ニ．約束手形

b　次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

■　運用の指図範囲

a　有価証券

委託会社は、信託金を、主としてＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託である日本インデックスオープン 225・マザーファンド、J-REIT インデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

イ．株券または新株引受権証書
ロ．国債証券
ハ．地方債証券
ニ．特別の法律により法人の発行する債券
ホ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
ヘ．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
ト．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
チ．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
リ．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
ヌ．コマーシャル・ペーパー
ル．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
ヲ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ.からル.までの証券または証書の性質を有するもの
ワ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
カ．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
ヨ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
タ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
レ．預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
ソ．外国法人が発行する譲渡性預金証書
ツ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
ネ．抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
ナ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
ラ．外国の者に対する権利でナ.の有価証券の性質を有するもの

b　金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金
ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
ハ．コール・ローン
ニ．手形割引市場において売買される手形
ホ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
ヘ．外国の者に対する権利でホ.の権利の性質を有するもの

c　特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)ファンドが投資するマザーファンドの概要

日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

委託会社	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、日経平均株価に採用されている銘柄を投資対象とします。
投資態度	①　日経平均株価（225 種）採用銘柄を投資対象とし、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等の組入れは行わないことがあります。 ②　資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、一時的に現物株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③　株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の 50%以下とします。
投資制限	①　株式への投資割合には制限を設けません。 ②　外貨建資産への投資は行いません。 ③　デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ④　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年 9 月 6 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

■　日経平均トータルリターン・インデックス について

・「日経平均トータルリターン・インデックス」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」自体及び「日経平均トータルリターン・インデックス」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
・「日経」及び「日経平均トータルリターン・インデックス」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。
・本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び本件受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」の構成銘柄、計算方法、その他、「日経平均トータルリターン・インデックス」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

J-REIT インデックス・マザーファンド

委託会社	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	東証 REIT 指数（配当込み）に連動する投資成果の獲得を目標として運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券（以下、「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として J-REIT に投資を行い、東証 REIT 指数（配当込み）に連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。 ② 東証 REIT 指数（配当込み）との連動性を維持することを目的に、J-REIT を投資対象とする上場投資信託証券（以下、「J-REIT ETF」といいます。）および J-REIT の指数を対象とする先物等に投資を行う場合があります。尚、一時的に J-REIT および J-REIT ETF の組入総額と先物等の買建玉の時価総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ J-REIT の組入比率は高位を保つことを基本とします。 ④ 資金動向、市況動向、投資信託財産の規模等によっては上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資は行いません。 ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年９月８日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行

	いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

■　東証 REIT 指数（配当込み）の著作権等について

① 配当込み東証 REIT 指数（以下、「東証 REIT 指数（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証 REIT 指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。

② ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。

③ ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証 REIT 指数（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

④ ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

⑤ 当ファンドは、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではありません。

⑥ ＪＰＸは、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。

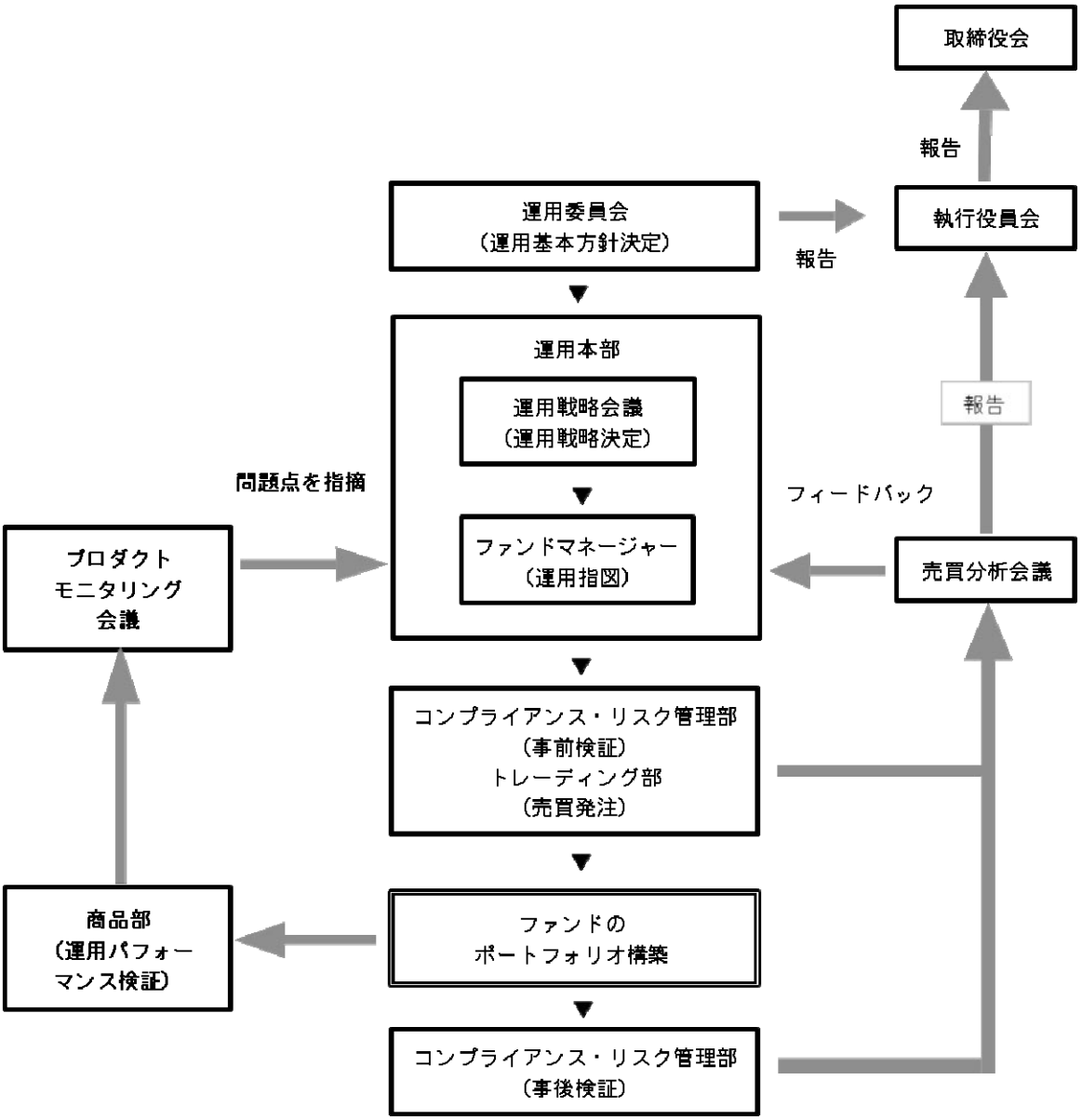
⑦ ＪＰＸは、当社又は当ファンドの購入者のニーズを東証 REIT 指数（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。

⑧ 以上の項目に限らず、ＪＰＸは当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

（３）【運用体制】

■　運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 （月１回開催）	運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 （月１回開催）	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいたファンドの運用戦略を決定します。
各運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定された運用戦略に基づき、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。
プロダクトモニタリング会議	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部に問題点を指摘して

（月１回開催）	改善を促します。
売買分析会議 （月１回開催）	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 （原則月１回開催）	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部 （4～6 名程度）	売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。
コンプライアンス・リスク管理部 （4～6 名程度）	運用指図の事前検証および事後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の確認等を行います。
商品部 （10～12 名程度）	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。

■　社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■　ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

※　運用体制等につきましては、2026 年 8 月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

■　毎年 2 月 6 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

a　分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

b　分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、分配を行わないことがあります。

c　留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

■　分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

（５）【投資制限】

＜約款に基づく投資制限＞

■ マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
■ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
■ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
■ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
■ デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
■ 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
■ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

■ 投資する株式等の範囲

a 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

b 上記 a の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

■ 信用取引の指図範囲

a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b 上記 a の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

イ．投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
ロ．株式分割により取得する株券
ハ．有償増資により取得する株券
ニ．売出しにより取得する株券
ホ．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
ヘ．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記ホ．を除きます。）の行使により取得可能な株券

■ 先物取引等の運用指図

a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

b　委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および外国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびにオプション取引を行うことの指図をすることができます。

c　委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

■　スワップ取引の運用指図

a　委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c　スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

d　上記ｃにおいて、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

f　委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■　金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

a　委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c　金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、保有金利商品の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

d　上記ｃにおいて、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e　為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

f　上記ｅにおいて、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

g　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

h　委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■　デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

■　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

■　外国為替予約取引の指図

a　委託会社は、投資信託財産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b　上記ａの予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c　上記ｂにおいて、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

d　上記ｂの限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

■　有価証券の貸付の指図および範囲

a　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b　上記 a に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
c　委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■　資金の借入れ

a　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
b　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
c　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
d　借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

＜同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条）＞

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a の数が b の数を超えることとなる場合には、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

a　委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数
b　当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
ファンドは、国内外の株式、国内外の債券、国内外の不動産投資信託証券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

＜投資リスク＞

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 不動産投資信託証券のリスク

・ 価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した不動産投資信託証券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した不動産投資信託証券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した不動産投資信託証券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

・ 分配金（配当金）減少リスク

利益の大部分を投資家に分配（配当）するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免される等の税制上の優遇措置を受けているため、利益と分配金（配当金）との連動性が高く、利益が減少した場合には、分配金（配当金）も同様に減少する可能性があります。

・ 信用リスク

支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合には、市場価格

が大幅に下落する可能性があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

・ **業績悪化リスク**

投資家から集めた資金や金融機関等からの借入金等を不動産に投資して、不動産から得られた利益を投資家に分配（配当）する金融商品です。したがって、不動産賃貸料の減少、不動産の売却損失の発生、借入金の金利負担の増加などにより、利益が減少する可能性があります。

・ **自然災害・環境問題等のリスク**

実物資産であるオフィスビル、商業施設、賃貸マンション等の不動産に投資を行うことから、地震等の自然災害、火災、環境問題等の予測不可能な偶発事象などにより、ビルや施設等が倒壊、毀損し、大きな損失を被る可能性があります。

・ **法律改正・税制の変更等によるリスク**

建築規制の強化、不動産にかかる税制の変更などにより、投資対象とする不動産の市場評価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、不動産投資信託にかかる税制の変更等により、市場価格が下落する可能性があります。

・ **上場廃止リスク**

取引所等が定める一定の基準に該当することにより、上場が廃止される可能性があります。

・ **流動性リスク**

株式市場と比較した場合、取引所等に上場している銘柄数は少なく、上場銘柄全体の時価総額も小さいことから、市場価格が大幅に変動する可能性があります。

■ **信用リスク**

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ **流動性リスク**

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ **カントリーリスク**

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

＜留意事項＞

・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待でき

る価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。

・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

＜投資リスクに対する管理体制＞（2026 年 8 月末日現在）

・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃、個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。

・ コンプライアンス・リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、一般社団法人資産運用業協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

発注前の検証については、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

発注後の検証については、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

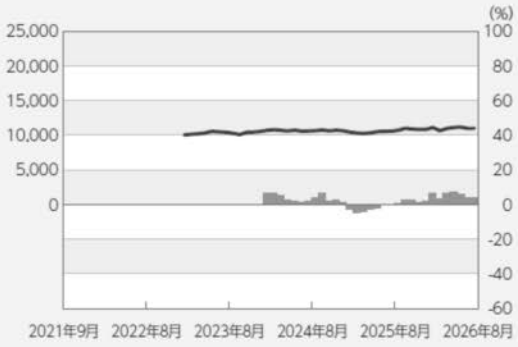
・ プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

(参考情報)

グローバル資産分散投資ファンド　Aコース(安定)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2021年9月末～2026年8月末

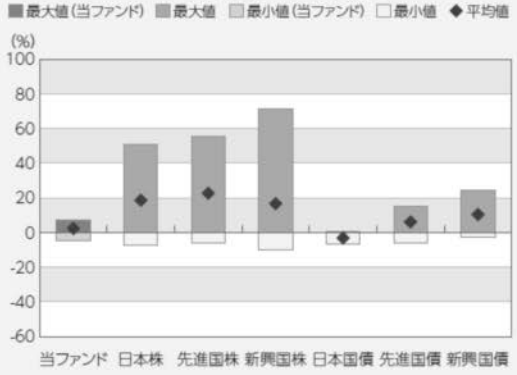


＊分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊年間騰落率は、2024年2月から2026年8月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2021年9月末～2026年8月末



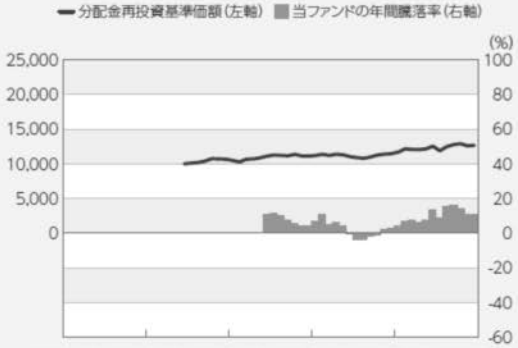
(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	7.5	50.5	55.7	71.2	0.4	15.4	24.5
最小値	△ 4.4	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値	2.3	18.6	22.7	16.6	△ 3.1	6.1	10.3

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年9月から2026年8月の5年間(当ファンドは2024年2月から2026年8月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

グローバル資産分散投資ファンド　Bコース(やや安定)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2021年9月末～2026年8月末

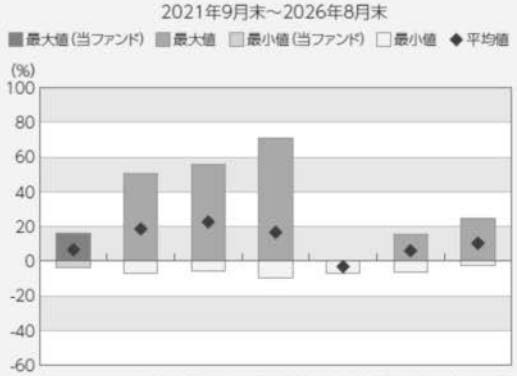


＊分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊年間騰落率は、2024年2月から2026年8月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2021年9月末～2026年8月末



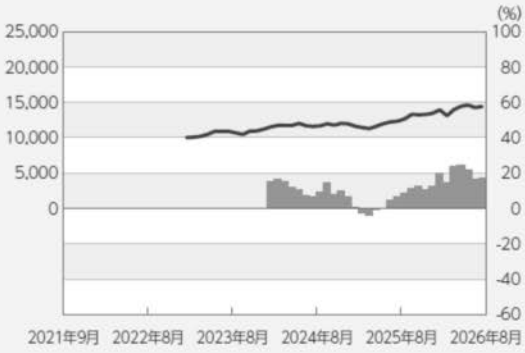
(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	16.2	50.5	55.7	71.2	0.4	15.4	24.5
最小値	△ 3.8	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値	6.6	18.6	22.7	16.6	△ 3.1	6.1	10.3

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年9月から2026年8月の5年間(当ファンドは2024年2月から2026年8月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

グローバル資産分散投資ファンド　Cコース(標準)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2021年9月末～2026年8月末

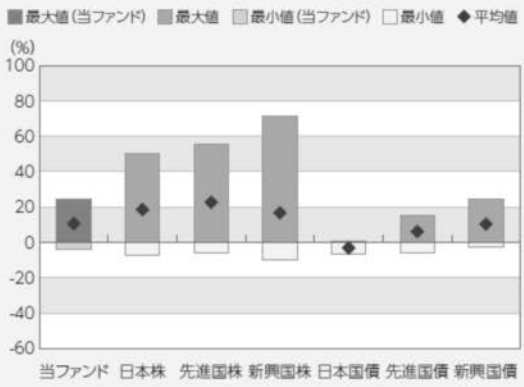


＊分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊年間騰落率は、2024年2月から2026年8月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2021年9月末～2026年8月末



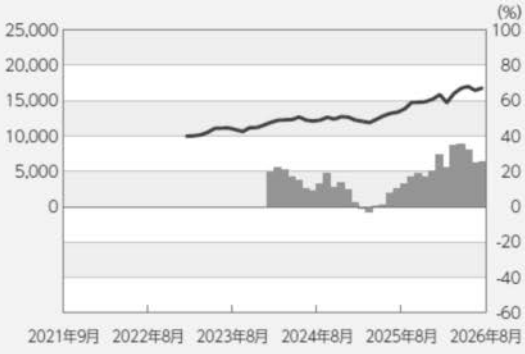
(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	24.2	50.5	55.7	71.2	0.4	15.4	24.5
最小値	△ 3.8	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値	10.6	18.6	22.7	16.6	△ 3.1	6.1	10.3

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年9月から2026年8月の5年間(当ファンドは2024年2月から2026年8月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

グローバル資産分散投資ファンド　Dコース(やや積極)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2021年9月末～2026年8月末

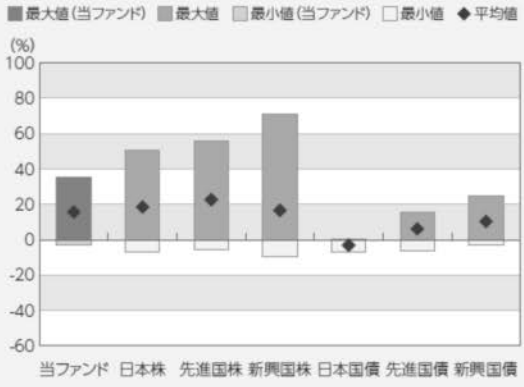


＊分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊年間騰落率は、2024年2月から2026年8月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2021年9月末～2026年8月末



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	35.3	50.5	55.7	71.2	0.4	15.4	24.5
最小値	△ 3.2	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値	15.7	18.6	22.7	16.6	△ 3.1	6.1	10.3

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年9月から2026年8月の5年間(当ファンドは2024年2月から2026年8月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

グローバル資産分散投資ファンド　Eコース(積極)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2021年9月末～2026年8月末

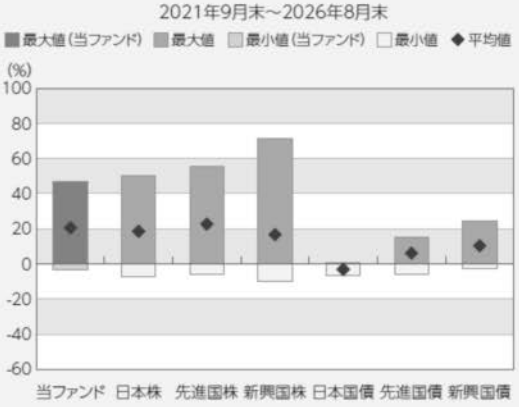


＊分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊年間騰落率は、2024年2月から2026年8月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2021年9月末～2026年8月末



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	46.6	50.5	55.7	71.2	0.4	15.4	24.5
最小値	△ 3.5	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値	20.6	18.6	22.7	16.6	△ 3.1	6.1	10.3

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年9月から2026年8月の5年間(当ファンドは2024年2月から2026年8月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

（3）【信託報酬等】

■ **信託報酬の総額及びその配分**

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率 1.793％（税抜 1.63％）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」、「受託会社」及び「投資一任業者」の間で次のように配分します。

委託会社	年率 0.220％（税抜 0.20％）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率 0.110％（税抜 0.10％）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率 0.033％（税抜 0.03％）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
投資一任業者 （岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社）	年率 1.430％（税抜 1.30％）	受益者と投資一任業者が締結する投資一任契約に係る業務等の対価です。

※販売会社および投資一任業者が受取る報酬は、委託会社が受取る信託報酬から支弁し、上記は、その内訳を記載しています。

■ **信託報酬の支払い時期**

毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（4）【その他の手数料等】

■ ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

■ ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.0132％（税抜 0.012％）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

■ ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

■ ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

※ 上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。なお、上場投資信託証券および上場不動産投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託証券および上場不動産投資信託証券の費用は表示しておりません。

（5）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

①収益分配金の課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税等 15.315%、地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

②解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益（譲渡益）は、譲渡所得として、20.315%（所得税等 15.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%の税率による源泉徴収が行われます。

③損益通算について

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および特定公社債等の利子所得との損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISA は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税等 15.315%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

＜個別元本について＞

①受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合は、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合は、コース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜普通分配金、元本払戻金（特別分配金）について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。

②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

■　その他

・配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

・買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記の内容は 2026 年 8 月末日現在の情報に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2025年2月7日～2026年2月6日)の総経費率(年率)

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
Aコース(安定)	1.94%	1.79%	0.15%
Bコース(やや安定)	1.85%	1.79%	0.06%
Cコース(標準)	1.82%	1.79%	0.03%
Dコース(やや積極)	1.82%	1.79%	0.03%
Eコース(積極)	1.82%	1.79%	0.03%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、マザーファンドが支払った費用を含みます。

※ファンドの費用は、上場投資信託証券(ETF)が支払った費用を含みません。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

※運用管理費用の比率は投資一任業者が受取る報酬を含みます。

5【運用状況】

2026年 8月 31日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第 3 位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

【グローバル資産分散投資ファンド　Aコース（安定)】

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	32,568,819	64.61
投資信託受益証券	アメリカ	11,631,672	23.07
	アイルランド	713,310	1.42
	小計	12,344,982	24.49
親投資信託受益証券	日本	4,840,078	9.60
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	655,616	1.30
合計（純資産総額）		50,409,495	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	日本	国債証券	第１８４回利付国債（５年）	10,300,000	99.80	10,279,745	98.38	10,133,758	1.8	2031年 3月 20日	20.10
2	日本	国債証券	第３８２回利付国債（１０年）	10,300,000	99.81	10,280,596	96.04	9,892,635	2.4	2036年 3月 20日	19.62
3	日本	国債証券	第１９５回利付国債（２０年）	5,800,000	98.94	5,738,981	92.03	5,338,204	3.2	2045年 12月 20日	10.59
4	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE S&P 500 ETF	32	108,896.81	3,484,698	123,695.46	3,958,255	―	―	7.85
5	日本	親投資信託受益証券	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	431,299	7.4295	3,204,336	9.1535	3,947,895	―	―	7.83
6	日本	国債証券	第４８３回利付国債（２年）	3,800,000	100.03	3,801,490	99.59	3,784,458	1.4	2028年 4月 1日	7.51
7	日本	国債証券	第９０回利付国債（３０年）	2,900,000	101.15	2,933,520	92.97	2,696,362	3.7	2056年 3月 20日	5.35
8	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	205	11,500.63	2,357,630	13,092.83	2,684,031	―	―	5.32
9	アメリカ	投資信託受益証券	VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	537	4,187.72	2,248,807	4,091.71	2,197,249	―	―	4.36
10	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	121	10,545.31	1,275,983	11,691.05	1,414,618	―	―	2.81
11	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	310,260	3.0482	945,735	2.8756	892,183	―	―	1.77

12	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	169	4,193.73	708,742	4,429.35	748,561	—	—	1.48
13	日本	国債証券	第１８回利付国債（４０年）	900,000	88.33	795,050	80.37	723,402	3.1	2065年3月20日	1.44
14	アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	36	20,379.41	733,659	19,814.16	713,310	—	—	1.42
15	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES US TREASURY BOND ETF	175	3,678.35	643,712	3,594.04	628,958	—	—	1.25

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
国債証券	64.61
投資信託受益証券	24.49
親投資信託受益証券	9.60
合計	98.70

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額(円)		基準価額（円）（1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末　（2024年2月6日）	71,964,523	71,964,523	1.0542	1.0542
第2期計算期間末　（2025年2月6日）	81,125,780	81,125,780	1.0577	1.0577
第3期計算期間末　（2026年2月6日）	50,731,908	50,731,908	1.0851	1.0851
2025年8月末日	75,007,901	—	1.0561	—
9月末日	75,504,043	—	1.0696	—
10月末日	77,104,874	—	1.0980	—
11月末日	51,064,844	—	1.0867	—
12月末日	50,714,290	—	1.0814	—
2026年1月末日	50,568,093	—	1.0816	—
2月末日	51,740,628	—	1.1088	—
3月末日	49,480,572	—	1.0636	—
4月末日	50,796,543	—	1.0941	—
5月末日	51,347,693	—	1.1094	—
6月末日	51,540,541	—	1.1157	—

7月末日	50,505,335	—	1.0966	—
8月末日	50,409,495	—	1.0967	—

②【分配の推移】

	期間	分配金 （1口当たり）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	0.0000円
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	0.0000円
第3期計算期間	2025年 2月 7日～2026年 2月 6日	0.0000円
第4期中間計算期間	2026年 2月 7日～2026年 8月 6日	—円

③【収益率の推移】

	期間	収益率（%）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	5.4
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	0.3
第3期計算期間	2025年 2月 7日～2026年 2月 6日	2.6
第4期中間計算期間	2026年 2月 7日～2026年 8月 6日	1.5

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	78,697,090	10,433,915
第2期計算期間	33,260,279	24,825,312
第3期計算期間	0	29,943,758
第4期中間計算期間	0	698,667

【グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	148,279,161	46.83
投資信託受益証券	アメリカ	105,239,932	33.24
	アイルランド	10,461,888	3.30
	小計	115,701,820	36.54
親投資信託受益証券	日本	48,831,760	15.42
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	3,799,253	1.20
合計（純資産総額）		316,611,994	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	利率（％）	償還期限	投資比率（％）
1	日本	国債証券	第１８４回利付国債（５年）	46,800,000	99.78	46,699,365	98.38	46,044,648	1.8	2031年3月20日	14.54
2	日本	国債証券	第３８２回利付国債（１０年）	47,000,000	99.76	46,890,355	96.04	45,141,150	2.4	2036年3月20日	14.26
3	日本	親投資信託受益証券	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	4,431,107	7.4775	33,133,603	9.1535	40,560,137	―	―	12.81
4	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE S&P 500 ETF	281	109,623.30	30,804,148	123,695.45	34,758,424	―	―	10.98
5	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	2,306	11,585.44	26,716,043	13,092.83	30,192,081	―	―	9.54
6	日本	国債証券	第１９５回利付国債（２０年）	26,600,000	98.83	26,289,828	92.03	24,482,108	3.2	2045年12月20日	7.73
7	日本	国債証券	第４８３回利付国債（２年）	17,100,000	100.03	17,106,634	99.59	17,030,061	1.4	2028年4月1日	5.38
8	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	1,076	10,654.13	11,463,846	11,691.06	12,579,582	―	―	3.97
9	日本	国債証券	第９０回利付国債（３０年）	13,300,000	101.08	13,444,162	92.97	12,366,074	3.7	2056年3月20日	3.91
10	アメリカ	投資信託受益証券	VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	2,571	4,176.52	10,737,838	4,091.71	10,519,790	―	―	3.32
11	アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	528	20,347.49	10,743,477	19,814.18	10,461,888	―	―	3.30
12	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES US TREASURY BOND ETF	2,535	3,680.45	9,329,965	3,594.04	9,110,914	―	―	2.88
13	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	2,876,486	3.0746	8,844,285	2.8756	8,271,623	―	―	2.61
14	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	1,824	4,190.92	7,644,245	4,429.35	8,079,141	―	―	2.55
15	日本	国債証券	第１８回利付国債（４０年）	4,000,000	88.28	3,531,536	80.37	3,215,120	3.1	2065年3月20日	1.02

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
国債証券	46.83
投資信託受益証券	36.54
親投資信託受益証券	15.42
合計	98.80

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額(円)		基準価額（円） （1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末　（2024年 2月 6日）	83,728,590	83,728,590	1.0884	1.0884
第2期計算期間末　（2025年 2月 6日）	193,697,890	193,697,890	1.1221	1.1221
第3期計算期間末　（2026年 2月 6日）	286,944,329	286,944,329	1.2196	1.2196
2025年 8月末日	214,347,459	—	1.1458	—
9月末日	218,404,200	—	1.1693	—
10月末日	313,061,474	—	1.2158	—
11月末日	280,709,496	—	1.2064	—
12月末日	280,018,680	—	1.2048	—
2026年 1月末日	285,868,467	—	1.2150	—
2月末日	294,406,477	—	1.2538	—
3月末日	276,557,638	—	1.1879	—
4月末日	290,100,335	—	1.2465	—
5月末日	320,773,049	—	1.2772	—
6月末日	323,457,258	—	1.2894	—
7月末日	315,296,257	—	1.2591	—
8月末日	316,611,994	—	1.2667	—

②【分配の推移】

	期間	分配金 （1口当たり）

第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	0.0000円
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	0.0000円
第3期計算期間	2025年 2月 7日～2026年 2月 6日	0.0000円
第4期中間計算期間	2026年 2月 7日～2026年 8月 6日	―円

③【収益率の推移】

	期間	収益率（%）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	8.8
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	3.1
第3期計算期間	2025年 2月 7日～2026年 2月 6日	8.7
第4期中間計算期間	2026年 2月 7日～2026年 8月 6日	3.8

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	97,112,966	20,186,847
第2期計算期間	109,992,358	14,304,343
第3期計算期間	92,238,346	29,565,659
第4期中間計算期間	32,361,187	17,239,221

【グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準)】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	596,184,416	32.09
投資信託受益証券	アメリカ	848,991,261	45.70
	アイルランド	56,787,447	3.06
	小計	905,778,708	48.76
親投資信託受益証券	日本	335,002,792	18.03
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	20,802,995	1.12
合計（純資産総額）		1,857,768,911	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	利率（％）	償還期限	投資比率（％）
1	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE S&P 500 ETF	2,409	110,338.59	265,805,664	123,695.45	297,982,363	―	―	16.04
2	日本	親投資信託受益証券	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	30,025,729	7.7705	233,314,928	9.1535	274,840,510	―	―	14.79
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	17,343	11,793.47	204,534,220	13,092.83	227,069,062	―	―	12.22
4	日本	国債証券	第１８４回利付国債（５年）	187,400,000	99.72	186,880,954	98.38	184,375,364	1.8	2031年3月20日	9.92
5	日本	国債証券	第３８２回利付国債（１０年）	188,800,000	99.38	187,631,225	96.04	181,332,960	2.4	2036年3月20日	9.76
6	アメリカ	投資信託受益証券	VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	29,419	4,154.11	122,210,033	4,091.71	120,374,058	―	―	6.48
7	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	8,910	10,673.33	95,099,406	11,691.06	104,167,355	―	―	5.61
8	日本	国債証券	第１９５回利付国債（２０年）	107,600,000	98.02	105,474,524	92.03	99,032,888	3.2	2045年12月20日	5.33
9	日本	国債証券	第４８３回利付国債（２年）	68,600,000	100.03	68,625,010	99.59	68,319,426	1.4	2028年4月1日	3.68
10	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	20,921,645	3.0250	63,287,977	2.8756	60,162,282	―	―	3.24
11	アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	2,866	20,330.80	58,268,073	19,814.18	56,787,447	―	―	3.06
12	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	12,075	4,163.72	50,276,924	4,429.35	53,484,445	―	―	2.88
13	日本	国債証券	第９０回利付国債（３０年）	53,800,000	100.28	53,952,666	92.97	50,022,164	3.7	2056年3月20日	2.69
14	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES US TREASURY BOND ETF	12,775	3,674.05	46,936,106	3,594.04	45,913,978	―	―	2.47
15	日本	国債証券	第１８回利付国債（４０年）	16,300,000	87.64	14,286,721	80.37	13,101,614	3.1	2065年3月20日	0.71

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
国債証券	32.09
投資信託受益証券	48.76
親投資信託受益証券	18.03
合計	98.88

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額(円)		基準価額（円） （1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末　（2024年 2月 6日）	168,450,934	168,450,934	1.1235	1.1235
第2期計算期間末　（2025年 2月 6日）	844,125,450	844,125,450	1.1844	1.1844
第3期計算期間末　（2026年 2月 6日）	1,298,761,910	1,298,761,910	1.3512	1.3512
2025年 8月末日	961,391,941	—	1.2320	—
9月末日	1,010,864,236	—	1.2647	—
10月末日	1,146,220,758	—	1.3288	—
11月末日	1,172,647,479	—	1.3234	—
12月末日	1,246,080,175	—	1.3269	—
2026年 1月末日	1,279,381,208	—	1.3456	—
2月末日	1,366,544,115	—	1.3926	—
3月末日	1,359,434,018	—	1.3096	—
4月末日	1,527,163,242	—	1.3957	—
5月末日	1,658,995,881	—	1.4431	—
6月末日	1,817,576,827	—	1.4617	—
7月末日	1,847,452,462	—	1.4241	—
8月末日	1,857,768,911	—	1.4399	—

②【分配の推移】

	期間	分配金 （1口当たり）

第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	0.0000円
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	0.0000円
第3期計算期間	2025年 2月 7日～2026年 2月 6日	0.0000円
第4期中間計算期間	2026年 2月 7日～2026年 8月 6日	―円

③【収益率の推移】

	期間	収益率（%）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	12.4
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	5.4
第3期計算期間	2025年 2月 7日～2026年 2月 6日	14.1
第4期中間計算期間	2026年 2月 7日～2026年 8月 6日	6.0

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	183,717,343	33,778,628
第2期計算期間	577,222,460	14,477,043
第3期計算期間	296,835,548	48,339,068
第4期中間計算期間	426,477,888	92,062,212

【グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	284,695,710	10.70
投資信託受益証券	アメリカ	1,573,911,407	59.17
	アイルランド	143,553,751	5.40
	小計	1,717,465,158	64.57
親投資信託受益証券	日本	606,469,469	22.80
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	51,243,296	1.93
合計（純資産総額）		2,659,873,633	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	利率（％）	償還期限	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	55,033,777	7.8150	430,091,616	9.1535	503,751,677	―	―	18.94
2	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	35,301	11,862.53	418,759,356	13,092.83	462,190,218	―	―	17.38
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE S&P 500 ETF	3,578	112,188.37	401,410,021	123,695.46	442,582,356	―	―	16.64
4	アメリカ	投資信託受益証券	VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	76,753	4,153.47	318,791,710	4,091.71	314,051,125	―	―	11.81
5	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	12,965	10,783.11	139,803,098	11,691.06	151,574,608	―	―	5.70
6	アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	7,245	20,293.95	147,029,685	19,814.18	143,553,751	―	―	5.40
7	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES US TREASURY BOND ETF	32,853	3,665.12	120,410,326	3,594.04	118,075,298	―	―	4.44
8	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	35,720,473	3.0125	107,608,646	2.8756	102,717,792	―	―	3.86
9	日本	国債証券	第１８４回利付国債（５年）	89,300,000	99.58	88,930,226	98.38	87,858,698	1.8	2031年3月20日	3.30
10	日本	国債証券	第３８２回利付国債（１０年）	90,200,000	98.99	89,289,003	96.04	86,632,590	2.4	2036年3月20日	3.26
11	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	19,289	4,261.88	82,207,590	4,429.35	85,437,802	―	―	3.21
12	日本	国債証券	第１９５回利付国債（２０年）	51,500,000	97.27	50,097,809	92.03	47,399,570	3.2	2045年12月20日	1.78
13	日本	国債証券	第４８３回利付国債（２年）	32,600,000	99.99	32,599,224	99.59	32,466,666	1.4	2028年4月1日	1.22
14	日本	国債証券	第９０回利付国債（３０年）	25,800,000	99.45	25,659,023	92.97	23,988,324	3.7	2056年3月20日	0.90
15	日本	国債証券	第１８回利付国債（４０年）	7,900,000	86.86	6,861,950	80.37	6,349,862	3.1	2065年3月20日	0.24

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
国債証券	10.70
投資信託受益証券	64.57
親投資信託受益証券	22.80
合計	98.07

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額(円)		基準価額（円） （1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末　（2024年 2月 6日）	167,851,742	167,851,742	1.1559	1.1559
第2期計算期間末　（2025年 2月 6日）	932,091,634	932,091,634	1.2526	1.2526
第3期計算期間末　（2026年 2月 6日）	1,564,678,324	1,564,678,324	1.5294	1.5294
2025年 8月末日	1,027,923,903	—	1.3367	—
9月末日	1,109,338,349	—	1.3839	—
10月末日	1,240,931,624	—	1.4748	—
11月末日	1,352,811,596	—	1.4754	—
12月末日	1,428,396,496	—	1.4858	—
2026年 1月末日	1,522,890,879	—	1.5223	—
2月末日	1,641,383,695	—	1.5840	—
3月末日	1,667,167,700	—	1.4730	—
4月末日	1,904,428,188	—	1.6001	—
5月末日	2,082,702,204	—	1.6732	—
6月末日	2,363,392,853	—	1.7009	—
7月末日	2,356,560,157	—	1.6456	—
8月末日	2,659,873,633	—	1.6764	—

②【分配の推移】

	期間	分配金 （1口当たり）

第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	0.0000円
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	0.0000円
第3期計算期間	2025年 2月 7日～2026年 2月 6日	0.0000円
第4期中間計算期間	2026年 2月 7日～2026年 8月 6日	―円

③【収益率の推移】

	期間	収益率（%）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	15.6
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	8.4
第3期計算期間	2025年 2月 7日～2026年 2月 6日	22.1
第4期中間計算期間	2026年 2月 7日～2026年 8月 6日	8.3

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	178,150,960	32,940,963
第2期計算期間	635,929,005	37,008,306
第3期計算期間	347,498,944	68,533,287
第4期中間計算期間	436,574,723	24,758,420

【グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	1,817,145,753	71.98
	アイルランド	13,513,272	0.54
	小計	1,830,659,025	72.52
親投資信託受益証券	日本	644,078,768	25.51
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	49,725,909	1.97
合計（純資産総額）		2,524,463,702	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（％）
1	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE S&P 500 ETF	5,138	113,106.96	581,143,579	123,695.45	635,547,273	25.18
2	日本	親投資信託受益証券	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	63,093,421	8.0472	507,727,411	9.1535	577,525,629	22.88
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	40,116	11,977.69	480,497,359	13,092.83	525,232,225	20.81
4	アメリカ	投資信託受益証券	VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	64,295	4,141.60	266,284,522	4,091.71	263,076,584	10.42
5	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	18,703	10,840.60	202,751,831	11,691.06	218,657,918	8.66
6	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	36,909	4,285.31	158,166,621	4,429.35	163,483,012	6.48
7	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	23,144,088	2.9971	69,366,260	2.8756	66,553,139	2.64
8	アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	682	20,271.84	13,825,398	19,814.18	13,513,272	0.54
9	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES US TREASURY BOND ETF	3,102	3,639.37	11,289,351	3,594.04	11,148,741	0.44

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	72.52
親投資信託受益証券	25.51
合計	98.03

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額(円)		基準価額（円） （1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末　（2024年 2月 6日）	172,281,242	172,281,242	1.1984	1.1984
第2期計算期間末　（2025年 2月 6日）	858,037,299	858,037,299	1.3421	1.3421
第3期計算期間末　（2026年 2月 6日）	1,257,383,970	1,257,383,970	1.7043	1.7043
2025年 8月末日	995,710,224	—	1.4473	—
9月末日	1,032,618,321	—	1.5089	—
10月末日	1,125,737,765	—	1.6262	—
11月末日	1,104,458,071	—	1.6263	—
12月末日	1,159,477,228	—	1.6446	—
2026年 1月末日	1,241,900,878	—	1.6981	—
2月末日	1,364,889,377	—	1.7781	—
3月末日	1,355,323,973	—	1.6312	—
4月末日	1,578,736,616	—	1.8152	—
5月末日	1,750,458,381	—	1.9259	—
6月末日	2,122,619,049	—	1.9665	—
7月末日	2,286,207,844	—	1.8940	—
8月末日	2,524,463,702	—	1.9415	—

②【分配の推移】

	期間	分配金 （1口当たり）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	0.0000円
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	0.0000円
第3期計算期間	2025年 2月 7日～2026年 2月 6日	0.0000円
第4期中間計算期間	2026年 2月 7日～2026年 8月 6日	—円

③【収益率の推移】

	期間	収益率（%）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	19.8
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	12.0
第3期計算期間	2025年 2月 7日～2026年 2月 6日	27.0
第4期中間計算期間	2026年 2月 7日～2026年 8月 6日	12.2

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第１期計算期間	173,889,215	30,127,704
第２期計算期間	550,124,542	54,549,527
第３期計算期間	164,941,482	66,520,381
第４期中間計算期間	523,829,569	19,022,114

（参考）

日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	29,022,963,600	98.41
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	469,011,824	1.59
合計（純資産総額）		29,491,975,424	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	108,000	13,471.54	1,454,926,608	33,690.00	3,638,520,000	12.34
2	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	36,000	50,687.87	1,824,763,536	72,450.00	2,608,200,000	8.84
3	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	45,000	22,944.86	1,032,518,790	56,440.00	2,539,800,000	8.61
4	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	360,000	4,044.55	1,456,041,120	5,200.00	1,872,000,000	6.35
5	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	45,000	9,031.14	406,401,720	18,215.00	819,675,000	2.78
6	日本	株式	ＴＤＫ	電気機器	225,000	2,147.72	483,238,800	3,078.00	692,550,000	2.35
7	日本	株式	イビデン	電気機器	30,000	8,155.05	244,651,662	20,455.00	613,650,000	2.08
8	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	180,000	2,537.71	456,788,760	2,959.50	532,710,000	1.81
9	日本	株式	キオクシアホールディングス	電気機器	10,500	21,315.47	223,812,510	49,990.00	524,895,000	1.78
10	日本	株式	フジクラ	非鉄金属	90,000	2,472.90	222,561,140	5,504.00	495,360,000	1.68
11	日本	株式	ファナック	電気機器	75,000	4,300.38	322,528,750	6,055.00	454,125,000	1.54
12	日本	株式	信越化学工業	化学	75,000	4,540.04	340,503,400	6,023.00	451,725,000	1.53
13	日本	株式	京セラ	電気機器	120,000	2,149.43	257,931,760	3,657.00	438,840,000	1.49
14	日本	株式	豊田通商	卸売業	45,000	4,287.01	192,915,480	7,478.00	336,510,000	1.14
15	日本	株式	コナミグループ	情報・通信業	15,000	21,852.39	327,785,970	22,105.00	331,575,000	1.12
16	日本	株式	ダイキン工業	機械	15,000	18,813.32	282,199,830	21,155.00	317,325,000	1.08
17	日本	株式	中外製薬	医薬品	45,000	6,696.30	301,333,800	6,913.00	311,085,000	1.05
18	日本	株式	テルモ	精密機器	120,000	2,651.39	318,167,440	2,516.00	301,920,000	1.02
19	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	75,000	3,359.60	251,970,170	4,016.00	301,200,000	1.02
20	日本	株式	日東電工	化学	75,000	3,488.68	261,651,150	3,512.00	263,400,000	0.89
21	日本	株式	村田製作所	電気機器	36,000	2,850.40	102,614,496	7,191.00	258,876,000	0.88
22	日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	45,000	5,040.48	226,821,960	5,720.00	257,400,000	0.87
23	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	75,000	2,976.79	223,259,600	3,156.00	236,700,000	0.80
24	日本	株式	三菱商事	卸売業	45,000	3,578.69	161,041,440	4,804.00	216,180,000	0.73

25	日本	株式	レーザーテック	電気機器	6,000	17,232.84	103,397,096	33,640.00	201,840,000	0.68
26	日本	株式	セコム	サービス業	30,000	5,609.47	168,284,200	6,491.00	194,730,000	0.66
27	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	7,500	21,011.55	157,586,675	24,600.00	184,500,000	0.63
28	日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	15,000	8,726.97	130,904,600	12,250.00	183,750,000	0.62
29	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	75,000	1,768.55	132,641,350	2,371.50	177,862,500	0.60
30	日本	株式	ディスコ	機械	3,000	39,214.46	117,643,390	58,120.00	174,360,000	0.59

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内/外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	水産・農林業	0.06
		鉱業	0.08
		建設業	1.27
		食料品	2.19
		繊維製品	0.08
		パルプ・紙	0.04
		化学	4.31
		医薬品	3.80
		石油・石炭製品	0.20
		ゴム製品	0.57
		ガラス・土石製品	0.63
		鉄鋼	0.03
		非鉄金属	2.82
		金属製品	0.02
		機械	3.79
		電気機器	37.61
		輸送用機器	2.64
		精密機器	2.14
		その他製品	1.76
		電気・ガス業	0.14
		陸運業	0.59
		海運業	0.34
		空運業	0.16
		情報・通信業	10.66
		卸売業	3.45
		小売業	10.79
		銀行業	0.89
		証券、商品先物取引業	0.17
		保険業	1.04
		その他金融業	0.73
		不動産業	0.86
		サービス業	4.56

合計	98.41

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	6	日本円	388,395,280	398,700,000	1.35

Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	7,015,985,950	93.58
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	481,454,196	6.42
合計（純資産総額）		7,497,440,146	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人　投資証券	4,045	140,710	569,172,799	126,300	510,883,500	6.81
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	3,518	127,636	449,026,754	117,700	414,068,600	5.52
3	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人　投資証券	3,475	113,053	392,862,302	112,900	392,327,500	5.23
4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	2,132	159,980	341,079,278	147,000	313,404,000	4.18
5	日本	投資証券	ＧＬＰ投資法人　投資証券	2,318	134,116	310,883,159	133,900	310,380,200	4.14
6	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人　投資証券	3,445	83,284	286,914,758	87,200	300,404,000	4.01
7	日本	投資証券	ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	1,951	167,272	326,347,925	149,000	290,699,000	3.88
8	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人　投資証券	2,666	97,274	259,334,963	97,400	259,668,400	3.46
9	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人　投資証券	2,083	126,026	262,512,512	116,800	243,294,400	3.25
10	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人　投資証券	2,852	83,905	239,299,398	83,100	237,001,200	3.16
11	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人　投資証券	1,468	176,412	258,974,210	160,900	236,201,200	3.15
12	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人　投資証券	3,509	65,495	229,822,270	62,200	218,259,800	2.91
13	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人　投資証券	1,378	162,181	223,486,368	145,400	200,361,200	2.67
14	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人　投資証券	1,858	101,795	189,135,537	96,800	179,854,400	2.40
15	日本	投資証券	産業ファンド投資法人　投資証券	1,221	129,716	158,384,017	135,900	165,933,900	2.21
16	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	1,478	108,737	160,713,492	104,000	153,712,000	2.05
17	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人　投資証券	1,975	79,680	157,369,441	73,200	144,570,000	1.93
18	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	1,033	134,168	138,596,132	135,900	140,384,700	1.87
19	日本	投資証券	三井不動産アコモデーションファンド投資法人　投資証券	1,155	125,406	144,844,218	118,800	137,214,000	1.83
20	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	1,326	95,421	126,528,497	94,300	125,041,800	1.67
21	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人　投	839	141,894	119,049,846	142,400	119,473,600	1.59

			資証券						
22	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人　投資証券	1,061	104,691	111,078,148	99,000	105,039,000	1.40
23	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人　投資証券	772	140,841	108,729,406	128,500	99,202,000	1.32
24	日本	投資証券	三井不動産商業ファンド投資法人　投資証券	1,241	87,189	108,202,194	78,200	97,046,200	1.29
25	日本	投資証券	イオンリート投資法人　投資証券	813	130,754	106,303,416	118,400	96,259,200	1.28
26	日本	投資証券	森トラストリート投資法人　投資証券	1,290	74,895	96,615,246	72,300	93,267,000	1.24
27	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人　投資証券	980	106,976	104,837,019	94,700	92,806,000	1.24
28	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人　投資証券	591	164,112	96,990,481	150,000	88,650,000	1.18
29	日本	投資証券	ＮＴＴ都市開発リート投資法人　投資証券	674	134,929	90,942,678	130,100	87,687,400	1.17
30	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人　投資証券	271	362,737	98,301,965	319,500	86,584,500	1.15

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
投資証券	93.58
合計	93.58

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額（円）	評価額(円)	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	東証ＲＥＩＴ指数先物	買建	95	日本円	166,226,800	169,480,000	2.26

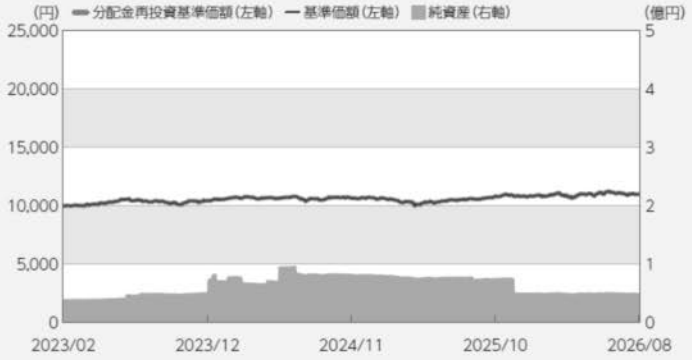
≪参考情報≫
運用実績

2026年8月31日現在

グローバル資産分散投資ファンド　Aコース(安定)

●基準価額・純資産の推移

2023年2月6日～2026年8月31日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2026年 2月	0円
2025年 2月	0円
2024年 2月	0円
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

※純資産比率は、四捨五入の関係で合計と合わない場合があります。

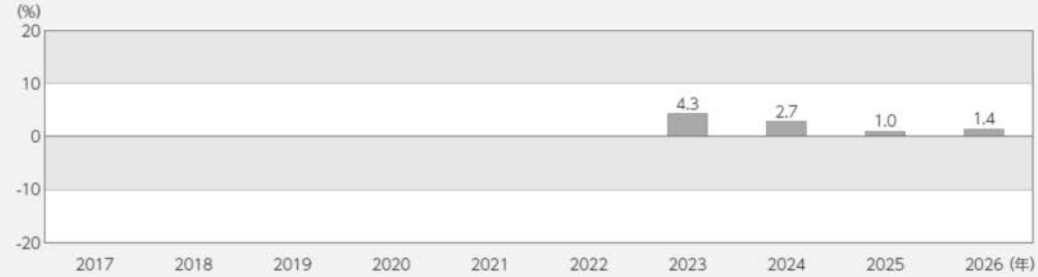
資産・ファンド名	純資産比率
日本インデックスオープン225・マザーファンド	7.83%
J-REITインデックス・マザーファンド	1.77%
上場投資信託証券	24.49%
株式	-
債券	64.61%
その他資産	1.30%
合計	100.00%

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

銘柄・ファンド名	種類	純資産比率
第184回利付国債(5年)	債券	20.10%
第382回利付国債(10年)	債券	19.62%
第195回利付国債(20年)	債券	10.59%
ISHARES CORE S&P 500 ETF	上場投資信託証券	7.85%
日本インデックスオープン225・マザーファンド	-	7.83%
第483回利付国債(2年)	債券	7.51%
第90回利付国債(30年)	債券	5.35%
ISHARES CORE MSCI EMERGING	上場投資信託証券	5.32%
VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	上場投資信託証券	4.36%
VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	上場投資信託証券	2.81%

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。
※2023年はファンドの設定日から年末まで、2026年は年初から8月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

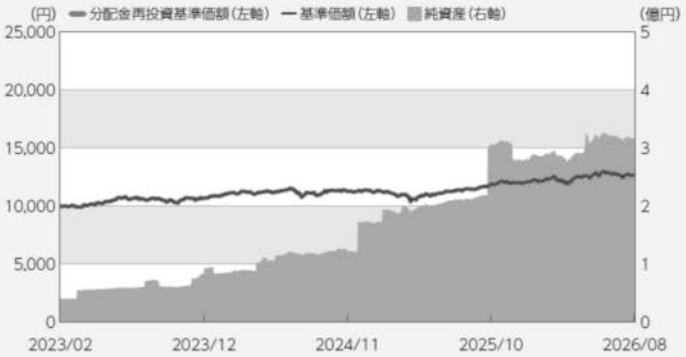
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2026年8月31日現在

グローバル資産分散投資ファンド　Bコース(やや安定)

●基準価額・純資産の推移

2023年2月6日～2026年8月31日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2026年 2月	0円
2025年 2月	0円
2024年 2月	0円
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

※純資産比率は、四捨五入の関係で合計と合わない場合があります。

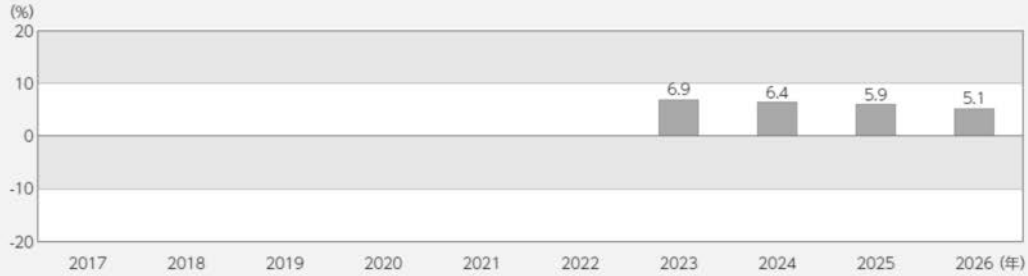
資産・ファンド名	純資産比率
日本インデックスオープン225・マザーファンド	12.81%
J-REITインデックス・マザーファンド	2.61%
上場投資信託証券	36.54%
株式	-
債券	46.83%
その他資産	1.20%
合計	100.00%

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

銘柄・ファンド名	種類	純資産比率
第184回利付国債(5年)	債券	14.54%
第382回利付国債(10年)	債券	14.26%
日本インデックスオープン225・マザーファンド	－	12.81%
ISHARES CORE S&P 500 ETF	上場投資信託証券	10.98%
ISHARES CORE MSCI EMERGING	上場投資信託証券	9.54%
第195回利付国債(20年)	債券	7.73%
第483回利付国債(2年)	債券	5.38%
VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	上場投資信託証券	3.97%
第90回利付国債(30年)	債券	3.91%
VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	上場投資信託証券	3.32%

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。
※2023年はファンドの設定日から年末まで、2026年は年初から8月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

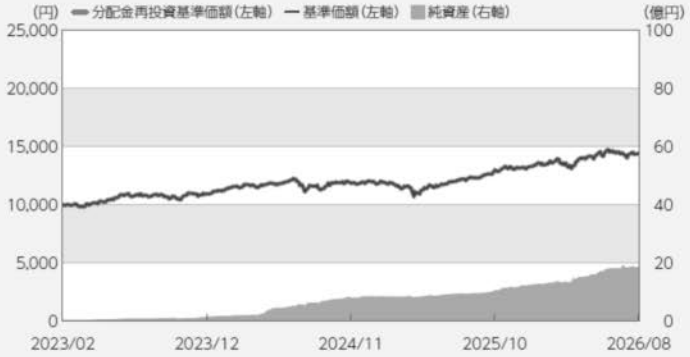
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2026年8月31日現在

グローバル資産分散投資ファンド　Cコース(標準)

●基準価額・純資産の推移

2023年2月6日～2026年8月31日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2026年 2月	0円
2025年 2月	0円
2024年 2月	0円
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

※純資産比率は、四捨五入の関係で合計と合わない場合があります。

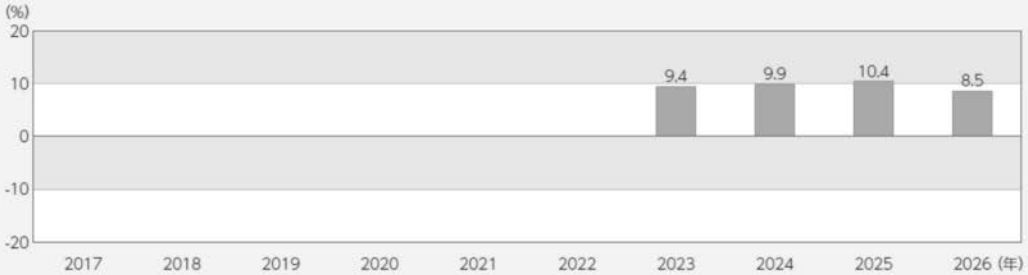
資産・ファンド名	純資産比率
日本インデックスオープン225・マザーファンド	14.79%
J-REITインデックス・マザーファンド	3.24%
上場投資信託証券	48.76%
株式	-
債券	32.09%
その他資産	1.12%
合計	100.00%

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

銘柄・ファンド名	種類	純資産比率
ISHARES CORE S&P 500 ETF	上場投資信託証券	16.04%
日本インデックスオープン225・マザーファンド	－	14.79%
ISHARES CORE MSCI EMERGING	上場投資信託証券	12.22%
第184回利付国債(5年)	債券	9.92%
第382回利付国債(10年)	債券	9.76%
VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	上場投資信託証券	6.48%
VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	上場投資信託証券	5.61%
第195回利付国債(20年)	債券	5.33%
第483回利付国債(2年)	債券	3.68%
J-REITインデックス・マザーファンド	－	3.24%

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。
※2023年はファンドの設定日から年末まで、2026年は年初から8月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

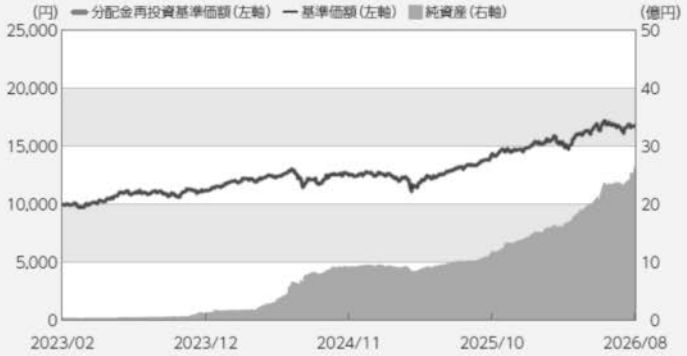
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2026年8月31日現在

グローバル資産分散投資ファンド　Dコース(やや積極)

●基準価額・純資産の推移

2023年2月6日～2026年8月31日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2026年　2月	0円
2025年　2月	0円
2024年　2月	0円
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

※純資産比率は、四捨五入の関係で合計と合わない場合があります。

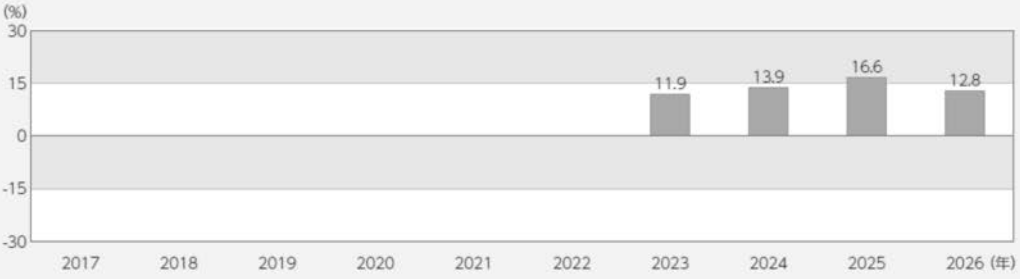
資産・ファンド名	純資産比率
日本インデックスオープン225・マザーファンド	18.94%
J-REITインデックス・マザーファンド	3.86%
上場投資信託証券	64.57%
株式	-
債券	10.70%
その他資産	1.93%
合計	100.00%

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

銘柄・ファンド名	種類	純資産比率
日本インデックスオープン225・マザーファンド	-	18.94%
ISHARES CORE MSCI EMERGING	上場投資信託証券	17.38%
ISHARES CORE S&P 500 ETF	上場投資信託証券	16.64%
VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	上場投資信託証券	11.81%
VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	上場投資信託証券	5.70%
ISHARES CORE EURO GOVT BOND	上場投資信託証券	5.40%
ISHARES US TREASURY BOND ETF	上場投資信託証券	4.44%
J-REITインデックス・マザーファンド	-	3.86%
第184回利付国債(5年)	債券	3.30%
第382回利付国債(10年)	債券	3.26%

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。
※2023年はファンドの設定日から年末まで、2026年は年初から8月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

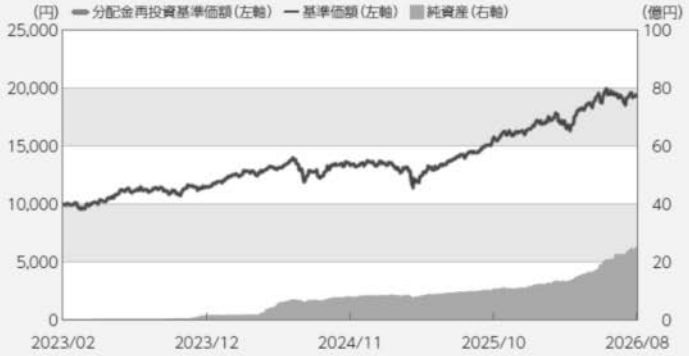
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2026年8月31日現在

グローバル資産分散投資ファンド　Eコース(積極)

●基準価額・純資産の推移

2023年2月6日～2026年8月31日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2026年 2月	0円
2025年 2月	0円
2024年 2月	0円
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

※純資産比率は、四捨五入の関係で合計と合わない場合があります。

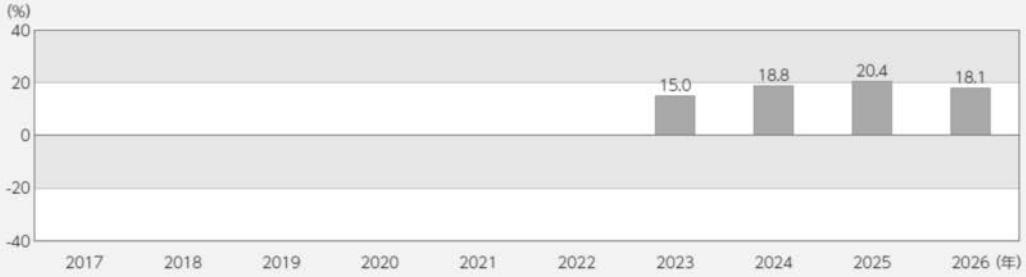
資産・ファンド名	純資産比率
日本インデックスオープン225・マザーファンド	22.88%
J-REITインデックス・マザーファンド	2.64%
上場投資信託証券	72.52%
株式	-
債券	-
その他資産	1.97%
合計	100.00%

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

銘柄・ファンド名	種類	純資産比率
ISHARES CORE S&P 500 ETF	上場投資信託証券	25.18%
日本インデックスオープン225・マザーファンド	－	22.88%
ISHARES CORE MSCI EMERGING	上場投資信託証券	20.81%
VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	上場投資信託証券	10.42%
VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	上場投資信託証券	8.66%
ISHARES GLOBAL REIT ETF	上場投資信託証券	6.48%
J-REITインデックス・マザーファンド	－	2.64%
ISHARES CORE EURO GOVT BOND	上場投資信託証券	0.54%
ISHARES US TREASURY BOND ETF	上場投資信託証券	0.44%
－	－	－

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。
※2023年はファンドの設定日から年末まで、2026年は年初から8月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

■　**取得申込受付日**

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

■　**取得申込不可日**

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

・ニューヨークの取引所の休業日もしくはロンドンの取引所の休業日

◆　「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■　**取得申込受付時間**

原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後 3 時 30 分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■　**取得申込手続**

・　取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

・　取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の 2 つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。

・　「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。

・　申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

・　申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。

・　申込代金は、申込価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を

加算した額です。

・ 申込代金は、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号　　03-3516-1300 受付時間　　営業日の午前 9 時～午後 5 時 ホームページ　　https://www.sbiokasan-am.co.jp

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

・ニューヨークの取引所の休業日もしくはロンドンの取引所の休業日

◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 換金申込受付時間

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後 3 時 30 分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 解約請求制による換金手続

・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
・ 解約手数料はありません。また、信託財産留保額もありません。
・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、5 営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

・ 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことができるものとします。
・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※　買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号　　03-3516-1300 受付時間　　営業日の午前９時～午後５時 ホームページ　　https://www.sbiokasan-am.co.jp

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

■　基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上１万口当たりで表示されることがあります。

■　マザーファンドの評価

ファンドが投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■　上場投資信託証券の評価

上場投資信託証券は、原則として、取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

■　株式の評価

わが国の金融商品取引所上場株式は、原則として、取引所における最終相場で評価します。海外の取引所上場株式は、原則として、海外の取引所又は取引所に準ずる市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

■　債券の評価

債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。

■　不動産投資信託証券の評価

わが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券は、原則として、取引所における最終相場で評価します。海外の取引所および取引所に準ずる市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

■　外貨建資産の円換算、予約為替の評価

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

■　基準価額に関する照会方法等

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号　　03-3516-1300 受付時間　　営業日の午前９時～午後５時 ホームページ　　https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に 1 万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、2023 年２月６日から無期限とします。
ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

計算期間は、原則として、毎年２月７日から翌年２月６日までとします。
また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

■　投資信託契約の解約（繰上償還）

a　委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 10 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b　委託会社は、a の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c　ｂの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d　ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

e　ｂからｄまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってｂからｄまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■　投資信託契約に関する監督官庁の命令

a　委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b　委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■　委託会社の登録取消等に伴う取扱い

a　委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b　a の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a　委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b　委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■　受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

a　受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

b　委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■　投資信託約款の変更等

a　委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b　委託会社は、a の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c　b の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d　b の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

e　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ｆ　ｂからｅまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ　ａからｆまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■　反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

■　他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■　運用報告書

委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

https://www.sbiokasan-am.co.jp

■　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■　信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■　関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆　販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から 1 年で、期間満了の 3 ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に１年間更新され、その後も同様とします。

◆　変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 3 期計算期間（2025 年 2 月 7 日から 2026 年 2 月 6 日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年４月10日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小西正毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）」の2025年２月７日から2026年２月６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）」の2026年２月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【グローバル資産分散投資ファンド　Aコース（安定）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2025年 2月 6日現在）	第3期 （2026年 2月 6日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	1,029,533	541,687
金銭信託	110,710	144,585
コール・ローン	1,141,545	618,425
国債証券	52,974,618	33,029,380
投資信託受益証券	19,243,054	12,038,360
親投資信託受益証券	7,301,368	4,881,783
未収配当金	18,425	11,000
未収利息	58,912	62,733
前払費用	224	1,041
流動資産合計	81,878,389	51,328,994
資産合計	81,878,389	51,328,994
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	13,748	10,917
未払委託者報酬	733,415	581,856
その他未払費用	5,446	4,313
流動負債合計	752,609	597,086
負債合計	752,609	597,086
純資産の部		
元本等		
元本	※1 76,698,142	※1 46,754,384
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,427,638	3,977,524
（分配準備積立金）	1,657,745	2,289,040
元本等合計	81,125,780	50,731,908
純資産合計	※2 81,125,780	※2 50,731,908
負債純資産合計	81,878,389	51,328,994

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期 自　2024年２月７日 至　2025年２月６日	第３期 自　2025年２月７日 至　2026年２月６日
営業収益		
受取配当金	559,786	497,117
受取利息	376,059	615,809
有価証券売買等損益	686,670	1,636,744
為替差損益	438,121	463,625
その他収益	69	4
営業収益合計	2,060,705	3,213,299
営業費用		
支払利息	5	－
受託者報酬	26,668	23,737
委託者報酬	1,422,711	1,265,327
その他費用	167,101	105,744
営業費用合計	1,616,485	1,394,808
営業利益又は営業損失（△）	444,220	1,818,491
経常利益又は経常損失（△）	444,220	1,818,491
当期純利益又は当期純損失（△）	444,220	1,818,491
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	363,977	539,987
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,701,348	4,427,638
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,029,719	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,029,719	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,383,672	1,728,618
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,383,672	1,728,618
分配金	*1－	*1－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,427,638	3,977,524

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第３期 自 2025年２月７日 至 2026年２月６日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

第２期 （2025年２月６日現在）	第３期 （2026年２月６日現在）
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 76,698,142口	*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 46,754,384口
*2.　当該計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たりの純資産額　1.0577円 （10,000口当たりの純資産額　10,577円）	*2.　当該計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たりの純資産額　1.0851円 （10,000口当たりの純資産額　10,851円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第２期 自 2024年２月７日 至 2025年２月６日	第３期 自 2025年２月７日 至 2026年２月６日

*1.分配金の計算過程			*1.分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	50,249円	費用控除後の配当等収益額	A	525,200円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	29,994円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	753,304円
収益調整金額	C	2,769,893円	収益調整金額	C	1,688,484円
分配準備積立金額	D	1,577,502円	分配準備積立金額	D	1,010,536円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,427,638円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,977,524円
当ファンドの期末残存口数	F	76,698,142口	当ファンドの期末残存口数	F	46,754,384口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	577円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	850円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第2期 自 2024年2月7日 至 2025年2月6日	第3期 自 2025年2月7日 至 2026年2月6日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価	同左

	損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	

2. 金融商品の時価等に関する事項

期　別 項　目	第 2 期 (2025 年 2 月 6 日現在)	第 3 期 (2026 年 2 月 6 日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 2 期 自 2024 年 2 月 7 日 至 2025 年 2 月 6 日	第 3 期 自 2025 年 2 月 7 日 至 2026 年 2 月 6 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 3 期 自 2025 年 2 月 7 日 至 2026 年 2 月 6 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 2 期 (2025 年 2 月 6 日現在)		第 3 期 (2026 年 2 月 6 日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	68,263,175 円	期首元本額	76,698,142 円
期中追加設定元本額	33,260,279 円	期中追加設定元本額	－円
期中一部解約元本額	24,825,312 円	期中一部解約元本額	29,943,758 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第 2 期(自 2024 年 2 月 7 日 至 2025 年 2 月 6 日)

(単位：円)

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額

国債証券	△1,520,905
投資信託受益証券	1,303,945
親投資信託受益証券	442,936
合計	225,976

第3期(自 2025年 2月 7日 至 2026年 2月 6日)

(単位：円)

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△2,450,722
投資信託受益証券	1,840,287
親投資信託受益証券	1,372,385
合計	761,950

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第４６９回利付国債（２年）	5,200,000	5,184,516	
		第１７５回利付国債（５年）	9,500,000	9,270,005	
		第１７回利付国債（４０年）	1,000,000	702,290	
		第３７７回利付国債（１０年）	10,500,000	9,728,565	
		第８５回利付国債（３０年）	3,300,000	2,567,400	
		第１９１回利付国債（２０年）	6,600,000	5,576,604	
	計	銘柄数：6	36,100,000	33,029,380	
		組入時価比率：65.1%		100.0%	
	国債証券合計			33,029,380	
投資信託受益証券	アメリカドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	273	19,620.51	
		ISHARES CORE S&P 500 ETF	34	23,137.68	
		ISHARES GLOBAL REIT ETF	139	3,602.88	
		ISHARES US TREASURY BOND ETF	138	3,180.21	
		VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	567	14,838.39	
		VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	131	8,632.90	

	計	銘柄数：6 組入時価比率：22.6%	1,282	73,012.57 (11,449,831) 95.1%	
	ユーロ	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	29	3,187.10	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：1.2%	29	3,187.10 (588,529) 4.9%	
	投資信託受益証券合計			12,038,360 (12,038,360)	
親投資信託受益証券	日本円	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	556,572	4,135,051	
		ＪーＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	239,583	746,732	
	計	銘柄数：2 組入時価比率：9.6%	796,155	4,881,783 100.0%	
	親投資信託受益証券合計			4,881,783	
合計				49,949,523 (12,038,360)	

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

4.親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年4月10日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小西正毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）」の2025年２月７日から2026年２月６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）」の2026年２月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【グローバル資産分散投資ファンド　Bコース（やや安定）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2025年 2月 6日現在）	第3期 （2026年 2月 6日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	9,961,344	4,260,078
金銭信託	289,539	884,362
コール・ローン	2,985,471	3,782,616
国債証券	94,896,518	135,538,798
投資信託受益証券	68,044,915	100,057,598
親投資信託受益証券	26,746,946	44,554,098
未収配当金	43,623	60,219
未収利息	88,587	255,959
前払費用	24,102	6,202
流動資産合計	203,081,045	289,399,930
資産合計	203,081,045	289,399,930
負債の部		
流動負債		
未払金	8,141,081	－
未払受託者報酬	22,697	44,865
未払委託者報酬	1,210,360	2,392,847
その他未払費用	9,017	17,889
流動負債合計	9,383,155	2,455,601
負債合計	9,383,155	2,455,601
純資産の部		
元本等		
元本	*1172,614,134	*1235,286,821
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	21,083,756	51,657,508
（分配準備積立金）	5,832,994	25,036,701
元本等合計	193,697,890	286,944,329
純資産合計	*2193,697,890	*2286,944,329
負債純資産合計	203,081,045	289,399,930

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期 自　2024年２月７日 至　2025年２月６日	第３期 自　2025年２月７日 至　2026年２月６日
営業収益		
受取配当金	1,291,401	2,378,156
受取利息	426,213	1,549,537
有価証券売買等損益	2,400,551	17,571,323
為替差損益	636,065	4,393,661
その他収益	53	22
営業収益合計	4,754,283	25,892,699
営業費用		
受託者報酬	39,386	77,572
委託者報酬	2,100,550	4,137,350
その他費用	261,770	144,414
営業費用合計	2,401,706	4,359,336
営業利益又は営業損失（△）	2,352,577	21,533,363
経常利益又は経常損失（△）	2,352,577	21,533,363
当期純利益又は当期純損失（△）	2,352,577	21,533,363
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	467,681	1,641,282
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,802,471	21,083,756
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,767,629	14,591,651
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,767,629	14,591,651
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,371,240	3,909,980
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,371,240	3,909,980
分配金	*1－	*1－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	21,083,756	51,657,508

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第３期 自 2025年２月７日 至 2026年２月６日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

第２期 （2025年２月６日現在）	第３期 （2026年２月６日現在）
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 172,614,134口	*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 235,286,821口
*2.　当該計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たりの純資産額　1.1221円 （10,000口当たりの純資産額　11,221円）	*2.　当該計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たりの純資産額　1.2196円 （10,000口当たりの純資産額　12,196円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第２期 自 2024年２月７日 至 2025年２月６日	第３期 自 2025年２月７日 至 2026年２月６日

*1.分配金の計算過程			*1.分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	904,145円	費用控除後の配当等収益額	A	3,714,542円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	980,751円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	16,177,539円
収益調整金額	C	15,250,762円	収益調整金額	C	26,620,807円
分配準備積立金額	D	3,948,098円	分配準備積立金額	D	5,144,620円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	21,083,756円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	51,657,508円
当ファンドの期末残存口数	F	172,614,134口	当ファンドの期末残存口数	F	235,286,821口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,221円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,195円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第2期 自 2024年2月7日 至 2025年2月6日	第3期 自 2025年2月7日 至 2026年2月6日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価	同左

	損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	

2. 金融商品の時価等に関する事項

期　別 項　目	第 2 期 (2025 年 2 月 6 日現在)	第 3 期 (2026 年 2 月 6 日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 2 期 自 2024 年 2 月 7 日 至 2025 年 2 月 6 日	第 3 期 自 2025 年 2 月 7 日 至 2026 年 2 月 6 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 3 期 自 2025 年 2 月 7 日 至 2026 年 2 月 6 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 2 期 (2025 年 2 月 6 日現在)		第 3 期 (2026 年 2 月 6 日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	76,926,119 円	期首元本額	172,614,134 円
期中追加設定元本額	109,992,358 円	期中追加設定元本額	92,238,346 円
期中一部解約元本額	14,304,343 円	期中一部解約元本額	29,565,659 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第 2 期(自 2024 年 2 月 7 日 至 2025 年 2 月 6 日)

(単位：円)

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額

国債証券	△1,852,975
投資信託受益証券	2,708,676
親投資信託受益証券	1,042,075
合計	1,897,776

第3期(自 2025年 2月 7日 至 2026年 2月 6日)

(単位：円)

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△8,335,132
投資信託受益証券	12,664,785
親投資信託受益証券	11,091,241
合計	15,420,894

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第４６９回利付国債（２年）	21,500,000	21,435,989	
		第１７５回利付国債（５年）	39,200,000	38,250,968	
		第１７回利付国債（４０年）	4,200,000	2,949,618	
		第３７７回利付国債（１０年）	42,900,000	39,748,137	
		第８５回利付国債（３０年）	13,400,000	10,425,200	
		第１９１回利付国債（２０年）	26,900,000	22,728,886	
	計	銘柄数：6	148,100,000	135,538,798	
		組入時価比率：47.2%		100.0%	
	国債証券合計			135,538,798	
投資信託受益証券	アメリカドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	2,786	200,229.82	
		ISHARES CORE S&P 500 ETF	262	178,296.24	
		ISHARES GLOBAL REIT ETF	1,404	36,391.68	
		ISHARES US TREASURY BOND ETF	1,906	43,923.77	
		VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	2,445	63,985.65	
		VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	953	62,802.70	

	計	銘柄数：6 組入時価比率：32.0%	9,756	585,629.86 (91,838,474) 91.8%	
	ユーロ	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	405	44,509.50	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：2.9%	405	44,509.50 (8,219,124) 8.2%	
	投資信託受益証券合計			100,057,598 (100,057,598)	
親投資信託受益証券	日本円	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	5,033,842	37,398,929	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	2,295,678	7,155,169	
	計	銘柄数：2 組入時価比率：15.5%	7,329,520	44,554,098 100.0%	
	親投資信託受益証券合計			44,554,098	
合計				280,150,494 (100,057,598)	

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

4.親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年４月10日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小西正毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）」の2025年２月７日から2026年２月６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）」の2026年２月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【グローバル資産分散投資ファンド　Cコース（標準)】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 (2025年 2月 6日現在)	第3期 (2026年 2月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	15,114,121	13,062,411
金銭信託	1,658,341	4,295,838
コール・ローン	17,099,347	18,374,282
国債証券	269,832,741	395,005,063
投資信託受益証券	409,115,421	640,041,576
親投資信託受益証券	137,548,933	236,883,961
未収配当金	364,625	503,168
未収利息	297,742	725,832
前払費用	4,077	46,195
流動資産合計	851,035,348	1,308,938,326
資産合計	851,035,348	1,308,938,326
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	126,250	185,932
未払委託者報酬	6,733,205	9,916,176
その他未払費用	50,443	74,308
流動負債合計	6,909,898	10,176,416
負債合計	6,909,898	10,176,416
純資産の部		
元本等		
元本	*1712,684,132	*1961,180,612
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	131,441,318	337,581,298
（分配準備積立金）	24,863,996	160,594,900
元本等合計	844,125,450	1,298,761,910
純資産合計	*2844,125,450	*21,298,761,910
負債純資産合計	851,035,348	1,308,938,326

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期 自　2024年２月７日 至　2025年２月６日	第３期 自　2025年２月７日 至　2026年２月６日
営業収益		
受取配当金	8,336,468	14,660,186
受取利息	1,422,262	4,480,194
有価証券売買等損益	16,625,344	119,742,312
為替差損益	995,747	18,496,438
その他収益	328	183
営業収益合計	27,380,149	157,379,313
営業費用		
支払利息	16	－
受託者報酬	180,985	328,991
委託者報酬	9,652,373	17,545,925
その他費用	713,154	344,146
営業費用合計	10,546,528	18,219,062
営業利益又は営業損失（△）	16,833,621	139,160,251
経常利益又は経常損失（△）	16,833,621	139,160,251
当期純利益又は当期純損失（△）	16,833,621	139,160,251
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	472,731	1,968,905
期首剰余金又は期首欠損金（△）	18,512,219	131,441,318
剰余金増加額又は欠損金減少額	98,845,522	77,984,477
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	98,845,522	77,984,477
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,277,313	9,035,843
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,277,313	9,035,843
分配金	*1－	*1－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	131,441,318	337,581,298

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第3期 自 2025年 2月 7日 至 2026年 2月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

第2期 （2025年 2月 6日現在）	第3期 （2026年 2月 6日現在）
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 712,684,132口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 961,180,612口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.1844円 （10,000口当たりの純資産額 11,844円）	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.3512円 （10,000口当たりの純資産額 13,512円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日	第3期 自 2025年 2月 7日 至 2026年 2月 6日

*1.分配金の計算過程			*1.分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	7,077,600円	費用控除後の配当等収益額	A	20,083,416円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	9,283,290円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	117,107,930円
収益調整金額	C	106,577,322円	収益調整金額	C	176,986,398円
分配準備積立金額	D	8,503,106円	分配準備積立金額	D	23,403,554円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	131,441,318円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	337,581,298円
当ファンドの期末残存口数	F	712,684,132口	当ファンドの期末残存口数	F	961,180,612口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,844円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,512円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第2期 自 2024年2月7日 至 2025年2月6日	第3期 自 2025年2月7日 至 2026年2月6日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価	同左

	損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	

2. 金融商品の時価等に関する事項

期　別 項　目	第 2 期 (2025 年 2 月 6 日現在)	第 3 期 (2026 年 2 月 6 日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 2 期 自 2024 年 2 月 7 日 至 2025 年 2 月 6 日	第 3 期 自 2025 年 2 月 7 日 至 2026 年 2 月 6 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 3 期 自 2025 年 2 月 7 日 至 2026 年 2 月 6 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 2 期 (2025 年 2 月 6 日現在)		第 3 期 (2026 年 2 月 6 日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	149,938,715 円	期首元本額	712,684,132 円
期中追加設定元本額	577,222,460 円	期中追加設定元本額	296,835,548 円
期中一部解約元本額	14,477,043 円	期中一部解約元本額	48,339,068 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第 2 期(自 2024 年 2 月 7 日 至 2025 年 2 月 6 日)

(単位：円)

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額

国債証券	△5,844,809
投資信託受益証券	17,087,699
親投資信託受益証券	5,362,309
合計	16,605,199

第3期(自 2025年 2月 7日 至 2026年 2月 6日)

(単位：円)

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△23,830,683
投資信託受益証券	79,262,034
親投資信託受益証券	57,672,527
合計	113,103,878

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第４６９回利付国債（２年）	62,100,000	61,914,942	
		第１７５回利付国債（５年）	113,000,000	110,264,270	
		第１７回利付国債（４０年）	12,600,000	8,848,854	
		第３７７回利付国債（１０年）	124,500,000	115,352,985	
		第８５回利付国債（３０年）	40,100,000	31,197,800	
		第１９１回利付国債（２０年）	79,800,000	67,426,212	
	計	銘柄数：6	432,100,000	395,005,063	
		組入時価比率：30.4%		100.0%	
	国債証券合計			395,005,063	
投資信託受益証券	アメリカドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	13,777	990,152.99	
		ISHARES CORE S&P 500 ETF	1,853	1,261,003.56	
		ISHARES GLOBAL REIT ETF	7,043	182,554.56	
		ISHARES US TREASURY BOND ETF	11,448	263,819.16	
		VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	23,779	622,296.43	
		VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	6,853	451,612.70	

	計	銘柄数：6 組入時価比率：45.5%	64,753	3,771,439.40 (591,437,126) 92.4%	
	ユーロ	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	2,395	263,210.50	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：3.7%	2,395	263,210.50 (48,604,450) 7.6%	
	投資信託受益証券合計			640,041,576 (640,041,576)	
親投資信託受益証券	日本円	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	27,064,335	201,074,476	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	11,489,183	35,809,485	
	計	銘柄数：2 組入時価比率：18.2%	38,553,518	236,883,961 100.0%	
	親投資信託受益証券合計			236,883,961	
合計				1,271,930,600 (640,041,576)	

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

4.親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年4月10日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小西正毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）」の2025年２月７日から2026年２月６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）」の2026年２月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【グローバル資産分散投資ファンド　Dコース（やや積極）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第２期 （2025年 2月 6日現在）	第３期 （2026年 2月 6日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	16,409,240	15,545,901
金銭信託	877,007	8,940,299
コール・ローン	9,042,919	38,239,701
国債証券	109,008,423	167,297,184
投資信託受益証券	601,234,075	990,835,095
親投資信託受益証券	202,863,823	354,062,477
未収配当金	666,656	943,056
未収利息	121,004	296,444
前払費用	638	30,453
流動資産合計	940,223,785	1,576,190,610
資産合計	940,223,785	1,576,190,610
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	148,584	210,336
未払委託者報酬	7,924,197	11,217,878
その他未払費用	59,370	84,072
流動負債合計	8,132,151	11,512,286
負債合計	8,132,151	11,512,286
純資産の部		
元本等		
元本	*1744,130,696	*11,023,096,353
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	187,960,938	541,581,971
（分配準備積立金）	32,866,828	258,822,472
元本等合計	932,091,634	1,564,678,324
純資産合計	*2932,091,634	*21,564,678,324
負債純資産合計	940,223,785	1,576,190,610

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期 自　2024年２月７日 至　2025年２月６日	第３期 自　2025年２月７日 至　2026年２月６日
営業収益		
受取配当金	12,998,611	23,244,285
受取利息	740,308	2,119,861
有価証券売買等損益	28,181,198	193,901,189
為替差損益	△4,295,998	29,655,211
その他収益	906	393
営業収益合計	37,625,025	248,920,939
営業費用		
支払利息	6	－
受託者報酬	201,308	363,445
委託者報酬	10,736,217	19,383,659
その他費用	664,647	331,773
営業費用合計	11,602,178	20,078,877
営業利益又は営業損失（△）	26,022,847	228,842,062
経常利益又は経常損失（△）	26,022,847	228,842,062
当期純利益又は当期純損失（△）	26,022,847	228,842,062
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,284,998	123,304
期首剰余金又は期首欠損金（△）	22,641,745	187,960,938
剰余金増加額又は欠損金減少額	148,119,982	142,504,331
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	148,119,982	142,504,331
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,538,638	17,602,056
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,538,638	17,602,056
分配金	*1－	*1－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	187,960,938	541,581,971

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第3期 自 2025年 2月 7日 至 2026年 2月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

第2期 （2025年 2月 6日現在）	第3期 （2026年 2月 6日現在）
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 744,130,696口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 1,023,096,353口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.2526円 （10,000口当たりの純資産額 12,526円）	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.5294円 （10,000口当たりの純資産額 15,294円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日	第3期 自 2025年 2月 7日 至 2026年 2月 6日

*1.分配金の計算過程			*1.分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	11,074,174円	費用控除後の配当等収益額	A	28,137,154円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	13,663,675円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	200,581,604円
収益調整金額	C	155,094,110円	収益調整金額	C	282,759,499円
分配準備積立金額	D	8,128,979円	分配準備積立金額	D	30,103,714円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	187,960,938円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	541,581,971円
当ファンドの期末残存口数	F	744,130,696口	当ファンドの期末残存口数	F	1,023,096,353口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,525円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,293円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第2期 自 2024年2月7日 至 2025年2月6日	第3期 自 2025年2月7日 至 2026年2月6日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価	同左

	損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	

2. 金融商品の時価等に関する事項

期　別 項　目	第 2 期 (2025 年 2 月 6 日現在)	第 3 期 (2026 年 2 月 6 日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 2 期 自 2024 年 2 月 7 日 至 2025 年 2 月 6 日	第 3 期 自 2025 年 2 月 7 日 至 2026 年 2 月 6 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 3 期 自 2025 年 2 月 7 日 至 2026 年 2 月 6 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 2 期 (2025 年 2 月 6 日現在)		第 3 期 (2026 年 2 月 6 日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	145,209,997 円	期首元本額	744,130,696 円
期中追加設定元本額	635,929,005 円	期中追加設定元本額	347,498,944 円
期中一部解約元本額	37,008,306 円	期中一部解約元本額	68,533,287 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第 2 期(自 2024 年 2 月 7 日 至 2025 年 2 月 6 日)

(単位：円)

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額

国債証券	△2,077,668
投資信託受益証券	19,710,321
親投資信託受益証券	9,468,538
合計	27,101,191

第3期(自 2025年 2月 7日 至 2026年 2月 6日)

(単位：円)

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△9,241,913
投資信託受益証券	119,396,276
親投資信託受益証券	79,333,560
合計	189,487,923

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第４６９回利付国債（２年）	26,300,000	26,221,603	
		第１７５回利付国債（５年）	47,900,000	46,740,341	
		第１７回利付国債（４０年）	5,300,000	3,722,137	
		第３７７回利付国債（１０年）	52,700,000	48,828,131	
		第８５回利付国債（３０年）	17,000,000	13,226,000	
		第１９１回利付国債（２０年）	33,800,000	28,558,972	
	計	銘柄数：6	183,000,000	167,297,184	
		組入時価比率：10.7%		100.0%	
	国債証券合計			167,297,184	
投資信託受益証券	アメリカドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	26,164	1,880,406.68	
		ISHARES CORE S&P 500 ETF	2,203	1,499,185.56	
		ISHARES GLOBAL REIT ETF	9,711	251,709.12	
		ISHARES US TREASURY BOND ETF	18,583	428,245.23	
		VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	46,564	1,218,579.88	
		VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	8,151	537,150.90	

	計	銘柄数：6 組入時価比率：58.3%	111,376	5,815,277.37 (911,951,797) 92.0%	
	ユーロ	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	3,887	427,181.30	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：5.0%	3,887	427,181.30 (78,883,298) 8.0%	
	投資信託受益証券合計			990,835,095 (990,835,095)	
親投資信託受益証券	日本円	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	39,510,535	293,543,519	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	19,417,017	60,518,958	
	計	銘柄数：2 組入時価比率：22.6%	58,927,552	354,062,477 100.0%	
	親投資信託受益証券合計			354,062,477	
合計				1,512,194,756 (990,835,095)	

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

4.親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年４月10日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小西正毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）」の2025年２月７日から2026年２月６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）」の2026年２月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第２期 （2025年 2月 6日現在）	第３期 （2026年 2月 6日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	8,253,608	12,869,036
金銭信託	2,350,367	4,621,043
コール・ローン	24,234,911	19,765,257
投資信託受益証券	631,768,673	915,621,316
親投資信託受益証券	197,983,514	316,396,327
未収配当金	517,620	608,942
未収利息	302	381
流動資産合計	865,108,995	1,269,882,302
資産合計	865,108,995	1,269,882,302
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	2,506,918
未払受託者報酬	129,198	182,551
未払委託者報酬	6,890,879	9,735,900
その他未払費用	51,619	72,963
流動負債合計	7,071,696	12,498,332
負債合計	7,071,696	12,498,332
純資産の部		
元本等		
元本	*1639,336,526	*1737,757,627
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	218,700,773	519,626,343
（分配準備積立金）	47,153,178	283,975,355
元本等合計	858,037,299	1,257,383,970
純資産合計	*2858,037,299	*21,257,383,970
負債純資産合計	865,108,995	1,269,882,302

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期 自　2024年２月７日 至　2025年２月６日	第３期 自　2025年２月７日 至　2026年２月６日
営業収益		
受取配当金	13,779,065	21,464,915
受取利息	220,502	487,472
有価証券売買等損益	39,098,971	228,040,194
為替差損益	△3,080,620	21,242,854
その他収益	60	192
営業収益合計	50,017,978	271,235,627
営業費用		
支払利息	6	－
受託者報酬	192,571	327,604
委託者報酬	10,270,703	17,471,684
その他費用	702,044	314,359
営業費用合計	11,165,324	18,113,647
営業利益又は営業損失（△）	38,852,654	253,121,980
経常利益又は経常損失（△）	38,852,654	253,121,980
当期純利益又は当期純損失（△）	38,852,654	253,121,980
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,139,329	11,961,260
期首剰余金又は期首欠損金（△）	28,519,731	218,700,773
剰余金増加額又は欠損金減少額	167,657,484	82,789,289
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	167,657,484	82,789,289
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,189,767	23,024,439
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,189,767	23,024,439
分配金	*1－	*1－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	218,700,773	519,626,343

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第３期 自 2025年２月７日 至 2026年２月６日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

第２期 （2025年２月６日現在）	第３期 （2026年２月６日現在）
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 639,336,526口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 737,757,627口
*2. 当該計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	*2. 当該計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額
１口当たりの純資産額 1.3421円	１口当たりの純資産額 1.7043円
（10,000口当たりの純資産額 13,421円）	（10,000口当たりの純資産額 17,043円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第２期 自 2024年２月７日 至 2025年２月６日		第３期 自 2025年２月７日 至 2026年２月６日	
*1.分配金の計算過程		*1.分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	A 12,610,341円	費用控除後の配当等収益額	A 24,742,303円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 24,102,984円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 216,418,417円
収益調整金額	C 171,547,595円	収益調整金額	C 235,650,988円
分配準備積立金額	D 10,439,853円	分配準備積立金額	D 42,814,635円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	218,700,773 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	519,626,343 円
当ファンドの期末残存口数	F	639,336,526 口	当ファンドの期末残存口数	F	737,757,627 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,420 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,043 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円	10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	0 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	0 円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第2期 自 2024年2月7日 至 2025年2月6日	第3期 自 2025年2月7日 至 2026年2月6日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	第2期 (2025年2月6日現在)	第3期 (2026年2月6日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自 2024年2月7日 至 2025年2月6日	第3期 自 2025年2月7日 至 2026年2月6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第3期 自 2025年2月7日 至 2026年2月6日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1.元本の移動

第2期 (2025年2月6日現在)		第3期 (2026年2月6日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	143,761,511円	期首元本額	639,336,526円
期中追加設定元本額	550,124,542円	期中追加設定元本額	164,941,482円
期中一部解約元本額	54,549,527円	期中一部解約元本額	66,520,381円

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第2期(自 2024年2月7日 至 2025年2月6日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	28,771,370
親投資信託受益証券	9,470,430
合計	38,241,800

第3期(自 2025年2月7日 至 2026年2月6日)

(単位:円)

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	135,716,648
親投資信託受益証券	81,593,599
合計	217,310,247

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	25,479	1,831,175.73	
		ISHARES CORE S&P 500 ETF	2,763	1,880,276.76	
		ISHARES GLOBAL REIT ETF	17,234	446,705.28	
		ISHARES US TREASURY BOND ETF	899	20,717.45	
		VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	36,778	962,480.26	
		VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	10,230	674,157.00	
	計	銘柄数：6	93,383	5,815,512.48	
				(911,988,667)	
		組入時価比率：72.5%		99.6%	
	ユーロ	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	179	19,672.10	
	計	銘柄数：1	179	19,672.10	
				(3,632,649)	
		組入時価比率：0.3%		0.4%	
	投資信託受益証券合計			915,621,316	
				(915,621,316)	
親投資信託受益証券	日本円	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	38,155,657	283,477,453	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	10,561,754	32,918,874	
	計	銘柄数：2	48,717,411	316,396,327	
		組入時価比率：25.2%		100.0%	
	親投資信託受益証券合計			316,396,327	
合計				1,232,017,643	

		(915,621,316)	

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

4.親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「日本インデックスオープン２２５・マザーファンド」、「Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

期別 科目	注記番号	2025年2月6日現在 金額	2026年2月6日現在 金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		29,314,187	114,772,616
コール・ローン		302,262,010	490,908,722
株式		17,821,592,100	22,332,886,260
派生商品評価勘定		199,120	32,394,440
未収配当金		23,067,750	24,760,300
未収利息		3,767	9,481
前払金		1,350,000	－
差入委託証拠金		20,262,748	41,034,537
流動資産合計		18,198,051,682	23,036,766,356
資産合計		18,198,051,682	23,036,766,356
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,556,160	－
前受金		－	32,405,000
未払解約金		21,775,310	－
流動負債合計		23,331,470	32,405,000
負債合計		23,331,470	32,405,000
純資産の部			
元本等			
元本	*1	3,457,343,058	3,096,373,554
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		14,717,377,154	19,907,987,802
元本等合計		18,174,720,212	23,004,361,356
純資産合計	*2	18,174,720,212	23,004,361,356
負債純資産合計		18,198,051,682	23,036,766,356

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	自 2025年 2月 7日 至 2026年 2月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 2月 6日現在	2026年 2月 6日現在
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 3,457,343,058口	*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 3,096,373,554口
*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　5.2568円 （10,000口当たりの純資産額　52,568円）	*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　7.4295円 （10,000口当たりの純資産額　74,295円）

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期　別 項　目	自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日	自 2025年 2月 7日 至 2026年 2月 6日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左

	なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、日経平均株価（225種）に連動した投資成果と、ファンドの追加設定及び一部解約による投資信託財産の増減への対応を目的とした、株価指数先物取引を利用しております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクです。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	2025年 2月 6日現在	2026年 2月 6日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（その他の注記）

1.元本の移動

2025年 2月 6日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	

期首	2024年 2月 7日
期首元本額	3,656,087,699円
期首より2025年 2月 6日までの追加設定元本額	466,251,849円
期首より2025年 2月 6日までの一部解約元本額	664,996,490円
期末元本額	3,457,343,058円
2025年 2月 6日現在の元本の内訳（＊）	
日本インデックスオープン２２５	2,237,059,683円
日本インデックス２２５ＤＣファンド	946,326,765円
日本株式・Ｊリートバランスファンド	181,714,053円
グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）	1,193,763円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）	4,189,361円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）	21,621,271円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）	31,660,960円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）	33,577,202円

2026年 2月 6日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年 2月 7日
期首元本額	3,457,343,058円
期首より2026年 2月 6日までの追加設定元本額	436,329,533円
期首より2026年 2月 6日までの一部解約元本額	797,299,037円
期末元本額	3,096,373,554円
2026年 2月 6日現在の元本の内訳（＊）	
日本インデックスオープン２２５	1,849,198,790円
日本インデックス２２５ＤＣファンド	916,192,166円
日本株式・Ｊリートバランスファンド	220,661,657円
グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）	556,572円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）	5,033,842円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）	27,064,335円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）	39,510,535円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）	38,155,657円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2025年 2月 6日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,208,128,213
合計	1,208,128,213

2026年 2月 6日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	4,411,413,732
合計	4,411,413,732

3.デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

2025年 2月 6日現在

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建 日経平均株価指数先物	314,070,000	－	312,720,000	△1,357,040
合計		314,070,000	－	312,720,000	△1,357,040

2026年 2月 6日現在

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建 日経平均株価指数先物	620,515,000	－	652,920,000	32,394,440
合計		620,515,000	－	652,920,000	32,394,440

(注)時価の算定方法

・先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

附属明細表

1.有価証券明細表

①株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	ニッスイ	13,000	1,425.00	18,525,000	
		ＩＮＰＥＸ	5,200	3,665.00	19,058,000	
		コムシスホールディングス	13,000	5,126.00	66,638,000	
		大成建設	2,600	17,765.00	46,189,000	
		大林組	13,000	3,968.00	51,584,000	
		清水建設	13,000	3,319.00	43,147,000	
		長谷工コーポレーション	2,600	3,349.00	8,707,400	
		鹿島建設	6,500	6,963.00	45,259,500	

	大和ハウス工業	13,000	5,528.00	71,864,000	
	積水ハウス	13,000	3,623.00	47,099,000	
	日揮ホールディングス	13,000	2,238.00	29,094,000	
	日清製粉グループ本社	13,000	2,113.00	27,469,000	
	明治ホールディングス	5,200	3,801.00	19,765,200	
	日本ハム	6,500	6,815.00	44,297,500	
	サッポロホールディングス	13,000	1,707.50	22,197,500	
	アサヒグループホールディングス	39,000	1,727.00	67,353,000	
	キリンホールディングス	13,000	2,470.50	32,116,500	
	キッコーマン	70,000	1,400.50	98,035,000	
	味の素	28,000	4,099.00	114,772,000	
	ニチレイ	13,000	2,001.00	26,013,000	
	日本たばこ産業	13,000	6,039.00	78,507,000	
	帝人	2,600	1,594.50	4,145,700	
	東レ	13,000	1,245.00	16,185,000	
	王子ホールディングス	13,000	913.50	11,875,500	
	クラレ	13,000	1,770.00	23,010,000	
	旭化成	13,000	1,695.50	22,041,500	
	レゾナック・ホールディングス	1,300	8,789.00	11,425,700	
	住友化学	13,000	535.20	6,957,600	
	日産化学	13,000	5,720.00	74,360,000	
	東ソー	6,500	2,600.50	16,903,250	
	トクヤマ	2,600	4,007.00	10,418,200	
	デンカ	2,600	3,114.00	8,096,400	
	信越化学工業	70,000	5,104.00	357,280,000	
	三井化学	5,200	2,344.00	12,188,800	
	三菱ケミカルグループ	6,500	1,058.00	6,877,000	
	ＵＢＥ	1,300	2,769.50	3,600,350	
	花王	14,000	6,529.00	91,406,000	
	富士フイルムホールディングス	42,000	3,024.00	127,008,000	
	資生堂	13,000	2,753.00	35,789,000	
	日東電工	70,000	3,396.00	237,720,000	
	協和キリン	13,000	2,402.50	31,232,500	
	武田薬品工業	13,000	5,517.00	71,721,000	
	アステラス製薬	70,000	2,441.00	170,870,000	
	住友ファーマ	13,000	2,229.50	28,983,500	

	塩野義製薬	42,000	3,393.00	142,506,000	
	中外製薬	42,000	8,608.00	361,536,000	
	エーザイ	13,000	4,482.00	58,266,000	
	第一三共	42,000	2,869.00	120,498,000	
	大塚ホールディングス	14,000	9,344.00	130,816,000	
	出光興産	26,000	1,419.00	36,894,000	
	ＥＮＥＯＳホールディングス	13,000	1,397.00	18,161,000	
	横浜ゴム	6,500	6,550.00	42,575,000	
	ブリヂストン	28,000	3,740.00	104,720,000	
	ＡＧＣ	2,600	6,107.00	15,878,200	
	日本電気硝子	3,900	7,008.00	27,331,200	
	太平洋セメント	1,300	4,399.00	5,718,700	
	東海カーボン	13,000	1,106.50	14,384,500	
	ＴＯＴＯ	6,500	5,580.00	36,270,000	
	日本碍子	13,000	3,987.00	51,831,000	
	日本製鉄	6,500	676.70	4,398,550	
	神戸製鋼所	1,300	2,321.50	3,017,950	
	ＪＦＥホールディングス	1,300	2,240.50	2,912,650	
	三井金属	1,300	20,785.00	27,020,500	
	三菱マテリアル	1,300	4,539.00	5,900,700	
	住友金属鉱山	6,500	8,755.00	56,907,500	
	ＤＯＷＡホールディングス	2,600	9,015.00	23,439,000	
	古河電気工業	1,300	14,500.00	18,850,000	
	住友電気工業	13,000	7,540.00	98,020,000	
	フジクラ	14,000	22,395.00	313,530,000	
	ＳＵＭＣＯ	1,300	1,624.50	2,111,850	
	日本製鋼所	2,600	8,879.00	23,085,400	
	オークマ	5,200	4,325.00	22,490,000	
	アマダ	13,000	2,226.50	28,944,500	
	ディスコ	2,800	65,800.00	184,240,000	
	ＳＭＣ	1,300	64,720.00	84,136,000	
	小松製作所	14,000	7,071.00	98,994,000	
	住友重機械工業	2,600	5,314.00	13,816,400	
	日立建機	13,000	6,132.00	79,716,000	
	クボタ	13,000	2,659.00	34,567,000	
	荏原製作所	13,000	4,930.00	64,090,000	

	ダイキン工業	14,000	18,010.00	252,140,000	
	日本精工	13,000	1,210.00	15,730,000	
	ＮＴＮ	13,000	404.90	5,263,700	
	ジェイテクト	13,000	1,908.50	24,810,500	
	カナデビア	2,600	1,079.00	2,805,400	
	三菱重工業	13,000	4,818.00	62,634,000	
	ＩＨＩ	9,100	3,946.00	35,908,600	
	イビデン	28,000	7,085.00	198,380,000	
	コニカミノルタ	13,000	617.30	8,024,900	
	ミネベアミツミ	13,000	3,256.00	42,328,000	
	日立製作所	13,000	5,367.00	69,771,000	
	三菱電機	13,000	5,479.00	71,227,000	
	富士電機	2,600	10,775.00	28,015,000	
	安川電機	13,000	5,213.00	67,769,000	
	ソシオネクスト	13,000	2,053.50	26,695,500	
	オムロン	13,000	4,532.00	58,916,000	
	ジーエス・ユアサ　コーポレーション	2,600	4,141.00	10,766,600	
	日本電気	6,500	4,311.00	28,021,500	
	富士通	13,000	3,913.00	50,869,000	
	ルネサスエレクトロニクス	13,000	2,957.50	38,447,500	
	セイコーエプソン	26,000	2,069.00	53,794,000	
	パナソニック　ホールディングス	13,000	2,440.50	31,726,500	
	シャープ	13,000	728.20	9,466,600	
	ソニーグループ	70,000	3,507.00	245,490,000	
	ＴＤＫ	210,000	2,162.50	454,125,000	
	アルプスアルパイン	13,000	2,119.00	27,547,000	
	横河電機	13,000	4,936.00	64,168,000	
	アドバンテスト	112,000	24,530.00	2,747,360,000	
	キーエンス	1,400	53,260.00	74,564,000	
	レーザーテック	5,600	30,190.00	169,064,000	
	カシオ計算機	13,000	1,568.50	20,390,500	
	ファナック	70,000	6,571.00	459,970,000	
	ローム	13,000	2,509.50	32,623,500	
	京セラ	112,000	2,582.50	289,240,000	
	太陽誘電	13,000	3,531.00	45,903,000	

	村田製作所	33,600	3,217.00	108,091,200	
	ＳＣＲＥＥＮホールディングス	5,200	20,160.00	104,832,000	
	キヤノン	21,000	4,870.00	102,270,000	
	リコー	13,000	1,502.50	19,532,500	
	東京エレクトロン	42,000	41,030.00	1,723,260,000	
	デンソー	56,000	2,161.50	121,044,000	
	川崎重工業	1,300	14,650.00	19,045,000	
	日産自動車	13,000	416.60	5,415,800	
	いすゞ自動車	6,500	2,736.50	17,787,250	
	トヨタ自動車	70,000	3,780.00	264,600,000	
	日野自動車	13,000	463.00	6,019,000	
	三菱自動車工業	1,300	437.90	569,270	
	マツダ	2,600	1,250.50	3,251,300	
	本田技研工業	84,000	1,692.00	142,128,000	
	スズキ	56,000	2,308.00	129,248,000	
	ＳＵＢＡＲＵ	13,000	3,342.00	43,446,000	
	ヤマハ発動機	39,000	1,097.50	42,802,500	
	テルモ	112,000	2,045.00	229,040,000	
	ニコン	13,000	1,848.50	24,030,500	
	オリンパス	56,000	1,885.50	105,588,000	
	ＨＯＹＡ	7,000	26,445.00	185,115,000	
	バンダイナムコホールディングス	42,000	4,195.00	176,190,000	
	ＴＯＰＰＡＮホールディングス	6,500	4,769.00	30,998,500	
	大日本印刷	13,000	2,905.00	37,765,000	
	ヤマハ	39,000	1,193.00	46,527,000	
	任天堂	14,000	8,441.00	118,174,000	
	東京電力ホールディングス	1,300	634.00	824,200	
	中部電力	1,300	2,423.50	3,150,550	
	関西電力	1,300	2,584.50	3,359,850	
	東京瓦斯	2,600	7,236.00	18,813,600	
	大阪瓦斯	2,600	6,412.00	16,671,200	
	東武鉄道	2,600	2,962.00	7,701,200	
	東急	6,500	1,826.50	11,872,250	
	小田急電鉄	6,500	1,702.50	11,066,250	
	京王電鉄	2,600	3,971.00	10,324,600	
	京成電鉄	19,500	1,246.00	24,297,000	

	東日本旅客鉄道	3,900	3,978.00	15,514,200	
	西日本旅客鉄道	2,600	3,515.00	9,139,000	
	東海旅客鉄道	6,500	4,668.00	30,342,000	
	ヤマトホールディングス	13,000	1,908.50	24,810,500	
	ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディン	3,900	3,676.00	14,336,400	
	日本郵船	3,900	5,051.00	19,698,900	
	商船三井	3,900	5,081.00	19,815,900	
	川崎汽船	11,700	2,341.00	27,389,700	
	日本航空	13,000	3,129.00	40,677,000	
	ＡＮＡホールディングス	1,300	3,320.00	4,316,000	
	ディー・エヌ・エー	3,900	2,628.00	10,249,200	
	ネクソン	28,000	3,626.00	101,528,000	
	ＳＨＩＦＴ	13,000	658.90	8,565,700	
	野村総合研究所	13,000	4,222.00	54,886,000	
	メルカリ	13,000	3,139.00	40,807,000	
	ＬＩＮＥヤフー	5,200	423.20	2,200,640	
	トレンドマイクロ	14,000	5,599.00	78,386,000	
	ＮＴＴ	130,000	152.50	19,825,000	
	ＫＤＤＩ	168,000	2,799.00	470,232,000	
	ソフトバンク	130,000	214.20	27,846,000	
	東宝	1,300	7,773.00	10,104,900	
	コナミグループ	14,000	17,880.00	250,320,000	
	ソフトバンクグループ	336,000	3,999.00	1,343,664,000	
	双日	1,300	5,929.00	7,707,700	
	伊藤忠商事	70,000	2,067.00	144,690,000	
	丸紅	13,000	5,657.00	73,541,000	
	豊田通商	42,000	6,334.00	266,028,000	
	三井物産	28,000	5,176.00	144,928,000	
	住友商事	13,000	6,149.00	79,937,000	
	三菱商事	42,000	4,723.00	198,366,000	
	Ｊ．フロント　リテイリング	6,500	2,685.50	17,455,750	
	ＺＯＺＯ	39,000	1,154.00	45,006,000	
	三越伊勢丹ホールディングス	13,000	3,023.00	39,299,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	42,000	2,319.00	97,398,000	
	良品計画	28,000	3,270.00	91,560,000	

	高島屋	13,000	2,233.00	29,029,000	
	丸井グループ	13,000	3,103.00	40,339,000	
	イオン	42,000	2,262.50	95,025,000	
	ニトリホールディングス	35,000	2,884.00	100,940,000	
	ファーストリテイリング	33,600	63,500.00	2,133,600,000	
	しずおかフィナンシャルグループ	13,000	2,774.50	36,068,500	
	横浜フィナンシャルグループ	13,000	1,550.00	20,150,000	
	あおぞら銀行	1,300	2,795.50	3,634,150	
	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	13,000	2,951.50	38,369,500	
	りそなホールディングス	1,300	2,014.00	2,618,200	
	三井住友トラストグループ	2,600	5,409.00	14,063,400	
	三井住友フィナンシャルグループ	3,900	5,910.00	23,049,000	
	千葉銀行	13,000	2,335.00	30,355,000	
	ふくおかフィナンシャルグループ	2,600	6,866.00	17,851,600	
	みずほフィナンシャルグループ	1,300	7,347.00	9,551,100	
	大和証券グループ本社	13,000	1,586.00	20,618,000	
	野村ホールディングス	13,000	1,370.00	17,810,000	
	ＳＯＭＰＯホールディングス	7,800	5,808.00	45,302,400	
	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	11,700	4,159.00	48,660,300	
	第一生命ホールディングス	5,200	1,436.50	7,469,800	
	東京海上ホールディングス	21,000	6,041.00	126,861,000	
	Ｔ＆Ｄホールディングス	2,600	4,066.00	10,571,600	
	クレディセゾン	13,000	4,420.00	57,460,000	
	オリックス	13,000	4,933.00	64,129,000	
	日本取引所グループ	26,000	1,648.50	42,861,000	
	東急不動産ホールディングス	13,000	1,512.50	19,662,500	
	三井不動産	39,000	1,894.50	73,885,500	
	三菱地所	13,000	4,228.00	54,964,000	
	東京建物	6,500	3,829.00	24,888,500	
	住友不動産	28,000	4,620.00	129,360,000	
	エムスリー	31,200	1,739.50	54,272,400	
	電通グループ	13,000	2,840.00	36,920,000	
	オリエンタルランド	13,000	2,754.50	35,808,500	
	サイバーエージェント	10,400	1,248.50	12,984,400	
	楽天グループ	13,000	943.30	12,262,900	

		リクルートホールディングス	42,000	7,062.00	296,604,000	
		日本郵政	13,000	1,977.50	25,707,500	
		ベイカレント	14,000	4,822.00	67,508,000	
		セコム	28,000	5,962.00	166,936,000	
	計	銘柄数：225 組入時価比率：97.1%			22,332,886,260 100.0%	
合　計					22,332,886,260	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「(その他の注記) 3.デリバティブ取引関係」に表示しております。

Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

期別 科目	注記番号	2025年2月6日現在 金額	2026年2月6日現在 金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		6,335,073	20,859,263
コール・ローン		65,321,674	89,219,836
投資証券		6,725,739,400	7,451,999,400
派生商品評価勘定		6,545,340	3,397,040
未収入金		14,811,702	9,471,594
未収配当金		84,591,714	90,061,223
未収利息		814	1,723
差入委託証拠金		9,801,102	6,601,664
流動資産合計		6,913,146,819	7,671,611,743
資産合計		6,913,146,819	7,671,611,743
負債の部			
流動負債			
前受金		6,565,800	3,417,500
未払解約金		－	18,185,000
流動負債合計		6,565,800	21,602,500
負債合計		6,565,800	21,602,500
純資産の部			
元本等			
元本	*1	2,747,771,022	2,454,446,906
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		4,158,809,997	5,195,562,337
元本等合計		6,906,581,019	7,650,009,243
純資産合計	*2	6,906,581,019	7,650,009,243
負債純資産合計		6,913,146,819	7,671,611,743

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	自 2025年 2月 7日 至 2026年 2月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 2月 6日現在	2026年 2月 6日現在
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 2,747,771,022口	*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 2,454,446,906口
*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　2.5135円 （10,000口当たりの純資産額　25,135円）	*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　3.1168円 （10,000口当たりの純資産額　31,168円）

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期　別 項　目	自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日	自 2025年 2月 7日 至 2026年 2月 6日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左

	なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、約款に定める運用成果を得ることを目的とした、REIT 指数先物取引を利用しております。REIT 指数先物取引に係る主要なリスクは、不動産取引相場等の変動による価格変動リスクです。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	2025 年 2 月 6 日現在	2026 年 2 月 6 日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（その他の注記）

1.元本の移動

2025 年 2 月 6 日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024 年 2 月 7 日
期首元本額	2,977,322,205 円

期首より 2025 年 2 月 6 日までの追加設定元本額	554,855,186 円
期首より 2025 年 2 月 6 日までの一部解約元本額	784,406,369 円
期末元本額	2,747,771,022 円
2025 年 2 月 6 日現在の元本の内訳（＊）	
日本株式・Ｊリートバランスファンド	381,443,632 円
グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）	408,194 円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）	1,879,576 円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）	9,504,769 円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）	14,493,133 円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）	8,543,815 円
私募１４－１１　Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（適格機関投資家専用）	298,327,440 円
私募１５－０４　Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（一般投資家私募、適格機関投資家転売制限付）	254,812,369 円
Ｊ－ＲＥＩＴ　インデックスオープン（適格機関投資家専用）	1,778,358,094 円

2026 年 2 月 6 日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025 年 2 月 7 日
期首元本額	2,747,771,022 円
期首より 2026 年 2 月 6 日までの追加設定元本額	372,612,078 円
期首より 2026 年 2 月 6 日までの一部解約元本額	665,936,194 円
期末元本額	2,454,446,906 円
2026 年 2 月 6 日現在の元本の内訳（＊）	
日本株式・Ｊリートバランスファンド	511,741,424 円
グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）	239,583 円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）	2,295,678 円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）	11,489,183 円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）	19,417,017 円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）	10,561,754 円
私募１４－１１　Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（適格機関投資家専用）	106,991,749 円
私募１５－０４　Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（一般投資家私募、適格機関投資家転売制限付）	242,849,328 円
Ｊ－ＲＥＩＴ　インデックスオープン（適格機関投資家専用）	1,548,861,190 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2025 年 2 月 6 日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△178,992,246
合計	△178,992,246

2026 年 2 月 6 日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	346,820,020
合計	346,820,020

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

2025年 2月 6日現在

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	不動産投信指数先物取引 買建 東証ＲＥＩＴ指数先物	149,209,200	－	155,775,000	6,545,340
合計		149,209,200	－	155,775,000	6,545,340

2026年 2月 6日現在

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	不動産投信指数先物取引 買建 東証ＲＥＩＴ指数先物	180,908,500	－	184,326,000	3,397,040
合計		180,908,500	－	184,326,000	3,397,040

(注)時価の算定方法

・先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

附属明細表

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	単位数	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人投資証券	141	17,582,700	
		サンケイリアルエステート投資法人投資証券	205	26,650,000	
		ＳＯＳｉＬＡ物流リート投資法人	319	40,481,100	

		投資証券			
		東海道リート投資法人　投資証券	160	18,000,000	
		三井不動産アコモデーションファンド投資法人　投資証券	1,103	151,441,900	
		森ヒルズリート投資法人　投資証券	740	108,262,000	
		産業ファンド投資法人　投資証券	1,170	174,564,000	
		アドバンス・レジデンス投資法人　投資証券	1,316	223,325,200	
		アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	987	144,595,500	
		ＧＬＰ投資法人　投資証券	2,103	300,098,100	
		コンフォリア・レジデンシャル投資法人　投資証券	968	107,738,400	
		日本プロロジスリート投資法人　投資証券	3,290	299,719,000	
		星野リゾート・リート投資法人　投資証券	257	66,434,500	
		Ｏｎｅリート投資法人　投資証券	316	28,914,000	
		イオンリート投資法人　投資証券	776	105,303,200	
		ヒューリックリート投資法人　投資証券	565	98,084,000	
		日本リート投資法人　投資証券	816	79,478,400	
		積水ハウス・リート投資法人　投資証券	1,887	174,358,800	
		トーセイ・リート投資法人　投資証券	139	20,780,500	
		ヘルスケア＆メディカル投資法人　投資証券	166	20,467,800	
		サムティ・レジデンシャル投資法人　投資証券	177	20,585,100	
		野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	2,037	343,030,800	
		いちごホテルリート投資法人　投資証券	106	12,889,600	
		ラサールロジポート投資法人　投資証券	829	130,650,400	
		スターアジア不動産投資法人　投資証券	1,178	70,797,800	
		マリモ地方創生リート投資法人　投資証券	117	12,565,800	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	1,411	164,381,500	
		日本ホテル＆レジデンシャル投資法人　投資証券	187	14,062,400	
		投資法人みらい　投資証券	880	44,352,000	
		三菱地所物流リート投資法人　投資	651	86,062,200	

		証券			
		ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人　投資証券	269	44,761,600	
		セントラル・リート投資法人　投資証券	104	12,147,200	
		ＭＩＲＡＲＴＨ不動産投資法人　投資証券	420	39,648,000	
		霞ヶ関ホテルリート投資法人　投資証券	80	8,312,000	
		日本ビルファンド投資法人　投資証券	3,861	564,478,200	
		ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	3,283	416,612,700	
		日本都市ファンド投資法人　投資証券	3,319	409,232,700	
		オリックス不動産投資法人　投資証券	2,547	266,670,900	
		日本プライムリアルティ投資法人　投資証券	1,772	186,768,800	
		ＮＴＴ都市開発リート投資法人　投資証券	644	90,932,800	
		東急リアル・エステート投資法人　投資証券	421	88,578,400	
		グローバル・ワン不動産投資法人　投資証券	449	62,186,500	
		ユナイテッド・アーバン投資法人　投資証券	1,474	265,614,800	
		森トラストリート投資法人　投資証券	1,232	95,972,800	
		インヴィンシブル投資法人　投資証券	3,528	234,612,000	
		フロンティア不動産投資法人　投資証券	1,123	102,979,100	
		平和不動産リート投資法人　投資証券	491	75,172,100	
		日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	1,267	128,093,700	
		福岡リート投資法人　投資証券	361	67,615,300	
		ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	1,864	311,288,000	
		いちごオフィスリート投資法人　投資証券	461	45,546,800	
		大和証券オフィス投資法人　投資証券	259	95,830,000	
		阪急阪神リート投資法人　投資証券	305	50,081,000	
		スターツプロシード投資法人　投資証券	107	22,502,100	
		大和ハウスリート投資法人　投資証券	2,012	273,028,400	

		ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	2,352	199,449,600	
		大和証券リビング投資法人　投資証券	936	107,827,200	
		ジャパンエクセレント投資法人　投資証券	536	80,400,000	
	計	銘柄数：58 組入時価比率：97.4%	60,474	7,451,999,400 100.0%	
合計				7,451,999,400	

(注)1.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「(その他の注記) 3.デリバティブ取引関係」に表示しております。

＜組入上場投資信託証券（ＥＴＦ）組入状況（上位１０銘柄）＞

iShares Core S&P 500 ETFの明細は、ブラックロック・ジャパン株式会社のデータを基に、ＳＢＩ岡三アセットマネジメントが作成し掲載しております。

iShares Core S&P 500 ETF

基準日：2025年３月31日

組入上位銘柄	純資産比率
Apple, Inc.	7.0%
Microsoft Corp.	5.9%
NVIDIA Corp.	5.6%
Amazon.com, Inc.	3.8%
Meta Platforms, Inc., Class A	2.6%
Berkshire Hathaway, Inc., Class B	2.0%
Alphabet, Inc., Class A	1.9%
Broadcom, Inc.	1.6%
Alphabet, Inc., Class C,NVS	1.5%
Tesla, Inc.	1.5%

以下は、iShares Core S&P 500 ETFの監査済報告書の一部を、ＳＢＩ岡三アセットマネジメントが翻訳したものです。ＳＢＩ岡三アセットマネジメントは正確性、完全性を保証するものではありません。

損益計算書

自 2024年４月１日 至 2025年３月31日
（単位：米ドル）

投資収益	
受取配当金－関連会社以外	6,989,596,661
受取配当金－関連会社	78,639,946
受取利息－関連会社以外	3,933,010
有価証券貸付収益－関連会社－純額	5,707,968
外国源泉徴収税	△ 2,029,661
投資収益合計	**7,075,847,924**
費用	
投資顧問報酬	158,485,881
支払利息	17,062
費用合計	**158,502,943**
投資純損益	**6,917,344,981**
実現および未実現利益（損失）	
実現純利益（損失）：	
投資－関連会社以外	△ 2,348,887,014
投資－関連会社	2,352,319
外国通貨取引	43,872
先物契約	2,520,842
現物償還－関連会社以外	80,205,099,895
現物償還－関連会社	186,281,084
	78,047,410,998
未実現評価益（評価損）の純変動：	
投資－関連会社以外	△48,160,689,995
投資－関連会社	△ 27,845,446
先物契約	△ 13,408,381
	△48,201,943,822
実現および未実現純利益（損失）	**29,845,467,176**
運用による純資産の純増加（減少）額	**36,762,812,157**

Vanguard Developed Markets Index Fundの明細は、バンガード・グループのデータを基に、ＳＢＩ岡三アセットマネジメントが作成し掲載しております。

Vanguard Developed Markets Index Fund

基準日：2024年12月31日

組入上位銘柄	純資産比率
ASML Holding NV	1.2%
SAP SE	1.2%
Novo Nordisk A/S Class B	1.2%
Toyota Motor Corp.	1.0%
Nestle SA	1.0%
AstraZeneca plc	0.9%
Novartis AG	0.9%
Roche Holding AG	0.9%
Shell plc	0.9%
HSBC Holdings plc	0.8%

※Vanguard FTSE Developed Markets ETFは、Vanguard Developed Markets Index FundのETFクラスです。

以下は、Vanguard Developed Markets Index Fundの監査済報告書の一部を、ＳＢＩ岡三アセットマネジメントが翻訳したものです。ＳＢＩ岡三アセットマネジメントは正確性、完全性を保証するものではありません。

損益計算書

自 2024年１月１日 至 2024年12月31日
（単位：千米ドル）

投資収益	
収益	
配当[1]	5,404,724
利息[2]	43,334
貸付有価証券－純額	43,245
収益総額	**5,491,303**
費用	
バンガード・グループ	
投資顧問サービス	10,570
マネジメントおよび管理－インベスターズ受益証券	25
マネジメントおよび管理－ETF受益証券	43,431
マネジメントおよび管理－アドミラル受益証券	14,980
マネジメントおよび管理－インスティテューショナル受益証券	5,400
マネジメントおよび管理－インスティテューショナル・プラス受益証券	4,628
マーケティングおよび販売－インベスターズ受益証券	1
マーケティングおよび販売－ETF受益証券	3,920
マーケティングおよび販売－アドミラル受益証券	1,432
マーケティングおよび販売－インスティテューショナル受益証券	433
マーケティングおよび販売－インスティテューショナル･プラス受益証券	473
カストディー報酬	5,603
監査報酬	70
受益者報告および代理委任状手数料－インベスターズ受益証券	－
受益者報告および代理委任状手数料－ETF受益証券	6,413
受益者報告および代理委任状手数料－アドミラル受益証券	551
受益者報告および代理委任状手数料－インスティテューショナル受益証券	135
受益者報告および代理委任状手数料－インスティテューショナル・プラス受益証券	248
受託者報酬および費用	111
その他費用	4,494
費用総額	102,918
間接支払費用	△ 41
費用純額	102,877
純投資収益	**5,388,426**

純実現利益（損失）	
売却投資有価証券[2,3]	△ 964,797
先物契約	198,308
スワップ契約	△ 11,015
為替先渡契約	△ 10,201
非米国通貨	△ 61,408
純実現利益（損失）	**△ 849,113**
未実現評価益（評価損）の変動	
投資有価証券[2]	969,244
先物契約	△ 31,523
スワップ契約	△ 2,865
為替先渡契約	△ 37,874
非米国通貨	△ 30,188
未実現評価益（評価損）の変動	**866,794**
運用による純資産の純増加（減少）額	**5,406,107**

1. 配当は、外国源泉税605,194,000米ドル控除後の金額である。
2. 当ファンドの関連会社からの利息収益、純実現利益（損失）および未実現評価益（評価損）の変動は、それぞれ35,295,000米ドル、44,000米ドルおよび252,000米ドルであった。購入および売却は、短期現物投資目的である。
3. 現物償還による純利益（損失）506,047,000米ドルを含む。

iShares Core MSCI Emerging Markets ETFの明細は、ブラックロック・ジャパン株式会社のデータを基に、ＳＢＩ岡三アセットマネジメントが作成し掲載しております。

iShares Core MSCI Emerging Markets ETF

基準日：2025年８月31日

組入上位銘柄	純資産比率
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd.	8.6%
Tencent Holdings Ltd.	4.7%
Alibaba Group Holding Ltd.	2.7%
Samsung Electronics Co. Ltd.	2.2%
HDFC Bank Ltd.	1.2%
Xiaomi Corp., Class B	1.1%
SK Hynix Inc.	1.0%
Reliance Industries Ltd.	0.9%
China Construction Bank Corp., Class H	0.9%
PDD Holdings Inc., ADR	0.8%

以下は、iShares Core MSCI Emerging Markets ETFの監査済報告書の一部を、ＳＢＩ岡三アセットマネジメントが翻訳したものです。ＳＢＩ岡三アセットマネジメントは正確性、完全性を保証するものではありません。

損益計算書

自 2024年９月１日 至 2025年８月31日
（単位：米ドル）

投資収益	
受取配当金－関係会社以外	2,480,873,540
受取配当金－関連会社	29,149,502
受取利息－関連会社以外	2,038,731
有価証券貸付収益－関連会社－純額(a)	83,342,863
その他収益－関係会社以外	3,265
モーリシャス所得税還付	2,925,792
外国源泉徴収税	△ 267,222,639
外国源泉所得税還付請求	8,434,337
投資収益合計	**2,339,545,391**
費用	
投資顧問報酬	77,131,415
約定費用	39,896
専門家報酬	13,641
費用合計	**77,184,952**
控除	
投資顧問報酬（免除）	△ 638,091
費用控除後合計	**76,546,861**
投資純損益	**2,262,998,530**
実現および未実現利益（損失）	
実現純利益（損失）：	
投資－関連会社以外(b)	△ 2,394,433,041
投資－関連会社	91,702
外国通貨取引	△ 10,460,603
先物契約	22,593,148
現物償還－関連会社以外	13,252,997
	△ 2,368,955,797
未実現評価益（評価損）の純変動：	
投資－関連会社以外(c)	14,341,781,099
投資－関連会社	△ 239,095
外国通貨取引	1,245,594
先物契約	△ 5,758,560
	14,337,029,038
実現および未実現純損益	**11,968,073,241**
運用による純資産の純増減額	**14,231,071,771**
(a) 有価証券貸付法人所得税の純支払額	8,661,347
(b) 外国キャピタル・ゲイン税およびキャピタル・ゲイン税還付金控除後	△ 57,919,924
(c) 繰延外国キャピタル・ゲイン税額の純増加	170,628,648

iShares U.S. Treasury Bond ETFの明細は、ブラックロック・ジャパン株式会社のデータを基に、ＳＢＩ岡三アセットマネジメントが作成し掲載しております。

iShares U.S. Treasury Bond ETF

基準日：2025年10月31日

組入上位銘柄	純資産比率
U.S. Treasury Notes 4.00%, 01/15/27 - 02/15/34	7.8%
U.S. Treasury Notes 1.38%, 10/31/28 - 11/15/31	6.0%
U.S. Treasury Notes 3.88%, 03/31/27 - 08/15/34	5.9%
U.S. Treasury Notes 4.13%, 06/15/26 - 11/15/32	5.4%
U.S. Treasury Notes 4.25%, 11/30/26 - 08/15/35	4.7%
U.S. Treasury Notes 2.25%, 02/15/27 - 11/15/27	4.0%
U.S. Treasury Notes 2.63%, 05/31/27 - 07/31/29	3.9%
U.S. Treasury Notes 3.50%, 09/30/26 - 02/15/33	3.7%
U.S. Treasury Notes 4.38%, 08/15/26 - 05/15/34	3.3%
U.S. Treasury Notes 2.75%, 04/30/27 - 08/15/32	3.3%

以下は、iShares U.S. Treasury Bond ETFの監査済報告書の一部を、ＳＢＩ岡三アセットマネジメントが翻訳したものです。ＳＢＩ岡三アセットマネジメントは正確性、完全性を保証するものではありません。

損益計算書

自 2024年11月１日 至 2025年10月31日
（単位：米ドル）

投資収益	
受取配当金－関連会社	3,357,527
受取利息－関連会社以外	1,008,295,759
有価証券貸付収益－関連会社－純額	99,525
投資収益合計	**1,011,752,811**
費用	
投資顧問報酬	14,228,891
支払利息	47,184
費用合計	**14,276,075**
投資純収益	**997,476,736**
実現および未実現利益（損失）	
実現純利益（損失）：	
投資－関連会社以外	△ 308,463,148
現物償還－関係会社以外	35,218,055
	△ 273,245,093
未実現評価益（評価損）の純変動：	
投資－関連会社意外	697,032,865
実現および未実現純損益	**423,787,772**
運用による純資産の純増減額	**1,421,264,508**

VanEck J.P. Morgan EM Local Currency Bond ETFの明細は、ヴァンエック社のデータを基に、ＳＢＩ岡三アセットマネジメントが作成し掲載しております。

VanEck J.P. Morgan EM Local Currency Bond ETF

基準日：2024年12月31日

組入上位銘柄	純資産比率
Brazil Letras do Tesouro Nacional, 0.00%, 07/01/26	1.0%
Brazil Letras do Tesouro Nacional, 0.00%, 01/01/26	1.0%
Turkiye Government Bond, 26.20%, 10/05/33	0.8%
Republic of South Africa Government Bond, 8.75%, 02/28/48	0.8%
Republic of South Africa Government Bond, 8.00%, 01/31/30	0.8%
Republic of South Africa Government Bond, 8.88%, 02/28/35	0.8%
Republic of South Africa Government Bond, 8.25%, 03/31/32	0.7%
Brazil Notas do Tesouro Nacional, Series F 10.00%, 01/01/29	0.7%
Brazil Notas do Tesouro Nacional, Series F 10.00%, 01/01/27	0.7%
Turkiye Government Bond, 31.08%, 11/08/28	0.7%

※当ファンドは決算期末を４月30日から12月31日に変更しました。

以下は、VanEck J.P. Morgan EM Local Currency Bond ETFの監査済報告書の一部を、ＳＢＩ岡三アセットマネジメントが翻訳したものです。ＳＢＩ岡三アセットマネジメントは正確性、完全性を保証するものではありません。

損益計算書

自 2024年５月１日 至 2024年12月31日
（単位：米ドル）

収益：	
受取利息	124,469,092
有価証券貸付収益	4,632
外国税額控除額/（源泉徴収税額）	△ 2,227,129
収益合計	**122,246,595**
費用：	
運用報酬	5,043,525
専門家報酬	45,381
保管および会計費用	442,630
受益者報告費用	167,809
受託者報酬と費用	42,044
登録料	4,200
保険料	20,258
支払利息	45,402
税金	261
その他費用	27,143
費用合計	**5,838,653**
アドバイザー負担費用	△ 202,084
純費用	**5,636,569**
投資純損益	**116,610,026**
実現純利益（損失）：	
投資（1）	△ 78,876,861
現物償還	901,453
外貨通貨取引および外貨建て資産および負債	△ 2,372,923
実現純損失	**△ 80,348,331**
未実現評価益（評価損）の純変動：	
投資（2）	4,267,015
外貨通貨取引および外貨建て資産および負債	△ 1,581,134
未実現評価益（評価損）の純変動	**2,685,881**
運用による純資産の純増減額	**38,947,576**
(1)外国税等控除後	△ 153,234
(2)外国税等控除後	112,635

※当ファンドは決算期末を４月30日から12月31日に変更しました。この期間には2024年５月１日から2024年12月31日までの取引が含まれています。

iShares Core € Govt Bond UCITS ETFの明細は、ブラックロック・ジャパン株式会社のデータを基に、ＳＢＩ岡三アセットマネジメントが作成し掲載しております。

iShares Core € Govt Bond UCITS ETF

基準日：2025年６月30日

組入上位銘柄	純資産比率
French Republic Government Bond OAT, 2.50% ,25/05/2030	0.83%
French Republic Government Bond OAT, 2.75% ,25/02/2030	0.82%
French Republic Government Bond OAT, 2.75% ,25/10/2027	0.81%
French Republic Government Bond OAT, 2.75% ,25/02/2029	0.78%
French Republic Government Bond OAT, 1.50% ,25/05/2031	0.77%
French Republic Government Bond OAT, 0.75% ,25/11/2028	0.77%
French Republic Government Bond OAT, 0.50% ,25/05/2029	0.71%
French Republic Government Bond OAT, 0.75% ,25/05/2028	0.67%
French Republic Government Bond OAT, 2.00% ,25/11/2032	0.67%
French Republic Government Bond OAT, 1.25% ,25/05/2034	0.66%

以下は、iShares Core € Govt Bond UCITS ETFの監査済報告書の一部を、ＳＢＩ岡三アセットマネジメントが翻訳したものです。ＳＢＩ岡三アセットマネジメントは正確性、完全性を保証するものではありません。

損益計算書

自 2024年７月１日 至 2025年６月30日
（単位：千ユーロ）

営業利益	128,246
金融商品の純利益/（損失）	94,795
投資収益/（損失）合計	**223,041**
営業費用	△ 3,865
純営業利益/（費用）	**219,176**
金融費用：	
支払利息または類似費用	△ 33
償還可能株主への分配	△100,378
金融費用合計	**△100,411**
純利益/（損失）（税引前）	**118,765**
課税	△ 13
純利益/（損失）（税引後）	**118,752**
償還可能株主に帰属する純資産の増加/減少	**118,752**

【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 284 条及び同規則第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 4 期中間計算期間（2026 年 2 月 7 日から 2026 年 8 月 6 日まで）の中間財務諸表について、東陽監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2026 年 10 月 22 日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　松本 直也

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小西 正毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）」の 2026 年２月７日から 2026 年８月６日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）」の 2026 年８月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2026 年２月７日から 2026 年８月６日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影

響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【グローバル資産分散投資ファンド　Aコース（安定）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第4期中間計算期間末 (2026年 8月 6日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	240,337
金銭信託	78,113
コール・ローン	531,952
国債証券	33,113,707
投資信託受益証券	12,128,042
親投資信託受益証券	4,805,340
未収配当金	11,676
未収利息	211,477
前払費用	47,525
流動資産合計	51,168,169
資産合計	51,168,169
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	8,336
未払委託者報酬	444,839
その他未払費用	3,281
流動負債合計	456,456
負債合計	456,456
純資産の部	
元本等	
元本	*146,055,717
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,655,996
（分配準備積立金）	2,254,834
元本等合計	50,711,713
純資産合計	*250,711,713
負債純資産合計	51,168,169

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期中間計算期間 自　2026年２月７日 至　2026年８月６日
営業収益	
受取配当金	144,437
受取利息	342,471
有価証券売買等損益	653,769
為替差損益	79,815
営業収益合計	1,220,492
営業費用	
受託者報酬	8,336
委託者報酬	444,839
その他費用	20,216
営業費用合計	473,391
営業利益又は営業損失（△）	747,101
経常利益又は経常損失（△）	747,101
中間純利益又は中間純損失（△）	747,101
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	9,191
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,977,524
剰余金減少額又は欠損金増加額	59,438
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	59,438
分配金	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,655,996

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第４期中間計算期間 自 2026年２月７日 至 2026年８月６日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第４期中間計算期間末 （2026年８月６日現在）
*1.　当該中間計算期間の末日における受益権の総数 46,055,717口
*2.　当該中間計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たりの純資産額　1.1011円 （10,000口当たりの純資産額　11,011円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第４期中間計算期間 自 2026年２月７日 至 2026年８月６日

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価に関する事項

期　別 項　目	第4期中間計算期間末 (2026年 8月 6日現在)
1. 中間貸借対照表額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

（重要な後発事象に関する注記）

第4期中間計算期間 自 2026年 2月 7日 至 2026年 8月 6日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第4期中間計算期間末 (2026年 8月 6日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	46,754,384円
期中追加設定元本額	－円
期中一部解約元本額	698,667円

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026 年 10 月 22 日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　松本 直也

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小西 正毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）」の 2026 年２月７日から 2026 年８月６日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）」の 2026 年８月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2026 年２月７日から 2026 年８月６日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影

響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第４期中間計算期間末 （2026 年 8 月 6 日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	2,223,752
金銭信託	476,239
コール・ローン	3,243,207
国債証券	150,320,402
投資信託受益証券	113,614,751
親投資信託受益証券	48,469,609
未収配当金	73,385
未収利息	942,537
前払費用	234,751
流動資産合計	319,598,633
資産合計	319,598,633
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	49,597
未払委託者報酬	2,645,222
その他未払費用	19,778
流動負債合計	2,714,597
負債合計	2,714,597
純資産の部	
元本等	
元本	*1250,408,787
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	66,475,249
（分配準備積立金）	23,353,803
元本等合計	316,884,036
純資産合計	*2316,884,036
負債純資産合計	319,598,633

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期中間計算期間 自　2026年２月７日 至　2026年８月６日
営業収益	
受取配当金	1,105,613
受取利息	1,521,592
有価証券売買等損益	10,315,826
為替差損益	519,652
その他収益	357
営業収益合計	13,463,040
営業費用	
受託者報酬	49,597
委託者報酬	2,645,222
その他費用	75,262
営業費用合計	2,770,081
営業利益又は営業損失（△）	10,692,959
経常利益又は経常損失（△）	10,692,959
中間純利益又は中間純損失（△）	10,692,959
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	444,451
期首剰余金又は期首欠損金（△）	51,657,508
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,408,808
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,408,808
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,839,575
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,839,575
分配金	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	66,475,249

（3）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第4期中間計算期間 自 2026年 2月 7日 至 2026年 8月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第4期中間計算期間末 （2026年 8月 6日現在）
*1.　当該中間計算期間の末日における受益権の総数 250,408,787口
*2.　当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.2655円 （10,000口当たりの純資産額　12,655円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4期中間計算期間 自 2026年 2月 7日 至 2026年 8月 6日

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価に関する事項

期別 項目	第4期中間計算期間末 (2026年8月6日現在)
1. 中間貸借対照表額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

（重要な後発事象に関する注記）

第4期中間計算期間 自 2026年2月7日 至 2026年8月6日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1.元本の移動

第4期中間計算期間末 (2026年8月6日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	235,286,821円
期中追加設定元本額	32,361,187円
期中一部解約元本額	17,239,221円

2.有価証券関係

該当事項はありません。

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026 年 10 月 22 日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　松本 直也

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小西 正毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準)」の 2026 年２月７日から 2026 年８月６日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準)」の 2026 年８月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2026 年２月７日から 2026 年８月６日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影

響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準)】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第４期中間計算期間末 (2026 年 8 月 6 日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	9,770,659
金銭信託	3,991,092
コール・ローン	27,179,473
国債証券	604,411,619
投資信託受益証券	889,150,579
親投資信託受益証券	332,572,983
未収配当金	672,592
未収利息	3,433,881
前払費用	1,303,092
流動資産合計	1,872,485,970
資産合計	1,872,485,970
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,433,984
未払受託者報酬	257,779
未払委託者報酬	13,748,156
その他未払費用	103,049
流動負債合計	16,542,968
負債合計	16,542,968
純資産の部	
元本等	
元本	※1 1,295,596,288
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	560,346,714
（分配準備積立金）	148,397,978
元本等合計	1,855,943,002
純資産合計	※2 1,855,943,002
負債純資産合計	1,872,485,970

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期中間計算期間 自　2026年２月７日 至　2026年８月６日
営業収益	
受取配当金	8,460,261
受取利息	5,426,319
有価証券売買等損益	87,040,194
為替差損益	1,132,210
その他収益	1,171
営業収益合計	102,060,155
営業費用	
受託者報酬	257,779
委託者報酬	13,748,156
その他費用	276,788
営業費用合計	14,282,723
営業利益又は営業損失（△）	87,777,432
経常利益又は経常損失（△）	87,777,432
中間純利益又は中間純損失（△）	87,777,432
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	2,335,186
期首剰余金又は期首欠損金（△）	337,581,298
剰余金増加額又は欠損金減少額	170,157,118
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	170,157,118
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,833,948
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	32,833,948
分配金	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	560,346,714

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第４期中間計算期間 自 2026年 2月 7日 至 2026年 8月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第４期中間計算期間末 （2026年 8月 6日現在）
*1.　当該中間計算期間の末日における受益権の総数 1,295,596,288口
*2.　当該中間計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たりの純資産額　1.4325円 （10,000口当たりの純資産額　14,325円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第４期中間計算期間 自 2026年 2月 7日 至 2026年 8月 6日

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価に関する事項

期　別 項　目	第4期中間計算期間末 (2026年 8月 6日現在)
1. 中間貸借対照表額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

（重要な後発事象に関する注記）

第4期中間計算期間 自 2026年 2月 7日 至 2026年 8月 6日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第4期中間計算期間末 (2026年 8月 6日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	961,180,612円
期中追加設定元本額	426,477,888円
期中一部解約元本額	92,062,212円

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026 年 10 月 22 日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　松本 直也

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小西 正毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）」の 2026 年２月７日から 2026 年８月６日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）」の 2026 年８月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2026 年２月７日から 2026 年８月６日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影

響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【グローバル資産分散投資ファンド　Dコース（やや積極）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第4期中間計算期間末 (2026年 8月 6日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	13,103,817
金銭信託	4,116,376
コール・ローン	28,032,662
国債証券	254,288,823
投資信託受益証券	1,526,803,130
親投資信託受益証券	565,911,920
未収配当金	1,568,269
未収利息	1,457,421
前払費用	534,341
流動資産合計	2,395,816,759
資産合計	2,395,816,759
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,270,189
未払受託者報酬	321,866
未払委託者報酬	17,166,255
その他未払費用	128,690
流動負債合計	19,887,000
負債合計	19,887,000
純資産の部	
元本等	
元本	*1 1,434,912,656
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	941,017,103
（分配準備積立金）	253,280,383
元本等合計	2,375,929,759
純資産合計	*2 2,375,929,759
負債純資産合計	2,395,816,759

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期中間計算期間 自　2026年２月７日 至　2026年８月６日
営業収益	
受取配当金	16,019,953
受取利息	2,509,936
有価証券売買等損益	145,593,639
為替差損益	△3,240
その他収益	1,991
営業収益合計	164,122,279
営業費用	
受託者報酬	321,866
委託者報酬	17,166,255
その他費用	352,119
営業費用合計	17,840,240
営業利益又は営業損失（△）	146,282,039
経常利益又は経常損失（△）	146,282,039
中間純利益又は中間純損失（△）	146,282,039
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,573,175
期首剰余金又は期首欠損金（△）	541,581,971
剰余金増加額又は欠損金減少額	267,988,374
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	267,988,374
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,262,106
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,262,106
分配金	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	941,017,103

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第４期中間計算期間 自 2026年２月７日 至 2026年８月６日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第４期中間計算期間末 （2026年８月６日現在）
*1.　当該中間計算期間の末日における受益権の総数 1,434,912,656口
*2.　当該中間計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たりの純資産額　1.6558円 （10,000口当たりの純資産額　16,558円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第４期中間計算期間 自 2026年２月７日 至 2026年８月６日

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価に関する事項

期　別 項　目	第4期中間計算期間末 (2026年 8月 6日現在)
1. 中間貸借対照表額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

（重要な後発事象に関する注記）

第4期中間計算期間 自 2026年 2月 7日 至 2026年 8月 6日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第4期中間計算期間末 (2026年 8月 6日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,023,096,353円
期中追加設定元本額	436,574,723円
期中一部解約元本額	24,758,420円

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026 年 10 月 22 日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　松本 直也

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小西 正毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）」の 2026 年２月７日から 2026 年８月６日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）」の 2026 年８月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2026 年２月７日から 2026 年８月６日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影

響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第４期中間計算期間末 （2026 年 8 月 6 日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	27,244,885
金銭信託	7,105,778
コール・ローン	48,390,600
投資信託受益証券	1,718,366,252
親投資信託受益証券	607,138,516
未収入金	1,106,981
未収配当金	1,110,693
未収利息	1,266
流動資産合計	2,410,464,971
資産合計	2,410,464,971
負債の部	
流動負債	
未払金	17,168,232
未払解約金	1,302,568
未払受託者報酬	279,196
未払委託者報酬	14,890,243
その他未払費用	111,615
流動負債合計	33,751,854
負債合計	33,751,854
純資産の部	
元本等	
元本	※1 1,242,565,082
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,134,148,035
（分配準備積立金）	277,792,803
元本等合計	2,376,713,117
純資産合計	※2 2,376,713,117
負債純資産合計	2,410,464,971

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期中間計算期間 自　2026年２月７日 至　2026年８月６日
営業収益	
受取配当金	13,113,543
受取利息	313,855
有価証券売買等損益	177,571,884
為替差損益	△2,491,787
その他収益	77
営業収益合計	188,507,572
営業費用	
受託者報酬	279,196
委託者報酬	14,890,243
その他費用	340,444
営業費用合計	15,509,883
営業利益又は営業損失（△）	172,997,689
経常利益又は経常損失（△）	172,997,689
中間純利益又は中間純損失（△）	172,997,689
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,368,577
期首剰余金又は期首欠損金（△）	519,626,343
剰余金増加額又は欠損金減少額	456,556,637
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	456,556,637
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,664,057
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,664,057
分配金	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,134,148,035

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	第４期中間計算期間 自 2026年 2月 7日 至 2026年 8月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第４期中間計算期間末 （2026年 8月 6日現在）
*1.　当該中間計算期間の末日における受益権の総数 1,242,565,082口
*2.　当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.9127円 （10,000口当たりの純資産額　19,127円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第４期中間計算期間 自 2026年 2月 7日 至 2026年 8月 6日
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価に関する事項

期　別 項　目	第４期中間計算期間末 （2026年 8月 6日現在）
1.　中間貸借対照表額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借

2. 時価の算定方法	対照表計上額と時価との差額はありません。 時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

（重要な後発事象に関する注記）

第4期中間計算期間 自 2026年 2月 7日 至 2026年 8月 6日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1.元本の移動

第4期中間計算期間末 (2026年 8月 6日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	737,757,627円
期中追加設定元本額	523,829,569円
期中一部解約元本額	19,022,114円

2.有価証券関係

該当事項はありません。

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「日本インデックスオープン２２５・マザーファンド」、「Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

期別 科目	注記番号	2026年8月6日現在 金額
資産の部		
流動資産		
金銭信託		196,767,842
コール・ローン		1,339,995,879
株式		27,431,655,440
派生商品評価勘定		22,098,560
未収配当金		21,222,600
未収利息		35,060
前払金		9,060,000
差入委託証拠金		99,052,524
流動資産合計		29,119,887,905
資産合計		29,119,887,905
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		31,179,680
未払解約金		16,957,600
流動負債合計		48,137,280
負債合計		48,137,280
純資産の部		
元本等		
元本	*1	3,208,526,725
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		25,863,223,900
元本等合計		29,071,750,625
純資産合計	*2	29,071,750,625
負債純資産合計		29,119,887,905

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	自 2026 年 2 月 7 日 至 2026 年 8 月 6 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2026 年 8 月 6 日現在	
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数	
	3,208,526,725 口
*2.　当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たりの純資産額	9.0608 円
（10,000 口当たりの純資産額	90,608 円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価に関する事項

期　別 項　目	2026 年 8 月 6 日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

2026 年 8 月 6 日現在

投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2026年 2月 7日
期首元本額	3,096,373,554円
期首より2026年 8月 6日までの追加設定元本額	410,054,095円
期首より2026年 8月 6日までの一部解約元本額	297,900,924円
期末元本額	3,208,526,725円
2026年 8月 6日現在の元本の内訳（＊）	
日本インデックスオープン２２５	1,867,980,252円
日本インデックス２２５ＤＣファンド	982,191,289円
日本株式・Ｊリートバランスファンド	210,600,774円
グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）	431,299円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）	4,431,107円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）	30,025,729円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）	52,769,508円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）	60,096,767円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

2026年 8月 6日現在

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建 日経平均株価指数先物	1,582,260,000	－	1,573,200,000	△9,081,120
合計		1,582,260,000	－	1,573,200,000	△9,081,120

(注)時価の算定方法

・先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

期別 科目	注記番号	2026年8月6日現在 金額
資産の部		
流動資産		
金銭信託		11,700,849
コール・ローン		79,683,193
投資証券		7,298,804,250
派生商品評価勘定		4,393,200
未収入金		13,712,165
未収配当金		83,346,773
未収利息		2,084
差入委託証拠金		9,161,734
流動資産合計		7,500,804,248
資産合計		7,500,804,248
負債の部		
流動負債		
前受金		4,414,100
未払解約金		15,820,400
流動負債合計		20,234,500
負債合計		20,234,500
純資産の部		
元本等		
元本	*1	2,586,220,342
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		4,894,349,406
元本等合計		7,480,569,748
純資産合計	*2	7,480,569,748
負債純資産合計		7,500,804,248

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	自 2026 年 2 月 7 日 至 2026 年 8 月 6 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2026 年 8 月 6 日現在	
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数	
	2,586,220,342 口
*2.　当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たりの純資産額	2.8925 円
（10,000 口当たりの純資産額	28,925 円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価に関する事項

期　別 項　目	2026 年 8 月 6 日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

2026 年 8 月 6 日現在

投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2026年 2月 7日
期首元本額	2,454,446,906円
期首より2026年 8月 6日までの追加設定元本額	184,315,058円
期首より2026年 8月 6日までの一部解約元本額	52,541,622円
期末元本額	2,586,220,342円
2026年 8月 6日現在の元本の内訳（＊）	
日本株式・Ｊリートバランスファンド	653,383,988円
グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）	310,260円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）	2,876,486円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）	20,921,645円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）	30,346,746円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）	21,646,925円
私募１４－１１　Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（適格機関投資家専用）	104,535,045円
私募１５－０４　Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（一般投資家私募、適格機関投資家転売制限付）	237,239,754円
Ｊ－ＲＥＩＴ　インデックスオープン（適格機関投資家専用）	1,514,959,493円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

2026年 8月 6日現在

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	不動産投信指数先物取引				
	買建				
	東証ＲＥＩＴ指数先物	166,205,900	－	170,620,000	4,393,200
合計		166,205,900	－	170,620,000	4,393,200

(注)時価の算定方法

・先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

2【ファンドの現況】

【グローバル資産分散投資ファンド　Aコース（安定）】

【純資産額計算書】

（2026年 8月 31日現在）

Ⅰ　資産総額	50,472,104円
Ⅱ　負債総額	62,609円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	50,409,495円
Ⅳ　発行済数量	45,964,684口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	1.0967円

【グローバル資産分散投資ファンド　Bコース（やや安定）】

【純資産額計算書】

（2026年 8月 31日現在）

Ⅰ　資産総額	317,004,696円
Ⅱ　負債総額	392,702円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	316,611,994円
Ⅳ　発行済数量	249,951,227口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	1.2667円

【グローバル資産分散投資ファンド　Cコース（標準）】

【純資産額計算書】

（2026年 8月 31日現在）

Ⅰ　資産総額	1,860,071,994円
Ⅱ　負債総額	2,303,083円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,857,768,911円
Ⅳ　発行済数量	1,290,168,121口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	1.4399円

【グローバル資産分散投資ファンド　Dコース（やや積極）】

【純資産額計算書】

（2026年 8月 31日現在）

Ⅰ　資産総額	2,668,139,502円
Ⅱ　負債総額	8,265,869円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,659,873,633円
Ⅳ　発行済数量	1,586,613,183口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	1.6764円

【グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）】

【純資産額計算書】

（2026 年 8 月 31 日現在）

Ⅰ　資産総額	2,527,506,284円
Ⅱ　負債総額	3,042,582円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,524,463,702円
Ⅳ　発行済数量	1,300,285,694口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	1.9415円

（参考）

日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

純資産額計算書

（2026 年 8 月 31 日現在）

Ⅰ　資産総額	29,552,973,424円
Ⅱ　負債総額	60,998,000円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	29,491,975,424円
Ⅳ　発行済数量	3,221,940,025口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	9.1535円

Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド

純資産額計算書

（2026 年 8 月 31 日現在）

Ⅰ　資産総額	7,555,771,424円
Ⅱ　負債総額	58,331,278円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,497,440,146円
Ⅳ　発行済数量	2,607,274,838口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	2.8756円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

■　名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

■　受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■　内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■　受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

①　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2026 年 8 月末日現在）

資本金の額	1 億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000 株
発行済株式の総数	1,132,101 株
最近 5 年間における主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後（変更前）
2022 年 11 月 30 日	60 億 284 千円（10 億円）
2023 年 3 月 14 日	1 億円（60 億 284 千円）

(2) 委託会社の機構（2026 年 8 月末日現在）

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12 名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長 1 名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月 1 回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月 1 回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

プロダクトモニタリング会議は、月 1 回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーに問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議は、月 1 回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は

会議の結果を執行役員会へ報告します。
　また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2026年8月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	137	20,710
追加型公社債投資信託	1	3,874
単位型株式投資信託	38	958
単位型公社債投資信託	16	261
合計	192	25,805

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年6月15日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松本　直也
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小西　正毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社の2026年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年3月31日現在）		当事業年度 （2026年3月31日現在）	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		14,765,684		14,478,873
有価証券		73,110		2,096
未収委託者報酬		2,072,469		3,748,130
未収運用受託報酬		15,446		133,174
未収投資助言報酬		11,876		11,876
前払費用		153,984		193,646
未収収益		30,236		39,693
短期差入保証金		－		126,102
その他の流動資産		12,726		12,818
流動資産合計		17,135,533		18,746,412
固定資産				
有形固定資産				
建物	※	160,120	※	121,058
器具備品	※	13,847	※	31,245
有形固定資産合計		173,967		152,303
無形固定資産				
ソフトウェア		12,536		13,103
電話加入権		2,122		2,122
無形固定資産合計		14,659		15,226
投資その他の資産				
投資有価証券		1,230,152		1,566,077
長期差入保証金		252,245		126,142
前払年金費用		83,267		103,024
関係会社株式		－		177,217
その他の関係会社有価証券		－		610,818
その他		480		2,474
投資その他の資産合計		1,566,145		2,585,753
固定資産合計		1,754,772		2,753,283
資産合計		18,890,306		21,499,695

	前事業年度 (2025年3月31日現在)	当事業年度 (2026年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	28,552	39,779
前受収益	－	259
未払金	1,179,355	2,029,643
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	1,163,520	1,996,265
その他未払金	10,833	28,377
未払費用	237,473	385,762
未払法人税等	452,663	523,453
未払消費税等	134,264	132,929
未払配当金	200,000	－
賞与引当金	90,000	120,000
資産除去債務	－	61,446
流動負債合計	2,322,310	3,293,274
固定負債		
退職給付引当金	228,723	207,299
役員退職慰労引当金	9,360	11,240
資産除去債務	95,344	30,647
繰延税金負債	114,869	86,516
長期預り敷金保証金	－	2,831
固定負債合計	448,297	338,534
負債合計	2,770,607	3,631,809
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	11,467,068	11,467,068
資本剰余金合計	11,467,068	11,467,068
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,960,947	5,704,802
利益剰余金合計	4,140,777	5,884,632
株主資本合計	15,707,845	17,451,700
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	411,853	416,185
評価・換算差額等合計	411,853	416,185
純資産合計	16,119,698	17,867,886
負債・純資産合計	18,890,306	21,499,695

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	13,077,482	16,255,417
運用受託報酬	37,259	225,098
投資助言報酬	27,565	27,600
その他営業収益	14,575	12,574
営業収益合計	13,156,882	16,520,690
営業費用		
支払手数料	7,012,057	8,714,828
広告宣伝費	103,154	106,388
公告費	15	50
受益権管理費	15,855	15,852
調査費	1,619,742	2,253,559
調査費	284,587	324,333
委託調査費	1,335,154	1,929,226
委託計算費	297,339	326,764
営業雑経費	351,339	468,501
通信費	64,085	64,383
印刷費	167,468	159,612
諸経費	57,894	136,536
協会費	5,753	6,316
諸会費	3,237	6,167
業務委託費	52,899	95,486
営業費用合計	9,399,503	11,885,945
一般管理費		
給料	1,159,164	1,235,480
役員報酬	76,130	85,177
給料・手当	1,079,034	1,138,802
賞与	4,000	11,500
交際費	1,852	1,890
寄付金	22,830	21,266
旅費交通費	14,822	15,545
租税公課	15,014	60,742
不動産賃借料	253,559	254,039
賞与引当金繰入	90,000	119,600
退職給付費用	9,770	15,532
役員退職慰労引当金繰入	1,870	1,880
固定資産減価償却費	25,220	56,316
諸経費	355,125	450,603
一般管理費合計	1,949,229	2,232,897
営業利益	1,808,149	2,401,847

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
営業外収益		
受取配当金	44,774	54,030
受取利息	13,725	64,816
有価証券利息	4,822	―
投資事業組合運用益	―	7,415
雑益	5,531	5,500
営業外収益合計	68,853	131,763
営業外費用		
固定資産除却損	0	1,834
為替差損	9	217
投資事業組合運用損	―	707
雑損	0	1
営業外費用合計	9	2,761
経常利益	1,876,993	2,530,849
特別利益		
有価証券償還益	―	23,251
投資有価証券売却益	2,082	―
投資有価証券償還益	17,403	28,142
為替差益	294	―
特別利益合計	19,779	51,393
特別損失		
有価証券償還損	36	―
投資有価証券売却損	6,588	2,500
投資有価証券償還損	1,752	―
特別損失合計	8,376	2,500
税引前当期純利益	1,888,396	2,579,743
法人税、住民税及び事業税	645,087	866,918
法人税等調整額	4,776	△ 31,030
法人税等合計	649,863	835,887
当期純利益	1,238,532	1,743,855

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210
当期変動額										
剰余金の配当					△ 200,000	△200,000	△200,000			△200,000
当期純利益					1,238,532	1,238,532	1,238,532			1,238,532
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								56,955	56,955	56,955
当期変動額合計	－	－	－	－	1,038,532	1,038,532	1,038,532	56,955	56,955	1,095,488
当期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	3,960,947	4,140,777	15,707,845	411,853	411,853	16,119,698

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	3,960,947	4,140,777	15,707,845	411,853	411,853	16,119,698
当期変動額										
剰余金の配当										
当期純利益					1,743,855	1,743,855	1,743,855			1,743,855
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								4,332	4,332	4,332
当期変動額合計	－	－	－	－	1,743,855	1,743,855	1,743,855	4,332	4,332	1,748,187
当期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	5,704,802	5,884,632	17,451,700	416,185	416,185	17,867,886

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3)その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

②市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引

時価法

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　15～18 年

器具備品　4～15 年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しております。

4．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産(負債)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債　　86,516 千円

上記の繰延税金負債 86,516 千円は、繰延税金資産 213,088 千円と繰延税金負債 299,604 千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を毎期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計上の見積りの変更)

有形固定資産の耐用年数と資産除去債務の見積りの変更

2026 年 12 月末をもって本社事務所の賃借期間が満了となりますが、区画を縮小して更新することを当事業年度において決定いたしました。これに伴い、移転後利用見込みのない固定資産の耐用年数を残存使用見込期間まで短縮し、将来にわたり変更しております。加えて、不動産賃貸契約に基づく原状回復に係る費用については、当事業年度において履行時期を見直し、返却区画については、移転日までの期間で資産除去債務の費用計上が完了するように、また継続利用区画についても履行時期を見直すとともに、原状回復費用の新たな情報に基づきその見積りを変更しております。

これらの影響により、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費等が 23,145 千円増加し、当事業年度の営

業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。また、この見積りの変更による資産除去債務の減少額4,275千円を資産除去債務残高から減額しております。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号　2024年9月13日　企業会計基準委員会)
・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日　企業会計基準委員会)　等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	98,870千円	133,764千円
器具備品	129,597　〃	81,150 〃
計	228,468　〃	214,915　〃

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自　2024年4月1日　至　2025年3月31日)

1．発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式(株)	577,400	―	―	577,400
A種優先株式(株)	554,701	―	―	554,701
自己株式				
普通株式(株)	―	―	―	―
A種優先株式(株)	―	―	―	―
合計	1,132,101	―	―	1,132,101

2．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

３．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年６月23日定時株主総会	A種優先株式	200,000千円	利益剰余金	360円55銭	2025年３月31日	2025年６月24日

当事業年度（自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）

１．発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式（株）	577,400	―	―	577,400
A種優先株式(株)	554,701	―	―	554,701
自己株式				
普通株式（株）	―	―	―	―
A種優先株式（株）	―	―	―	―
合計	1,132,101	―	―	1,132,101

２．剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年６月23日定時株主総会	A種優先株式	200,000千円	360円55銭	2025年３月31日	2025年６月24日

３．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
１年以内	252,205	189,153
１年超	189,153	―
合計	441,359	189,153

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

デリバティブ取引は、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,114,461	1,114,461	―
(2) 長期差入保証金	252,245	204,580	△ 47,664

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号　2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2026 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	2,096	2,096	―
(2) 投資有価証券	1,450,386	1,450,386	―
(3) 長期差入保証金	126,142	81,893	△ 44,249

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」、「短期差入保証金」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリ

ーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691
関係会社株式	177,217

非上場株式及び関係会社株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号　2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

投資事業有限責任組合への出資等（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　2021 年６月 17 日）第 24-16 項を適用しており、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年３月 31 日）第４項(1)に定める事項を注記しておりません。

なお、貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合出資等	610,818

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025 年 3 月 31 日）

①　時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	673,118	441,343	―	1,114,461

②　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期差入保証金	―	204,580	―	204,580

当事業年度（2026年3月31日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	―	2,096	―	2,096
投資有価証券	662,123	788,263	―	1,450,386

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	―	81,893	―	81,893

（注1）金融商品の時価の算定方法

有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

（注2）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル１の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル２に分類しております。

長期差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル２の時価に分類しております。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,765,684	―	―	―
未収委託者報酬	2,072,469	―	―	―
未収運用受託報酬	15,446	―	―	―
未収投資助言報酬	11,876	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	73,110	122,598	78,180	171,848
長期差入保証金	―	―	―	252,245
合計	16,938,586	122,598	78,180	424,093

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,478,873	―	―	―
未収委託者報酬	3,748,130	―	―	―
未収運用受託報酬	133,174	―	―	―
未収投資助言報酬	11,876	―	―	―
短期差入保証金	126,102	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	2,096	615,899	9,773	84,570
長期差入保証金	―	―	―	126,142
合計	18,500,253	615,899	9,773	210,712

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）株式	673,118	81,624	591,493
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	（３）その他	381,166	322,000	59,166
小計		1,054,284	403,624	650,660
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）株式	―	―	―
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	（３）その他	133,287	146,407	△13,120
小計		133,287	146,407	△13,120
合計		1,187,571	550,032	637,539

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。）

当事業年度（2026 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）株式	662,123	81,429	580,693
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	（３）その他	721,366	653,677	67,689
小計		1,383,489	735,107	648,382
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）株式	―	―	―
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	（３）その他	68,992	72,825	△3,833
小計		68,992	72,825	△3,833
合計		1,452,482	807,932	644,549

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。）

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	―	―	―
（２）債券			
①国債・地方債等	―	―	―
②社債	―	―	―
③その他	―	―	―
（３）その他	558,081	2,082	6,588
合計	558,081	2,082	6,588

当事業年度 （自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	―	―	―
（２）債券			
①国債・地方債等	―	―	―
②社債	―	―	―
③その他	―	―	―
（３）その他	21,403	―	2,500
合計	21,403	―	2,500

３．減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当ありません。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度については、期末時点で保有していないため、記載しておりません。また、当事業年度については、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型ＤＣ岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

２．確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
退職給付債務の期首残高	461,310	379,042
勤務費用	34,013	31,214
利息費用	3,413	5,950
数理計算上の差異の発生額	△17,114	△35,160
退職給付の支払額	△102,581	△70,823
退職給付債務の期末残高	379,042	310,223

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
年金資産の期首残高	368,298	323,663
期待運用収益	1,841	1,618
数理計算上の差異の発生額	△15,099	25,115
事業主からの拠出額	13,649	12,461
退職給付の支払額	△45,026	△37,132
年金資産の期末残高	323,663	325,725

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	181,430	147,900
年金資産	△323,663	△325,725
	△142,232	△177,825
非積立型制度の退職給付債務	197,611	162,322
未積立退職給付債務	55,379	△15,502
未認識数理計算上の差異	90,076	119,777
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,455	104,275
退職給付引当金	228,723	207,299
前払年金費用	△83,267	△103,024
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,455	104,275

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	34,013	31,214
利息費用	3,413	5,950
期待運用収益	△1,841	△1,618
数理計算上の差異の費用処理額	△35,804	△30,575
確定給付制度に係る退職給付費用	△218	4,971

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
株式	43.1%	44.8%
一般勘定	20.7%	19.7%
債券	21.5%	23.8%
その他	14.7%	11.7%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
割引率	1.57%	2.62%
長期期待運用収益率	0.50%	1.00%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度11,041千円、当事業年度10,951千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	81,036	73,446
役員退職慰労引当金	3,316	3,982
賞与引当金	31,131	42,516
その他有価証券評価差額金	4,648	1,358
投資有価証券評価損	11,790	3,607
資産除去債務	33,780	32,628
未払事業税	41,892	53,437
減価償却費超過額	―	6,455
その他	11,144	13,527
繰延税金資産小計	218,739	230,959
評価性引当額	△ 40,209	△ 17,871
繰延税金資産の合計	178,529	213,088
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 230,334	△ 229,722
未収配当金	△ 7,494	△ 11,179
資産除去債務に対応する除去費用	△ 26,068	△ 22,201
前払年金費用	△29,501	△ 36,501
繰延税金負債の合計	△ 293,399	△ 299,604
繰延税金資産(負債)の純額	△ 114,869	△ 86,516

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
法定実効税率	―	34.59%
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	―	△ 0.12%
住民税均等割	―	0.15%
税額控除	―	△ 1.25%
評価性引当額の増減	―	△ 0.87%
その他	―	△ 0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	―	32.40%

（注）前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（企業結合等関係）
取得による企業結合
2025 年８月 19 日開催の取締役会にて、投資事業組合の組成・運用等を行うＳＢＩ岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社（旧商号：岡三キャピタルパートナーズ株式会社）及び同社が無限責任組合員として運営するＯＣＰ１号投資事業有限責任組合並びにＯＣＰ２号投資事業有限責任組合の株式及び出資持分を取得することを決議し、2025 年９月 30 日付で当該譲渡手続きが完了し、当該会社等を子会社化いたしました。

1．企業結合の概要
(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

名称	事業の内容
ＳＢＩ岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社　（旧商号：岡三キャピタルパートナーズ株式会社）	投資事業組合の組成・運用等
ＯＣＰ１号投資事業有限責任組合	ベンチャー企業、および上場を視野に入れたミドル・レイターステージの企業への投資事業
ＯＣＰ２号投資事業有限責任組合	ベンチャー企業、および上場を視野に入れたミドル・レイターステージの企業への投資事業

(2) 企業結合を行った主な理由
ベンチャーキャピタル事業における豊富な実績と専門性を活用し、事業領域のさらなる拡充と競争力を強化するため。

(3) 企業結合日
2025 年９月 30 日

(4) 企業結合の法的形式
金銭を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称
ＳＢＩ岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社は、10 月１日付で岡三キャピタルパートナーズ株式会社から商号を変更しております。
ＯＣＰ１号投資事業有限責任組合並びにＯＣＰ２号投資事業有限責任組合については、企業結合前後において名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率
ＳＢＩ岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社
100%取得
ＯＣＰ１号投資事業有限責任組合
取得した出資持分比率　99.5%
ＯＣＰ２号投資事業有限責任組合
取得した出資持分比率　99.5%

(7) 取得企業を決定するに至った根拠
当社が金銭を対価として株式及び出資持分を取得したことによります。

2．財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間
2025 年 10 月１日から 2026 年３月 31 日まで

3．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
ＳＢＩ岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社
取得の対価（金銭）177,217 千円
取得原価　　同上
ＯＣＰ１号投資事業有限責任組合
取得の対価（金銭）461,305 千円
取得原価　　同上
ＯＣＰ２号投資事業有限責任組合
取得の対価（金銭）235,194 千円

取得原価　　同上

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

前事業年度

使用見込期間を取得から 50 年と見積り、割引率は 1.030％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

当事業年度

本店事務所のうち 2026 年 12 月末返却区画については、残存使用見込期間を 9 か月とし、割引率は国債の利回りを参考に 0.985%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。また、継続使用区画については、使用見込期間を 2026 年 3 月から 15 年と見積り、割引率は国債の利回りを参考に 2.923%を使用して計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）	当事業年度 （ 自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）
期首残高	94,372	95,344
有形固定資産の取得に伴う増加額	―	―
時の経過による調整額	972	1,025
資産除去債務の履行による減少額	―	―
見積りの変更による増加額	―	△ 4,275
期末残高	95,344	92,094

（収益認識関係）

（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度

（単位：千円）

委託者報酬	13,077,482
運用受託報酬	37,259
投資助言報酬	27,565
その他営業収益	14,575
合計	13,156,882

当事業年度

（単位：千円）

委託者報酬	16,255,417
運用受託報酬	225,098
投資助言報酬	27,600
その他営業収益	12,574
合計	16,520,690

（2）収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、（重要な会計方針）５．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（3）当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

前事業年度

（単位：千円）

未収委託者報酬	2,072,469
未収運用受託報酬	15,446
未収投資助言報酬	11,876
合計	2,099,792

当事業年度

（単位：千円）

未収委託者報酬	3,748,130
未収運用受託報酬	133,174
未収投資助言報酬	11,876
合計	3,893,181

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

（1）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが１つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（2）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが１つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（3）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

報告セグメントが１つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

報告セグメントが１つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（4）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度 （自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

前事業年度 （自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	－	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払（注1）	4,281,619	未払手数料	813,246

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	株式会社岡三証券グループ	東京都中央区	18,589,100	証券業	（被所有）直接 49.0%	株式の取得	株式の取得（注2）	177,217	関係会社株式	177,217
						出資持分の取得	出資持分の取得（注2）	696,499	その他関係会社有価証券	610,818

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	－	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払（注1）	5,188,864	未払手数料	1,155,311

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

(1) 支払手数料については、過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

(2) 株式及び出資持分の取得価額については、企業価値を勘案し、双方協議の上、合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

ＳＢＩアセットマネジメントグループ株式会社（非上場）

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
1株当たり純資産額	14,238円74銭	15,782円94銭
1株当たり当期純利益金額	1,094円01銭	1,540円37銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

3．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
当期純利益金額	1,238,532千円	1,743,855千円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純利益	1,238,532千円	1,743,855千円
普通株式の期中平均株式数	1,132,101株	1,132,101株

4．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
純資産の部の合計額	16,119,698千円	17,867,886千円
純資産の部から控除する合計額	―	―
普通株式に係る期末の純資産額	16,119,698千円	17,867,886千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	1,132,101株	1,132,101株
（うちA種優先株式）	（554,701 株）	（554,701 株）

（注）A種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

（重要な後発事象）

退職給付制度の改定

当社は、2026年7月1日付で退職給付制度の改定を行い、現行の確定拠出年金制度、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度で構成していた退職給付制度から確定拠出年金制度のみ退職給付制度への移行を予定しております。これに伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号　平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号　平成19年2月7日）を適用する予定でありますが、影響額については現在算定中であります。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
2025年9月30日付で定款の変更（目的の変更）を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約　款

追 加 型 証 券 投 資 信 託

グローバル資産分散投資ファンド
Ａコース（安定）

約　　款

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

運 用 の 基 本 方 針

投資信託約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投 資 対 象

内外の取引所の上場投資信託証券(ETF)および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投 資 態 度

① 投資信託証券への投資を通じて、実質的に内外の株式、債券およびその他資産に分散投資を行います。

② 投資対象資産は、日本株式、海外株式、日本債券、海外債券およびその他資産（日本リート、海外リート、コモディティ等）とし、各資産への投資は、原則として日本インデックスオープン225・マザーファンド、J-REITインデックス・マザーファンドおよび内外の上場投資信託証券(ETF)を通じて行いますが、株式、債券、リート等へ直接投資を行う場合があります。なお、ETF の選定は、流動性やコスト等を勘案して行います。また、流動性やコスト等の条件により、上場投資証券(ETN)に投資を行う場合があります。

③ 投資対象資産の配分にあたっては、ポートフォリオ全体の目標とするリスク水準を設定し、各資産の期待収益率、リスクおよび相関等の推計値により配分比率を決定します。そのため、各資産の推計値によっては全ての資産への配分が行われない場合があります。配分比率の見直しは、原則として3ヵ月毎に行います。

④ 投資信託証券等の組入比率の合計は、高位を保つことを基本とします。

⑤ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投 資 制 限

① マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

② 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

⑤ デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥ 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に

対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収 益 分 配 方 針

毎年２月６日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託　グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条　委託者は、金 4,000 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項および第 51 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条　この投資信託契約締結当初の受益者は委託者とし、追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条　委託者は、第 3 条の規定による受益権については 4,000 万口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条　受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条　委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、投資運用業を行う金融商品取引業者等と投資一任契約の締結を行った取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数

の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結当初の受益者として委託者が取得する受益権の価額は、1 口につき 1 円とします。

④　前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 38 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 22 条、第 23 条および第 24 条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条　委託者は、信託金を、主としてＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社 を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である日本インデックスオープン225・マザーファンド、J-REITインデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証

券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。また、「不動産投資信託証券」とは、「投資信託証券」のうち一般社団法人資産運用業協会規則に定めるものをいいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。ただし、取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券および投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの（上場投資信託証券等といいます。）の時価総額については投資信託証券の時価総額の合計額の計算において、これを算入しません。

⑤ 前項において、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。）、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第27条、第29条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これら

に類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条から第 24 条まで、第 27 条、第 29 条、第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 21 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ま

たは、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および外国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびにオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5

条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）が、保有金利商品の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）が、保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥　前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑧　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第 25 条　デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 26 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認めら

れる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第 27 条　委託者は、投資信託財産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項において、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④　第 2 項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第 28 条　投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 29 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（信託業務の委託等）

第 30 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 31 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 32 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 33 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

（再投資の指図）

第 34 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から

投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第37条　投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条　この信託の計算期間は、原則として、毎年2月7日から翌年2月6日までとします。なお、第1計算期間は、投資信託契約締結日から2024年2月6日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第39条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査に要する費用）

第40条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の163の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第42条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下、「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、および第44条第2項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため

委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 46 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から、当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 45 条 受益者が、収益分配金については第 44 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 44 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 46 条 受益者（投資信託契約当初の受益者としての委託者を除きます。以下、この条において同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。なお、委託者は、自己に帰属する受益権について、この投資信託契約の円滑な運営に支障がないと判断した場合、一部解約の実行を行うものとします。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④　投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができるものとします。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日（別に定める日を除きます。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（投資信託契約の解約）

第 47 条　委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 10 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第 2 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 2 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 48 条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 52 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 49 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき､解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信

託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 52 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 50 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 51 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 52 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 52 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決され

た場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条　この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1．他の受益者の氏名または名称および住所

2．他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第55条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。https://www.sbiokasan-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第56条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（運用状況に係る情報の提供）

第57条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第58条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則

第1条　第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

2023年2月6日

委　託　者　東京都中央区京橋二丁目2番1号
ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

受　託　者　大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行

付表

1. 別に定める日

約款第 13 条第 1 項、第 46 条第 1 項および同条第 6 項に規定する「別に定める日」は以下のものをいいます。

- ニューヨークの取引所の休業日もしくはロンドンの取引所の休業日

なお、「別に定める日」は今後、追加・変更されることがあります。

(2023 年 2 月 6 日現在)

追 加 型 証 券 投 資 信 託

グローバル資産分散投資ファンド
Ｂコース（やや安定）

約　　款

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

運 用 の 基 本 方 針

投資信託約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投 資 対 象

内外の取引所の上場投資信託証券(ETF)および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投 資 態 度

① 投資信託証券への投資を通じて、実質的に内外の株式、債券およびその他資産に分散投資を行います。

② 投資対象資産は、日本株式、海外株式、日本債券、海外債券およびその他資産（日本リート、海外リート、コモディティ等）とし、各資産への投資は、原則として日本インデックスオープン225・マザーファンド、J-REITインデックス・マザーファンドおよび内外の上場投資信託証券(ETF)を通じて行いますが、株式、債券、リート等へ直接投資を行う場合があります。なお、ETF の選定は、流動性やコスト等を勘案して行います。また、流動性やコスト等の条件により、上場投資証券(ETN)に投資を行う場合があります。

③ 投資対象資産の配分にあたっては、ポートフォリオ全体の目標とするリスク水準を設定し、各資産の期待収益率、リスクおよび相関等の推計値により配分比率を決定します。そのため、各資産の推計値によっては全ての資産への配分が行われない場合があります。配分比率の見直しは、原則として3ヵ月毎に行います。

④ 投資信託証券等の組入比率の合計は、高位を保つことを基本とします。

⑤ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投 資 制 限

① マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

② 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

⑤ デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥ 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に

対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収 益 分 配 方 針

毎年２月６日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託　グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条　委託者は、金 4,000 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項および第 51 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条　この投資信託契約締結当初の受益者は委託者とし、追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条　委託者は、第 3 条の規定による受益権については 4,000 万口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条　受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条　委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、投資運用業を行う金融商品取引業者等と投資一任契約の締結を行った取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数

の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結当初の受益者として委託者が取得する受益権の価額は、1 口につき 1 円とします。

④　前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 38 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 22 条、第 23 条および第 24 条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条　委託者は、信託金を、主としてＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である日本インデックスオープン225・マザーファンド、J-REITインデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証

券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。また、「不動産投資信託証券」とは、「投資信託証券」のうち一般社団法人資産運用業協会規則に定めるものをいいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。ただし、取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券および投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの（上場投資信託証券等といいます。）の時価総額については投資信託証券の時価総額の合計額の計算において、これを算入しません。

⑤ 前項において、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。）、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第27条、第29条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これら

に類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条から第 24 条まで、第 27 条、第 29 条、第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 21 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ま

たは、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および外国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびにオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5

条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）が、保有金利商品の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）が、保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥　前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑧　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第 25 条　デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 26 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認めら

れる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第 27 条　委託者は、投資信託財産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項において、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④　第 2 項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第 28 条　投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 29 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（信託業務の委託等）

第 30 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 31 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 32 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 33 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

（再投資の指図）

第 34 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から

投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第37条　投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条　この信託の計算期間は、原則として、毎年2月7日から翌年2月6日までとします。なお、第1計算期間は、投資信託契約締結日から2024年2月6日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第39条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査に要する費用）

第40条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の163の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第42条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下、「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、および第44条第2項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため

委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 46 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から、当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 45 条 受益者が、収益分配金については第 44 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 44 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 46 条 受益者（投資信託契約当初の受益者としての委託者を除きます。以下、この条において同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。なお、委託者は、自己に帰属する受益権について、この投資信託契約の円滑な運営に支障がないと判断した場合、一部解約の実行を行うものとします。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④　投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができるものとします。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日（別に定める日を除きます。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（投資信託契約の解約）

第 47 条　委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 10 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第 2 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 2 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 48 条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 52 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 49 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき､解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信

託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 52 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 50 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 51 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 52 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 52 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決され

た場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条　この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1．他の受益者の氏名または名称および住所

2．他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第55条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。https://www.sbiokasan-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第56条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（運用状況に係る情報の提供）

第57条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第58条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則

第1条　第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

2023年2月6日

委　託　者　東京都中央区京橋二丁目2番1号
ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

受　託　者　大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行

付表

1. 別に定める日

約款第 13 条第 1 項、第 46 条第 1 項および同条第 6 項に規定する「別に定める日」は以下のものをいいます。

- ニューヨークの取引所の休業日もしくはロンドンの取引所の休業日

なお、「別に定める日」は今後、追加・変更されることがあります。

(2023 年 2 月 6 日現在)

追 加 型 証 券 投 資 信 託

グローバル資産分散投資ファンド
Ｃコース（標準）

約　　款

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

運 用 の 基 本 方 針

投資信託約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投 資 対 象

内外の取引所の上場投資信託証券(ETF)および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投 資 態 度

① 投資信託証券への投資を通じて、実質的に内外の株式、債券およびその他資産に分散投資を行います。

② 投資対象資産は、日本株式、海外株式、日本債券、海外債券およびその他資産（日本リート、海外リート、コモディティ等）とし、各資産への投資は、原則として日本インデックスオープン225・マザーファンド、J-REITインデックス・マザーファンドおよび内外の上場投資信託証券(ETF)を通じて行いますが、株式、債券、リート等へ直接投資を行う場合があります。なお、ETF の選定は、流動性やコスト等を勘案して行います。また、流動性やコスト等の条件により、上場投資証券(ETN)に投資を行う場合があります。

③ 投資対象資産の配分にあたっては、ポートフォリオ全体の目標とするリスク水準を設定し、各資産の期待収益率、リスクおよび相関等の推計値により配分比率を決定します。そのため、各資産の推計値によっては全ての資産への配分が行われない場合があります。配分比率の見直しは、原則として3ヵ月毎に行います。

④ 投資信託証券等の組入比率の合計は、高位を保つことを基本とします。

⑤ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投 資 制 限

① マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

② 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

⑤ デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥ 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に

対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収 益 分 配 方 針

毎年２月６日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託　グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条　委託者は、金 4,000 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項および第 51 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条　この投資信託契約締結当初の受益者は委託者とし、追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条　委託者は、第 3 条の規定による受益権については 4,000 万口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条　受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条　委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、投資運用業を行う金融商品取引業者等と投資一任契約の締結を行った取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数

の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結当初の受益者として委託者が取得する受益権の価額は、1 口につき 1 円とします。

④　前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 38 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 22 条、第 23 条および第 24 条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条　委託者は、信託金を、主としてＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である日本インデックスオープン225・マザーファンド、J-REITインデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証

券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。また、「不動産投資信託証券」とは、「投資信託証券」のうち一般社団法人資産運用業協会規則に定めるものをいいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。ただし、取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券および投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの（上場投資信託証券等といいます。）の時価総額については投資信託証券の時価総額の合計額の計算において、これを算入しません。

⑤ 前項において、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。）、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第27条、第29条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これら

に類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条から第 24 条まで、第 27 条、第 29 条、第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 21 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ま

たは、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および外国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびにオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5

条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）が、保有金利商品の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）が、保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥　前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑧　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第 25 条　デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 26 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認めら

れる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第 27 条　委託者は、投資信託財産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項において、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④　第 2 項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第 28 条　投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 29 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（信託業務の委託等）

第 30 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 31 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 32 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 33 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

（再投資の指図）

第 34 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から

投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第37条　投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条　この信託の計算期間は、原則として、毎年2月7日から翌年2月6日までとします。なお、第1計算期間は、投資信託契約締結日から2024年2月6日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第39条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査に要する費用）

第40条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の163の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第42条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下、「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、および第44条第2項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため

委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 46 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から、当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 45 条 受益者が、収益分配金については第 44 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 44 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 46 条 受益者（投資信託契約当初の受益者としての委託者を除きます。以下、この条において同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。なお、委託者は、自己に帰属する受益権について、この投資信託契約の円滑な運営に支障がないと判断した場合、一部解約の実行を行うものとします。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④　投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができるものとします。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日（別に定める日を除きます。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（投資信託契約の解約）

第 47 条　委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 10 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第 2 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 2 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 48 条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 52 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 49 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき､解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信

託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 52 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 50 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 51 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 52 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 52 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決され

た場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条　この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1．他の受益者の氏名または名称および住所

2．他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第55条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。https://www.sbiokasan-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第56条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（運用状況に係る情報の提供）

第57条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第58条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則

第1条　第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

2023年2月6日

委　託　者　東京都中央区京橋二丁目2番1号
ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

受　託　者　大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行

付表

1. 別に定める日

約款第 13 条第 1 項、第 46 条第 1 項および同条第 6 項に規定する「別に定める日」は以下のものをいいます。

- ニューヨークの取引所の休業日もしくはロンドンの取引所の休業日

なお、「別に定める日」は今後、追加・変更されることがあります。

(2023 年 2 月 6 日現在)

追 加 型 証 券 投 資 信 託

グローバル資産分散投資ファンド
Ｄコース（やや積極）

約　　款

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

運 用 の 基 本 方 針

投資信託約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投 資 対 象

内外の取引所の上場投資信託証券(ETF)および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投 資 態 度

① 投資信託証券への投資を通じて、実質的に内外の株式、債券およびその他資産に分散投資を行います。

② 投資対象資産は、日本株式、海外株式、日本債券、海外債券およびその他資産（日本リート、海外リート、コモディティ等）とし、各資産への投資は、原則として日本インデックスオープン225・マザーファンド、J-REITインデックス・マザーファンドおよび内外の上場投資信託証券(ETF)を通じて行いますが、株式、債券、リート等へ直接投資を行う場合があります。なお、ETF の選定は、流動性やコスト等を勘案して行います。また、流動性やコスト等の条件により、上場投資証券(ETN)に投資を行う場合があります。

③ 投資対象資産の配分にあたっては、ポートフォリオ全体の目標とするリスク水準を設定し、各資産の期待収益率、リスクおよび相関等の推計値により配分比率を決定します。そのため、各資産の推計値によっては全ての資産への配分が行われない場合があります。配分比率の見直しは、原則として3ヵ月毎に行います。

④ 投資信託証券等の組入比率の合計は、高位を保つことを基本とします。

⑤ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投 資 制 限

① マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

② 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

⑤ デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥ 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に

対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収 益 分 配 方 針

毎年２月６日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託　グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条　委託者は、金 4,000 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項および第 51 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条　この投資信託契約締結当初の受益者は委託者とし、追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条　委託者は、第 3 条の規定による受益権については 4,000 万口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条　受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条　委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、投資運用業を行う金融商品取引業者等と投資一任契約の締結を行った取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数

の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結当初の受益者として委託者が取得する受益権の価額は、1 口につき 1 円とします。

④　前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 38 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 22 条、第 23 条および第 24 条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条　委託者は、信託金を、主としてＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である日本インデックスオープン225・マザーファンド、J-REITインデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証

券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。また、「不動産投資信託証券」とは、「投資信託証券」のうち一般社団法人資産運用業協会規則に定めるものをいいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。ただし、取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券および投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの（上場投資信託証券等といいます。）の時価総額については投資信託証券の時価総額の合計額の計算において、これを算入しません。

⑤ 前項において、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。）、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第27条、第29条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これら

に類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条から第 24 条まで、第 27 条、第 29 条、第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 21 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ま

たは、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および外国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびにオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5

条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）が、保有金利商品の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）が、保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥　前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑧　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第 25 条　デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 26 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認めら

れる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第 27 条　委託者は、投資信託財産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項において、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④　第 2 項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第 28 条　投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 29 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（信託業務の委託等）

第 30 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 31 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 32 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 33 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

（再投資の指図）

第 34 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から

投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第37条　投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条　この信託の計算期間は、原則として、毎年2月7日から翌年2月6日までとします。なお、第1計算期間は、投資信託契約締結日から2024年2月6日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第39条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査に要する費用）

第40条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の163の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第42条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下、「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、および第44条第2項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため

委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 46 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から、当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 45 条 受益者が、収益分配金については第 44 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 44 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 46 条 受益者（投資信託契約当初の受益者としての委託者を除きます。以下、この条において同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。なお、委託者は、自己に帰属する受益権について、この投資信託契約の円滑な運営に支障がないと判断した場合、一部解約の実行を行うものとします。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④　投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができるものとします。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日（別に定める日を除きます。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（投資信託契約の解約）

第 47 条　委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 10 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第 2 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 2 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 48 条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 52 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 49 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき､解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信

託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 52 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 50 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 51 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 52 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 52 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決され

た場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条　この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1．他の受益者の氏名または名称および住所

2．他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第55条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。https://www.sbiokasan-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第56条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（運用状況に係る情報の提供）

第57条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第58条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則

第1条　第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

2023年2月6日

委　託　者　東京都中央区京橋二丁目2番1号
ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

受　託　者　大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行

付表

1. 別に定める日

約款第 13 条第 1 項、第 46 条第 1 項および同条第 6 項に規定する「別に定める日」は以下のものをいいます。

- ニューヨークの取引所の休業日もしくはロンドンの取引所の休業日

なお、「別に定める日」は今後、追加・変更されることがあります。

(2023 年 2 月 6 日現在)

追 加 型 証 券 投 資 信 託

グローバル資産分散投資ファンド
Ｅコース（積極）

約　　款

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

運 用 の 基 本 方 針

投資信託約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投 資 対 象

内外の取引所の上場投資信託証券(ETF)および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投 資 態 度

① 投資信託証券への投資を通じて、実質的に内外の株式、債券およびその他資産に分散投資を行います。

② 投資対象資産は、日本株式、海外株式、日本債券、海外債券およびその他資産（日本リート、海外リート、コモディティ等）とし、各資産への投資は、原則として日本インデックスオープン225・マザーファンド、J-REITインデックス・マザーファンドおよび内外の上場投資信託証券(ETF)を通じて行いますが、株式、債券、リート等へ直接投資を行う場合があります。なお、ETF の選定は、流動性やコスト等を勘案して行います。また、流動性やコスト等の条件により、上場投資証券(ETN)に投資を行う場合があります。

③ 投資対象資産の配分にあたっては、ポートフォリオ全体の目標とするリスク水準を設定し、各資産の期待収益率、リスクおよび相関等の推計値により配分比率を決定します。そのため、各資産の推計値によっては全ての資産への配分が行われない場合があります。配分比率の見直しは、原則として3ヵ月毎に行います。

④ 投資信託証券等の組入比率の合計は、高位を保つことを基本とします。

⑤ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投 資 制 限

① マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

② 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

⑤ デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥ 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に

対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収 益 分 配 方 針

毎年２月６日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託　グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条　委託者は、金 4,000 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項および第 51 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条　この投資信託契約締結当初の受益者は委託者とし、追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条　委託者は、第 3 条の規定による受益権については 4,000 万口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条　受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条　委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、投資運用業を行う金融商品取引業者等と投資一任契約の締結を行った取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数

の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結当初の受益者として委託者が取得する受益権の価額は、1 口につき 1 円とします。

④　前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 38 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 22 条、第 23 条および第 24 条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条　委託者は、信託金を、主としてＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である日本インデックスオープン225・マザーファンド、J-REITインデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証

券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。また、「不動産投資信託証券」とは、「投資信託証券」のうち一般社団法人資産運用業協会規則に定めるものをいいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。ただし、取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券および投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの（上場投資信託証券等といいます。）の時価総額については投資信託証券の時価総額の合計額の計算において、これを算入しません。

⑤ 前項において、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。）、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第27条、第29条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これら

に類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条から第 24 条まで、第 27 条、第 29 条、第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 21 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ま

たは、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および外国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびにオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5

条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）が、保有金利商品の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）が、保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥　前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑧　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第 25 条　デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 26 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認めら

れる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第 27 条　委託者は、投資信託財産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項において、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④　第 2 項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第 28 条　投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 29 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（信託業務の委託等）

第 30 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 31 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 32 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 33 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

（再投資の指図）

第 34 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から

投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第37条　投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条　この信託の計算期間は、原則として、毎年2月7日から翌年2月6日までとします。なお、第1計算期間は、投資信託契約締結日から2024年2月6日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第39条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査に要する費用）

第40条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の163の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第42条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下、「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、および第44条第2項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため

委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 46 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から、当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 45 条 受益者が、収益分配金については第 44 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 44 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 46 条 受益者（投資信託契約当初の受益者としての委託者を除きます。以下、この条において同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。なお、委託者は、自己に帰属する受益権について、この投資信託契約の円滑な運営に支障がないと判断した場合、一部解約の実行を行うものとします。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④　投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができるものとします。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日（別に定める日を除きます。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（投資信託契約の解約）

第 47 条　委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 10 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第 2 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 2 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 48 条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 52 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 49 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき､解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信

託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 52 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 50 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 51 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 52 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 52 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決され

た場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条　この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1．他の受益者の氏名または名称および住所

2．他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第55条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。https://www.sbiokasan-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第56条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（運用状況に係る情報の提供）

第57条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第58条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則

第1条　第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

2023年2月6日

委　託　者　東京都中央区京橋二丁目2番1号
ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

受　託　者　大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行

付表

1. 別に定める日

約款第 13 条第 1 項、第 46 条第 1 項および同条第 6 項に規定する「別に定める日」は以下のものをいいます。

- ニューヨークの取引所の休業日もしくはロンドンの取引所の休業日

なお、「別に定める日」は今後、追加・変更されることがあります。

(2023 年 2 月 6 日現在)